抜粋版

令　和　元　年　版

消　防　白　書

消　防　庁

この抜粋版は海外消防情報センターが作成したものです。

※目次中のグレイアウト箇所は抜粋版の割愛部分を示します。

はじめに

特集 1 最近の大規模自然災害への対応及び消防防災体制の整備

1．令和元年８月の前線に伴う大雨の被害と対応 …… 1
（1）災害の概要 …… 1
（2）政府の主な動き及び消防機関等の活動 …… 2
2．台風第 15 号に伴う被害と対応 …… 5
（1）災害の概要 …… 5
（2）政府の主な動き及び消防機関等の活動 …… 8
3．台風第 19 号等に伴う被害と対応 …… 10
（1）災害の概要 …… 10
（2）政府の主な動き及び消防機関等の活動 …… 13
4．最近の災害を踏まえた今後の対応 …… 20
（1）政府の主な動き …… 20
（2）消防庁の対応 …… 20
5．「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」における消防庁の取組 …… 20
（1）「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」の閣議決定 …… 20
（2）３か年緊急対策における消防庁の施策 …… 20
（3）今後の取組 …… 23

特集 2 G20大阪サミット及びラグビーワールドカップ2019における消防特別警戒等

1．サミット開催までの取組 …… 24
2．消防特別警戒の体制等 …… 25
（1）実施期間 …… 25
（2）参加機関 …… 25
（3）警戒体制 …… 25
3．警戒部隊の活動 …… 27
（1）火災等 …… 27
（2）救急 …… 27
（3）予防 …… 27
4．国民保護共同訓練 …… 27
5．ラグビーワールドカップ 2019 への対応 …… 28

特集 3 大規模イベント開催を見据えた外国人・障害者への対応

1．社会情勢を踏まえた取組の推進 …… 31
2．外国人・障害者からの 119 番通報等に円滑に対応するための取組 …… 31
（1）電話通訳センターを介した三者間同時通訳 …… 31
（2）Net119 緊急通報システム …… 32
（3）多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」 …… 34
（4）各消防本部への導入について …… 35
3．外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン …… 35
4．救急車利用ガイド …… 36

特集 4　Society5.0 時代における AI 等の活用

1．消防防災技術に係る研究開発の方向性 …… 37
（1）消防防災科学技術高度化戦略プラン 2018 …… 37
（2）統合イノベーション戦略等を踏まえた対応 …… 37
2．研究開発の状況 …… 37
（1）消防ロボットシステム（スクラムフォース）の配備 …… 37
（2）迅速な救急搬送を目指した救急隊運用最適化の研究開発 …… 40
（3）消防防災活動におけるドローンの活用 …… 41
（4）G 空間情報と ICT を活用した大規模防火対象物における防火安全対策の研究開発（競争的資金） …… 43

特集 5　緊急消防援助隊の充実強化

1．南海トラフ地震等に備えた増強 …… 45
2．土砂・風水害機動支援部隊と NBC 災害即応部隊の新設 …… 45
（1）土砂・風水害機動支援部隊の新設 …… 45
（2）NBC 災害即応部隊の新設 …… 46
3．航空関連の隊の再編 …… 47
4．緊急消防援助隊ロゴマーク …… 47

特集 6　消防防災ヘリコプターの安全運航体制の強化

1．消防防災ヘリコプターの墜落事故の概要 …… 48
（1）群馬県防災ヘリコプター墜落事故 …… 48
（2）長野県消防防災ヘリコプター墜落事故 …… 48
（3）岐阜県及び埼玉県防災ヘリコプター墜落事故 …… 48
2．運航の安全性の向上に向けた消防庁の取組（検討会） …… 49
（1）「消防防災ヘリコプターによる山岳救助のあり方に関する検討会」
（岐阜県及び埼玉県防災ヘリコプターの墜落事故を受けた対応） …… 49
（2）「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」
（長野県消防防災ヘリコプターの墜落事故を受けた対応） …… 49
（3）「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」
（群馬県防災ヘリコプターの墜落事故を受けた対応） …… 50
3．消防防災ヘリコプターの運航に関する基準 …… 50
（1）「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」の制定について …… 50
（2）消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の内容及び留意事項 …… 51

特集 7　日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開

1．日本の消防用機器等の海外展開に対する政府の取組 …… 54
2．東南アジア諸国等で日本の消防用機器等が置かれている状況と競争力の強化 …… 54
3．海外展開への取組 …… 54
（1）日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信 …… 54
（2）国内の連携体制・日本企業へのサポート …… 56
（3）国際消防防災フォーラムの活用 …… 57
（4）個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組 …… 57

※目次中のグレイアウト箇所は抜粋版の割愛部分を示します。

特集 8　消防団を中核とした地域防災力の充実強化

1．消防団の現状 …… 58
（1）消防団員数の減少 …… 58
（2）被雇用者である消防団員の割合の増加 …… 58
（3）消防団員の平均年齢の上昇 …… 58
（4）女性消防団員の増加 …… 59
（5）学生消防団員の増加 …… 60
（6）機能別消防団員の増加 …… 60
（7）消防団の装備・教育訓練の充実等に関する必要性の高まり …… 61
2．消防団の充実強化施策 …… 61
（1）消防団への加入促進 …… 61
（2）消防団員の処遇の改善 …… 65
（3）装備等の充実強化 …… 65
（4）教育・訓練の充実・標準化 …… 66
（5）その他消防団の充実強化施策 …… 66

第 1 章　災害の現況と課題

第 1 節　火災予防

［火災の現況と最近の動向］ …… 71
1．出火状況 …… 72
（1）１日当たり 104 件の火災が発生 …… 72
（2）出火率は 3.0 件／万人 …… 73
（3）火災覚知方法は 119 番通報が最多 …… 73
（4）初期消火の方法は消火器の使用が最多 …… 74
2．火災による死者の状況 …… 74
（1）火災による死者の状況 …… 74
（2）建物火災による死者の状況 …… 76
（3）住宅火災による死者の状況 …… 77
3．火災による損害額 …… 80
4．出火原因 …… 80
（1）「たばこ」による火災の半数以上は不適当な場所への放置によるもの …… 81
（2）「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少 …… 81
（3）「こんろ」による火災の大半は消し忘れによるもの …… 82
5．火災種別ごとの状況 …… 83
（1）建物火災 …… 83
（2）林野火災 …… 83
（3）車両火災 …… 85
（4）船舶火災 …… 85
（5）航空機火災 …… 85
［火災予防行政の現況］ …… 85
1．住宅防火対策の現況 …… 85
2．防火対象物 …… 86

3．防火管理制度 …… 87
（1）防火管理者 …… 87
（2）統括防火管理者 …… 88
（3）防火対象物定期点検報告制度 …… 88
4．防災管理制度 …… 88
（1）防災管理者 …… 88
（2）統括防災管理者 …… 89
5．立入検査と違反是正 …… 89
（1）立入検査と違反是正の現況 …… 89
（2）適マーク制度 …… 89
（3）違反対象物の公表制度の運用開始 …… 90
6．消防用設備等 …… 90
（1）消防同意の現況 …… 90
（2）消防用設備等の設置の現況 …… 90
（3）消防設備士及び消防設備点検資格者 …… 91
（4）防炎規制 …… 92
（5）火を使用する設備・器具等に関する規制 …… 93
7．消防用機械器具等の検定等 …… 93
（1）検定 …… 93
（2）自主表示 …… 93
8．消防用設備等に係る技術基準の性能規定 …… 94
9．火災原因調査の現況 …… 94
10．製品火災対策の推進 …… 95
［火災予防行政の課題］ …… 96
1．住宅防火対策の推進 …… 96
2．違反是正に係る関係部局間の連携の推進 …… 96
3．小規模施設における防火対策の推進 …… 96
（1）自動消火設備の設置の促進 …… 96
（2）小規模施設における消防訓練の実効性向上 …… 96
4．消防用設備等の点検報告の推進 …… 97
〈沖縄県那覇市で発生した首里城火災への対応〉 …… 98
第2節 危険物施設等における災害対策
［危険物施設等における災害の現況と最近の動向］ …… 99
1．火災事故 …… 100
（1）危険物施設における火災事故発生件数と被害 …… 100
（2）危険物施設における火災事故の発生要因 …… 101
（3）無許可施設における火災事故 …… 101
（4）危険物運搬中の火災事故 …… 101
（5）仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故 …… 101
2．流出事故 …… 101
（1）危険物施設における流出事故発生件数と被害 …… 101
（2）危険物施設における流出事故の発生要因 …… 102
（3）無許可施設における流出事故 …… 103
（4）危険物運搬中の流出事故 …… 103
（5）仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故 …… 103

［危険物行政の現況］ 103
1．危険物規制 103
（1）危険物規制の体系 103
（2）危険物施設の現況 103
（3）危険物取扱者 104
（4）事業所における保安体制 105
（5）保安検査 105
（6）立入検査及び措置命令 106
2．石油パイプラインの保安 106
（1）石油パイプライン事業の保安規制 106
（2）石油パイプラインの保安の確保 106
［危険物行政の課題］ 107
（1）官民一体となった事故防止対策の推進 107
（2）科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進 107
（3）大規模災害に対する安全対策 107
（4）過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた対策 108
〈京都市伏見区で発生した爆発火災への対応〉 109

第３節　石油コンビナート災害対策

［石油コンビナート災害の現況と最近の動向］ 111
1．事故件数と被害 111
2．事故の特徴 112
（1）事故種別ごとの一般事故件数 112
（2）原因別の一般事故件数 112
（3）特定事業所種別の一般事故件数 113
（4）特定事業所業態別の一般事故件数 113
［石油コンビナート災害対策の現況］ 114
1．特別防災区域の現況 114
2．都道府県・消防機関における防災体制 116
（1）防災体制の確立 116
（2）災害発生時の応急対応 116
（3）特別防災区域所在市町村等の消防力の整備 116
3．特定事業所における防災体制 116
（1）自衛防災組織等の設置 116
（2）大容量泡放射システムの配備 116
（3）自衛防災体制の充実 117
4．事業所のレイアウト規制 117
（1）レイアウト規制 117
（2）新設等の届出等の状況 117
5．その他の災害対策 117
（1）災害応急体制の整備 117
（2）防災緩衝緑地等の整備 118
6．最近の石油コンビナート等における災害対策 118
（1）石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議 118
（2）石油コンビナート等の地震・津波対策 118
（3）石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト 118

（4）石油コンビナート等防災体制強化のための検討会の開催 119
［石油コンビナート災害対策の課題］ 119
1．石油コンビナートにおける災害対策の推進 119
（1）東日本大震災を踏まえた石油コンビナートの地震・津波対策 119
（2）特定事業所における防災体制の充実強化 119
（3）大容量泡放射システムの効果的な活用 119
2．国家石油備蓄基地への対応 119
第4節 林野火災対策
［林野火災の現況と最近の動向］ 120
［林野火災対策の現況］ 120
1．林野火災特別地域対策事業 120
2．広域応援・空中消火による消防活動 120
（1）空中消火の実施状況 120
（2）広域応援・空中消火体制の整備 120
3．その他の対策 121
（1）出火防止対策の徹底 121
（2）林野火災用消防施設等の整備 121
［林野火災対策の課題］ 122
第5節 風水害対策
［風水害の現況と最近の動向］ 123
1．平成30年中の主な風水害 123
（1）平成30年7月豪雨による被害等の状況 123
（2）台風第13号による被害等の状況 124
（3）台風第20号による被害等の状況 124
（4）台風第21号による被害等の状況 125
（5）台風第24号による被害等の状況 125
（6）台風第25号による被害等の状況 125
2．平成31年1月から令和元年10月までの主な風水害 126
（1）5月18日からの大雨による被害等の状況 126
（2）台風第3号による被害等の状況 126
（3）6月29日からの大雨による被害等の状況 127
（4）梅雨前線による大雨及び台風第5号による被害等の状況 127
（5）台風第6号による被害等の状況 127
（6）台風第8号による被害等の状況 127
（7）台風第9号による被害等の状況 128
（8）台風第10号による被害等の状況 128
（9）台風第13号による被害等の状況 128
（10）台風第17号による被害等の状況 128
（11）台風第18号による被害等の状況 129
［風水害対策の現況］ 129
1．風水害対策の概要 129
（1）洪水 129
（2）土砂災害 129
（3）高潮 130
（4）竜巻等突風 130

２．避難体制の整備、避難行動要支援者対策 …… 130
（１）避難行動要支援者の支援対策の推進 …… 130
（２）指定緊急避難場所等の周知徹底及び安全確保等 …… 131
３．災害危険箇所に関する情報の周知 …… 132
４．防災訓練の実施 …… 132
［風水害対策の課題と対応］ …… 132
１．平成 30 年７月豪雨を受けた対応 …… 132
（１）平成 30 年７月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループの設置 …… 133
（２）避難勧告等の発令・伝達体制の改善 …… 133
２．防災基本計画の修正 …… 134
３．中央防災会議通知 …… 134
第６節　震災対策
［地震災害の現況と最近の動向］ …… 139
１．平成 30 年中の主な地震災害 …… 139
（１）沖縄県西表島付近を震源とする地震による被害等の状況 …… 140
（２）島根県西部を震源とする地震による被害等の状況 …… 140
（３）北海道根室半島南東沖を震源とする地震による被害等の状況 …… 141
（４）長野県北部を震源とする地震による被害等の状況 …… 141
（５）長野県北部を震源とする地震による被害等の状況 …… 141
（６）群馬県南部を震源とする地震による被害等の状況 …… 141
（７）大阪府北部を震源とする地震による被害等の状況 …… 141
（８）千葉県東方沖を震源とする地震による被害等の状況 …… 142
（９）平成 30 年北海道胆振東部地震による被害等の状況 …… 142
２．平成 31 年１月から令和元年 10 月までの主な地震災害 …… 142
（１）熊本県熊本地方を震源とする地震による被害等の状況 …… 143
（２）熊本県熊本地方を震源とする地震による被害等の状況 …… 143
（３）北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害等の状況 …… 143
（４）日向灘を震源とする地震による被害等の状況 …… 143
（５）千葉県北東部を震源とする地震による被害等の状況 …… 144
（６）山形県沖を震源とする地震による被害等の状況 …… 144
（７）福島県沖を震源とする地震による被害等の状況 …… 144
［震災対策の現況］ …… 144
１．震災対策の概要 …… 144
（１）東海地震対策及び南海トラフ地震対策 …… 145
（２）首都直下地震対策 …… 147
（３）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策 …… 148
（４）中部圏・近畿圏直下地震対策 …… 148
（５）その他 …… 148
２．地方公共団体における震災対策 …… 149
（１）地域防災計画（震災対策編等）の作成状況 …… 149
（２）震災時等における相互応援協定等の締結状況 …… 149
（３）備蓄物資・備蓄倉庫等の状況 …… 150
（４）震災対策施設等の整備事業 …… 150
（５）震災訓練の実施状況 …… 150
（６）津波対策の実施状況 …… 151

［震災対策の課題］ ・・・

（6）大雪時等における放置車両対策 163
［地下施設等の災害対策］ 163
1．地下施設等の災害の現況と最近の動向 163
2．地下施設等の災害対策の現況 163
（1）鉄道トンネル 163
（2）道路トンネル 163
（3）大深度地下空間 164
3．地下施設等の災害対策の課題 164
［海上災害対策］ 164
1．海上災害の現況と最近の動向 164
2．海上災害対策の現況 165
3．海上災害対策の課題 165
［航空災害対策］ 165
1．航空災害の現況と最近の動向 165
2．航空災害対策の現況 165
3．航空災害対策の課題 166
［ガス災害対策］ 166
1．ガス災害の現況と最近の動向 166
（1）事故の発生件数 166
（2）ガス事故による死傷者数 166
（3）自損行為によるガス事故 167
2．ガス災害対策の現況 167
3．ガス災害対策の課題 167
［毒物・劇物等の災害対策］ 167
1．毒物・劇物等災害の現況と最近の動向 167
2．毒物・劇物等災害対策の現況 168
3．毒物・劇物等災害対策の課題 168
（1）実態の把握及び指導 168
（2）危険物災害等情報支援体制の充実 168

第2章 消防防災の組織と活動

第1節 消防体制

1．消防組織 171
（1）常備消防機関 171
（2）消防団 172
2．消防防災施設等 172
（1）消防車両等の整備 172
（2）消防通信施設 173
（3）消防水利 174
3．消防財政 175
（1）市町村の消防費 175
（2）消防費の財源 175
（3）都道府県の防災費 177

（4）消防庁予算額 …… 177
4．常備消防体制整備の課題 …… 180
（1）消防力の整備 …… 180
（2）消防隊員用個人防火装備 …… 180
第２節 消防の広域化の推進
1．消防の広域化とは …… 182
2．消防の広域化のメリット …… 182
（1）初動体制の充実等による住民サービスの向上 …… 182
（2）人員配置の効率化及び現場体制の充実 …… 182
（3）消防体制の基盤強化 …… 182
3．これまでの取組 …… 183
（1）平成６年からの取組 …… 183
（2）消防組織法の改正（平成 18 年） …… 183
（3）広域化基本指針の制定（平成 18 年） …… 183
（4）広域化基本指針の改正（平成 25 年） …… 183
（5）連携・協力基本指針の制定（平成 29 年） …… 184
（6）広域化基本指針の改正（平成 30 年） …… 184
（7）これまでの取組の成果 …… 185
4．関係機関の取組 …… 185
（1）消防庁の取組 …… 185
（2）都道府県の取組 …… 186
（3）市町村の取組 …… 186
第３節 消防職団員の活動
1．活動状況 …… 188
2．公務による死傷者の状況 …… 188
3．勤務条件等 …… 189
（1）消防職員の勤務条件等 …… 189
（2）消防本部におけるハラスメント等への対応策 …… 191
（3）女性消防吏員の更なる活躍の推進 …… 194
（4）消防団員の処遇改善 …… 197
4．安全衛生体制の整備 …… 198
（1）安全衛生体制 …… 198
（2）消防団員の安全対策 …… 199
（3）惨事ストレス対策 …… 199
5．消防表彰等 …… 200
（1）国の栄典 …… 200
（2）内閣総理大臣表彰 …… 201
（3）総務大臣表彰 …… 201
（4）総務大臣感謝状 …… 201
（5）消防庁長官表彰 …… 202
（6）賞じゅつ金及び報賞金 …… 202
（7）退職消防団員報償 …… 202
（8）消防庁長官感謝状 …… 202
（9）その他 …… 203

第４節　教育訓練体制

１．消防職団員の教育訓練 …… 204
２．職場教育 …… 204
３．消防学校における教育訓練 …… 204
（１）消防学校の設置状況 …… 204
（２）教育訓練の種類 …… 204
（３）消防学校における教育訓練の充実強化 …… 205
（４）教育訓練の実施状況 …… 205
４．消防大学校における教育訓練及び技術的援助 …… 205
（１）施設・設備 …… 206
（２）教育訓練の実施状況 …… 206
（３）消防学校に対する技術的援助 …… 208
（４）特別講習会 …… 208

第５節　救急体制

１．救急業務の実施状況 …… 209
（１）救急出動の状況 …… 209
（２）傷病程度別搬送人員の状況 …… 210
（３）年齢区分別事故種別搬送人員の状況 …… 211
（４）現場到着所要時間の状況 …… 211
（５）病院収容所要時間の状況 …… 211
（６）救急隊員の行った応急処置等の状況 …… 212
２．救急業務の実施体制 …… 214
（１）救急業務実施市町村数 …… 214
（２）救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数 …… 215
（３）救急救命士及び救急救命士運用隊の推移 …… 215
（４）救急自動車数 …… 217
（５）高速自動車国道等における救急業務 …… 217
３．消防と医療の連携促進 …… 217
（１）救急搬送における医療機関の受入れ状況 …… 217
（２）傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準 …… 218
（３）救急医療体制 …… 218
４．救急業務高度化の推進 …… 218
（１）救急業務に携わる職員の教育の推進 …… 218
（２）救急救命士の処置範囲の拡大 …… 219
（３）メディカルコントロール体制の充実 …… 220
（４）救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用 …… 221
５．救急業務を取り巻く課題 …… 221
（１）救急車の適正利用の推進 …… 221
（２）救急安心センター事業（＃7119）の推進 …… 223
（３）一般市民に対する応急手当の普及 …… 224
（４）感染症への対策 …… 227
（５）熱中症への対応 …… 227

第６節　救助体制

１．救助活動の実施状況 …… 230
（１）救助活動件数及び救助人員の状況 …… 230

（２）事故種別ごとの救助活動の状況 …… 230
２．救助活動の実施体制 …… 231
（１）救助隊数及び救助隊員数 …… 231
（２）救助活動のための救助器具等の保有状況 …… 231
３．全国消防救助技術大会の実施 …… 232
４．救助体制の課題 …… 232
（１）体制の整備 …… 232
（２）車両及び資機材の整備 …… 232
（３）救助技術の高度化等 …… 234
第７節　航空消防防災体制
１．航空消防防災体制の現況 …… 235
２．今後の取組 …… 238
（１）航空消防防災体制の整備 …… 238
（２）消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて …… 239
（３）消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて …… 240
第８節　広域消防応援と緊急消防援助隊
１．消防の広域応援体制 …… 241
（１）消防の相互応援協定 …… 241
（２）広域消防応援体制の整備 …… 241
２．緊急消防援助隊 …… 242
（１）緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化 …… 242
（２）緊急消防援助隊の編成及び出動計画等 …… 244
（３）緊急消防援助隊の登録隊数及び装備 …… 247
（４）緊急消防援助隊の活動 …… 249
（５）緊急消防援助隊の訓練 …… 250
（６）今後の取組 …… 251
第９節　国と地方公共団体の防災体制
１．国と地方の防災組織等 …… 252
（１）防災組織 …… 252
（２）災害対策基本法の改正 …… 252
（３）消防庁の防災体制 …… 252
（４）地方公共団体等の災害対応力の強化推進 …… 253
２．地域防災計画 …… 253
（１）地域防災計画の修正 …… 253
（２）地区防災計画の策定 …… 253
（３）広域防災応援体制 …… 254
３．防災訓練の実施 …… 255
４．防災体制の整備の課題 …… 255
（１）地方防災会議の一層の活用 …… 255
（２）地域防災計画の見直しの推進 …… 256
（３）実効性のある防災体制の確保 …… 256
（４）市町村長への研修 …… 256
第 10 節　消防防災の情報化の推進
１．被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立 …… 257
２．災害に強い消防防災通信ネットワークの整備 …… 257

（1）消防防災通信ネットワークの概要 258
（2）耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備 261
3．情報処理システムの活用 262
（1）災害時対応支援システムの導入と活用 262
（2）統計調査系システム 262
4．情報化の最近の動向 263
（1）消防防災通信ネットワークの充実強化 263
（2）消防防災業務の業務・システムの最適化 264

第3章 国民保護への対応

第1節 国民保護への取組

1．国民保護法の成立 267
（1）国民保護法の制定経緯 267
（2）国民保護法の目的 267
2．国民保護法に基づく国民の保護に関する措置の概要 267
（1）住民の避難に関する措置 268
（2）避難住民等の救援に関する措置 269
（3）武力攻撃災害への対処に関する措置 269
（4）その他の措置等 269
3．消防庁等の役割 269
（1）消防庁の役割 269
（2）地方公共団体と消防の役割 269
4．基本指針・国民保護計画 270
（1）基本指針 270
（2）消防庁国民保護計画 270
（3）都道府県国民保護計画 270
（4）市町村国民保護計画 271
5．主な課題と取組等 271
（1）Ｊアラートによる迅速な情報伝達 271
（2）国民保護共同訓練 273
（3）市町村における避難実施要領のパターンの作成 273
（4）避難施設の指定 274
（5）安否情報システムの運用 274
（6）地方公共団体職員の研修・普及啓発 275
（7）地方公共団体における体制整備 275
（8）特殊標章等 275
6．テロ対策 276
（1）体制の整備 276
（2）NBC テロ災害に対応するための車両・資機材の整備 276
（3）消防機関に対する危機管理教育訓練の充実強化 276
（4）テロ災害に対応するための救急資器材の導入に向けた教育の推進 277

第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

（1）消防庁の対応 278

（２）Ｊアラートによる情報伝達 …… 279
（３）弾道ミサイル発射事案に係る国民の理解の促進 …… 279

第４章　自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

［防火防災意識の高揚］ …… 283
１．全国火災予防運動等 …… 283
（１）全国火災予防運動
（秋季　平成 30 年 11 月 9 日～11 月 15 日　春季　平成 31 年３月１日～３月７日） …… 283
（２）文化財防火デー（１月 26 日） …… 284
（３）全国山火事予防運動（平成 31 年３月１日～３月７日） …… 284
（４）車両火災予防運動（平成 31 年３月１日～３月７日） …… 284
（５）消防記念日（３月７日） …… 284
２．危険物安全週間 …… 284
３．防災知識の普及啓発 …… 285
［住民等の自主防災活動］ …… 285
１．コミュニティにおける自主防災活動 …… 285
（１）コミュニティにおける自主防災活動の促進 …… 285
（２）自主防災組織等 …… 287
［災害に強い安全なまちづくり］ …… 288
１．防災基盤等の整備 …… 288
（１）公共施設等の耐震化 …… 288
（２）防災施設等の整備 …… 288
（３）防災拠点の整備 …… 288

第５章　国際的課題への対応

［国際緊急援助］ …… 291
１．国際消防救助隊設立の経緯 …… 291
２．派遣体制 …… 291
３．教育訓練 …… 291
４．派遣実績 …… 292
［国際協力・国際交流］ …… 295
１．国際消防防災フォーラムの開催 …… 295
２．開発途上国からの研修員受入れ等 …… 295
（１）課題別研修の実施 …… 295
（２）国別研修の実施 …… 295
（３）諸外国への情報提供等 …… 295
３．中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト …… 296
４．技術協力等 …… 296
５．国際交流 …… 296
［基準・認証制度の国際化への対応］ …… 296
１．消防用機械器具等の国際規格の現況 …… 296

２．規格の国際化への対応 …… 296
［地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）］ …… 297
１．ハロン消火剤等の放出抑制について …… 297
２．PFOS を含有する泡消火薬剤の排出抑制について …… 297

第６章 消防防災の科学技術の研究・開発

［研究・開発の推進］ …… 301
１．消防庁における重点研究開発目標 …… 301
２．消防研究センター …… 301
３．消防防災科学技術研究推進制度 …… 301
４．消防機関における研究開発 …… 301
［消防研究センターにおける研究開発等］ …… 301
１．消防防災に関する研究 …… 301
（１）消防ロボットシステムの研究開発 …… 302
（２）火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 …… 304
（３）災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発 …… 305
（４）危険物施設の安全性向上に関する研究開発 …… 308
（５）火災予防と火災による被害の軽減に係る研究開発 …… 309
（６）地下タンクの健全性診断に係る研究開発 …… 312
２．火災原因調査等及び災害・事故への対応 …… 312
（１）火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等 …… 312
（２）災害・事故への対応 …… 313
３．研究成果をより広く役立てるために …… 313
（１）一般公開 …… 314
（２）全国消防技術者会議 …… 314
（３）消防防災研究講演会 …… 314
（４）調査技術会議 …… 314
（５）消防防災科学技術賞 …… 314
（６）施設見学 …… 314
［競争的資金における研究開発等］ …… 314
［消防機関の研究等］ …… 315
［消防防災科学技術の研究における今後の取組］ …… 315

附属資料索引

附属資料Ⅰ　東日本大震災における都道府県別死者数等及び住家被害等（平成31年３月１日現在）・・・319
附属資料Ⅱ　消防防災施設災害復旧費補助金　対象施設・・・320
附属資料Ⅲ　消防防災設備災害復旧費補助金　対象設備・・・320
附属資料Ⅳ　平成30年度及び令和元年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの）・・・320
附属資料Ⅴ　平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（平成31年４月１日現在）・・・321
附属資料Ⅵ　非常備町村一覧・・・322
附属資料１－１－１　平成30年中の主な火災・・・323
附属資料１－１－２　都道府県別火災損害状況・・・324
附属資料１－１－３　月別火災損害状況・・・327
附属資料１－１－４　出火原因別火災損害状況・・・328
附属資料１－１－５　主な出火原因の推移（上位10位）・・・329
附属資料１－１－６　昭和21年以降の火災損害状況・・・330
附属資料１－１－７　昭和21年以降の大火記録・・・332
附属資料１－１－８　昭和21年以降の火災損害比較・・・333
附属資料１－１－９　１日当たり及び１件当たりの火災の状況・・・334
附属資料１－１－10　出火件数の構成比率・・・334
附属資料１－１－11　四季別出火状況・・・334
附属資料１－１－12　初期消火における消防用設備等の使用状況・・・335
附属資料１－１－13　都道府県別の火災による死者の状況・・・335
附属資料１－１－14　月別の火災による死者発生状況・・・336
附属資料１－１－15　月別の火災による死傷者発生状況・・・336
附属資料１－１－16　時間帯別火災100件当たりの死者発生状況・・・336
附属資料１－１－17　時間帯別の出火件数及び死者数・・・337
附属資料１－１－18　火災による死因別死者発生状況の推移・・・337
附属資料１－１－19　死に至った経過と年齢別の死者発生状況・・・338
附属資料１－１－20　年齢別・性別放火自殺者等発生状況・・・340
附属資料１－１－21　火災による年齢別・性別死者発生状況・・・340
附属資料１－１－22　用途別の主な火災事例・・・341
附属資料１－１－23　火災による死傷者の発生状況・・・342
附属資料１－１－24　火災種別ごとの死者発生状況・・・342
附属資料１－１－25　建物用途別及び階層別の死者の発生状況・・・343
附属資料１－１－26　建物構造別・死因別死者発生状況・・・343
附属資料１－１－27　時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等を除く。）・・・343
附属資料１－１－28　火災による損害額の推移・・・344
附属資料１－１－29　主な出火原因別の火災による損害額・・・344
附属資料１－１－30　失火による出火件数・・・345
附属資料１－１－31　主な着火物別出火件数・・・345
附属資料１－１－32　放火及び放火の疑いによる時間帯別火災１件あたりの損害額・・・345
附属資料１－１－33　放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額・・・346
附属資料１－１－34　建物火災の火元建物用途別の損害状況・・・346
附属資料１－１－35　建物火災の月別火災件数・・・347
附属資料１－１－36　火元建物の構造別損害状況・・・347
附属資料１－１－37　建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数・・・347

附属資料１－１－38　建物火災の放水開始時間別焼損状況 …… 348
附属資料１－１－39　建物火災の鎮火所要時間別１件当たり焼損状況 …… 348
附属資料１－１－40　全国の防火管理実施状況 …… 349
附属資料１－１－41　全国の統括防火管理実施状況 …… 350
附属資料１－１－42　全国の防災管理等実施状況 …… 351
附属資料１－１－43　全国の統括防災管理実施状況 …… 352
附属資料１－１－44　立入検査実施状況 …… 353
附属資料１－１－45　命令の状況 …… 353
附属資料１－１－46　防火対象物に関する命令等
（消防法第５条、第５条の２及び第５条の３）の状況 …… 354
附属資料１－１－47　防火管理に関する命令等（消防法第８条及び第８条の２）の状況 …… 355
附属資料１－１－48　消防用設備等に関する措置命令等（消防法第 17 条の４）の状況 …… 356
附属資料１－１－49　消防設備士の数 …… 357
附属資料１－１－50　検定申請状況 …… 357
附属資料１－１－51　特殊消防用設備等の認定件数 …… 358
附属資料１－１－52　世界各都市（地域）の火災状況 …… 359
附属資料１－２－１　危険物施設数の推移 …… 360
附属資料１－２－２　容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設） …… 361
附属資料１－２－３　危険物施設の火災及び流出事故件数の推移（過去 20 年） …… 362
附属資料１－２－４　危険物施設における火災発生原因の推移（過去 15 年） …… 363
附属資料１－３－１　石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況 …… 364
附属資料１－３－２　主な石油コンビナート災害 …… 366
附属資料１－５－１　昭和 23 年以降の主な風水害等
（死者及び行方不明者の合計が 100 人以上のもの） …… 367
附属資料１－５－２　平成 30 年１月１日から 12 月 31 日までの間に発生した自然災害による
都道府県別被害状況 …… 368
附属資料１－６－１　関東地震以降の主な地震災害 …… 370
附属資料１－６－２　過去５年間に発生した最大震度６弱以上を観測した地震による
都道府県別被害状況 …… 371
附属資料２－１－１　都道府県別市町村消防組織一覧 …… 372
附属資料２－１－２　消防機関数と消防職団員数の推移 …… 373
附属資料２－１－３　国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況 …… 374
附属資料２－１－４　国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況 …… 375
附属資料２－１－５　市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行（予定）額の推移 …… 376
附属資料２－２－１　消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧 …… 377
附属資料２－５－１　救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数 …… 378
附属資料２－５－２　救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員 …… 379
附属資料２－５－３　救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況 …… 380
附属資料２－５－４　都道府県別救急業務実施状況 …… 381
附属資料２－５－５　都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表 …… 382
附属資料２－６－１　都道府県別救助活動件数及び救助人員 …… 383
附属資料２－８－１　緊急消防援助隊登録状況 …… 384
附属資料２－８－２　緊急消防援助隊の出動実績 …… 385
附属資料２－８－３　緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況 …… 390

附属資料２－10－１　衛星通信ネットワーク地球局整備状況 391
附属資料２－10－２　市町村防災行政無線通信施設整備状況 392
附属資料４－１　自主防災組織の都道府県別結成状況 393
附属資料４－２　防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（都道府県別） 394
附属資料６－１　令和元年度の政府戦略等を踏まえた重点研究開発目標 395
附属資料６－２　採択研究テーマの一覧 395
附属資料６－３　応募件数、採択件数等の推移 396
附属資料６－４　消防機関の研究部門等の概要 396

第1節　火災予防

火災の現況と最近の動向

平成 20 年以降の出火件数をみると、おおむね減少傾向となっており、平成 30 年中の出火件数は、3 万 7,981 件と前年に比べ 1,392 件（3.5%）減少しており、10 年前（平成 20 年中の出火件数）の 72.5%となっている。

また、火災による死者数も、平成 20 年以降おおむね減少傾向にあり、平成 30 年中の火災による死者数は、1,427 人と前年に比べ 29 人（2.0%）減少しており、10 年前（平成 20 年中の火災による死者数）の 72.5%となっている（**第 1-1-1 図**、**第 1-1-1 表**）。

第 1-1-1 図　火災の推移と傾向図

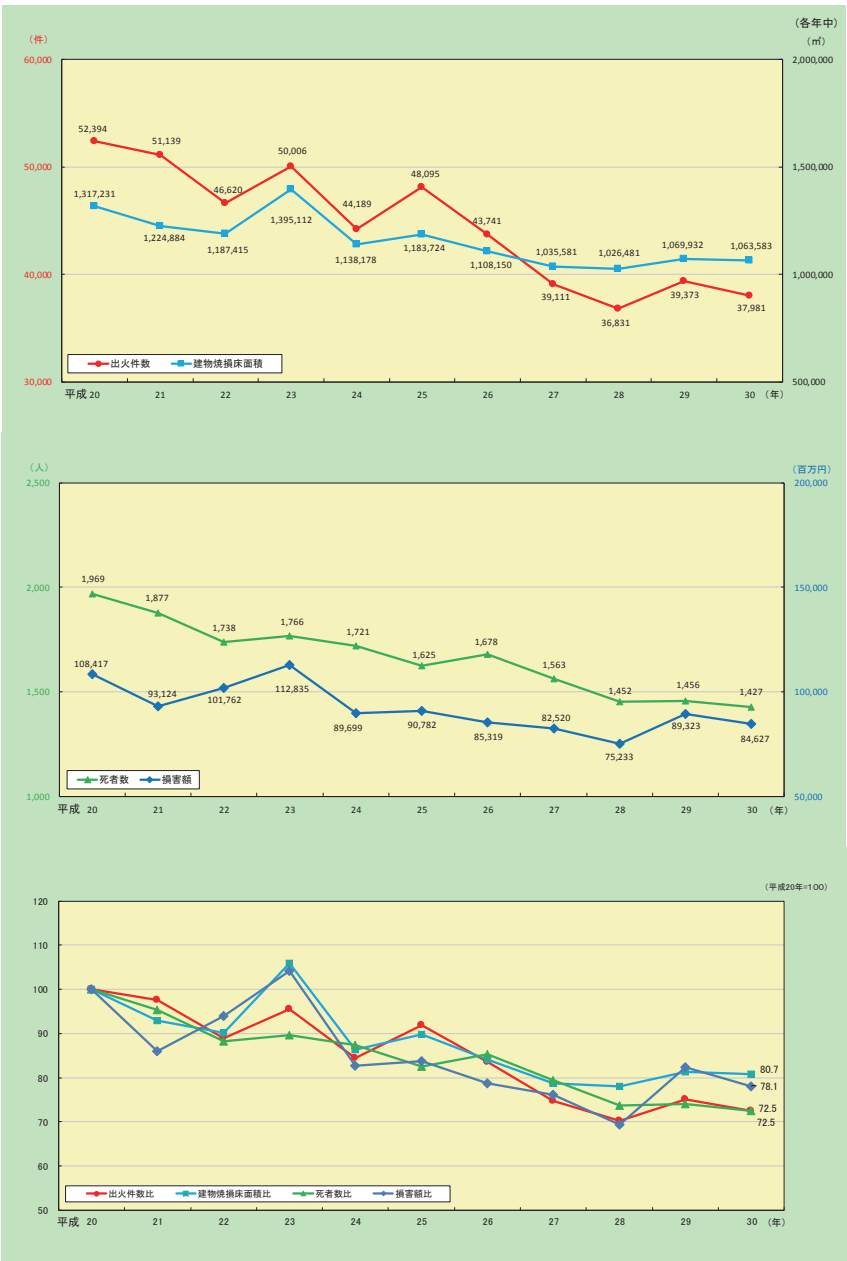

（備考）1「火災報告」により作成
2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの、以下本節において、ことわりのない限り同じ。
3「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
4「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成20年中の値を100とした比

第 1-1-1 表　火災の状況

（各年中）

区　　分	平成20年	平成29年（A）	平成30年（B）	増　減 (B)－(A) (C)	増減率 (C)／(A)×100 (%)
出火件数合計（件）	52,394	39,373	37,981	△ 1,392	△ 3.5
建物火災	30,053	21,365	20,764	△ 601	△ 2.8
林野火災	1,891	1,284	1,363	79	6.2
車両火災	5,358	3,863	3,660	△ 203	△ 5.3
船舶火災	101	72	69	△ 3	△ 4.2
航空機火災	3	6	1	△ 5	△ 83.3
その他の火災	14,988	12,783	12,124	△ 659	△ 5.2
焼損棟数合計（棟）	40,588	30,824	29,962	△ 862	△ 2.8
全　　焼	8,628	6,967	7,138	171	2.5
半　　焼	2,761	1,677	1,658	△ 19	△ 1.1
部　分　焼	11,548	8,063	7,833	△ 230	△ 2.9
ぼ　　や	17,651	14,117	13,333	△ 784	△ 5.6
建物焼損床面積（㎡）	1,317,231	1,069,932	1,063,583	△ 6,349	△ 0.6
建物焼損表面積（㎡）	148,018	111,304	117,981	6,677	6.0
林野焼損面積（ａ）	83,916	93,808	60,624	△ 33,184	△ 35.4
死者（人）	1,969	1,456	1,427	△ 29	△ 2.0
負傷者（人）	7,998	6,052	6,114	62	1.0
り災世帯数（世帯）	26,805	18,853	18,180	△ 673	△ 3.6
全　　損	5,923	4,163	3,978	△ 185	△ 4.4
半　　損	2,139	1,305	1,233	△ 72	△ 5.5
小　　損	18,743	13,385	12,969	△ 416	△ 3.1
り災人員（人）	66,533	41,518	39,758	△ 1,760	△ 4.2
損害額合計（百万円）	108,417	89,323	84,627	△ 4,696	△ 5.3
建物火災	99,841	81,599	76,353	△ 5,246	△ 6.4
林野火災	606	900	202	△ 698	△ 77.6
車両火災	2,819	2,283	2,227	△ 56	△ 2.5
船舶火災	171	619	859	240	38.8
航空機火災	1,192	43	730	687	1,597.7
その他の火災	3,371	3,105	3,172	67	2.2
爆　　発	417	772	1,084	312	40.4
出火率（件/万人）	4.1	3.1	3.0	△ 0.1	－

（備考）１　「火災報告」により作成
２　各年の数値は、１月～12 月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
３　「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
４　「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
５　「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
６　「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
７　「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
８　「その他の火災」とは、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
９　死者には、火災により負傷した後、48 時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
10　出火率とは、人口１万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
11　損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
12　△は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
13　増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
14　人口は、平成 20 年については３月 31 日現在の住民基本台帳、平成 29 年、平成 30 年については１月１日現在の住民基本台帳による。
15　火災が２種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別（建物、林野、車両、船舶、航空機、その他の別）ごとに計上している。以下本節においてことわりのない限り同じ。
16　「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。
17　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

（略）

（略）

火災予防行政の現況

1．住宅防火対策の現況

平成 30 年中の放火を除いた住宅火災の件数（1万 269 件）は、放火を除いた建物火災の件数（1万 9,430 件）の約 5 割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（946 人）は、放火自殺者等を除く建物火災による死者数（1,051 人）の約 9 割となっている（**附属資料 1-1-25**）。さらに、住宅火災による死者の約 7 割が 65 歳以上の高齢者となっている。

平成 16 年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成 18 年６月から義務化され、既存住宅についても平成 23 年６月までに各市町村の条例に基づき、全国の市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置対策会議」を開催し、同会議において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和元年６月１日時点で全国の設置率*1は 82.3%、条例適合率*2は 67.9%となっており、都道府県別にみると設置率及び条例適合率は福井県が最も高くなっている（第 1-1-15 表）。

第 1-1-15 表　住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率（令和元年６月１日時点）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	82.3%	67.9%	三重	76.8%　(39)	64.4%　(28)
北海道	82.0%　(19)	67.6%　(18)	滋賀	82.7%　(17)	62.2%　(34)
青森	75.1%　(41)	59.0%　(39)	京都	87.9%　(6)	73.2%　(6)
岩手	83.8%　(13)	66.9%　(21)	大阪	83.8%　(13)	77.0%　(5)
宮城	91.4%　(2)	65.0%　(26)	兵庫	87.2%　(8)	70.4%　(12)
秋田	81.8%　(21)	67.4%　(19)	奈良	74.0%　(42)	63.0%　(31)
山形	81.7%　(22)	60.8%　(38)	和歌山	79.1%　(31)	62.5%　(32)
福島	77.4%　(37)	54.5%　(44)	鳥取	83.0%　(15)	63.6%　(30)
茨城	72.5%　(44)	58.8%　(40)	島根	82.6%　(18)	61.7%　(35)
栃木	76.8%　(39)	62.4%　(33)	岡山	78.0%　(35)	65.0%　(26)
群馬	70.7%　(45)	54.1%　(45)	広島	87.5%　(7)	80.6%　(3)
埼玉	77.5%　(36)	65.2%　(25)	山口	80.9%　(24)	67.7%　(17)
千葉	80.0%　(27)	65.5%　(24)	徳島	80.0%　(27)	68.4%　(15)
東京	89.3%　(3)	72.2%　(7)	香川	77.1%　(38)	64.0%　(29)
神奈川	84.1%　(12)	72.2%　(7)	愛媛	78.9%　(33)	66.8%　(22)
新潟	86.5%　(9)	71.2%　(11)	高知	68.5%　(46)	46.4%　(46)
富山	86.4%　(10)	67.8%　(16)	福岡	81.7%　(22)	71.7%　(10)
石川	88.1%　(5)	84.0%　(2)	佐賀	73.8%　(43)	56.5%　(43)
福井	94.5%　(1)	88.6%　(1)	長崎	78.4%　(34)	58.0%　(42)
山梨	79.1%　(31)	70.3%　(13)	熊本	79.5%　(29)	58.6%　(41)
長野	82.0%　(19)	66.0%　(23)	大分	85.0%　(11)	69.5%　(14)
岐阜	80.9%　(24)	61.6%　(36)	宮崎	82.9%　(16)	71.8%　(9)
静岡	79.4%　(30)	67.0%　(20)	鹿児島	88.7%　(4)	79.1%　(4)
愛知	80.7%　(26)	60.9%　(37)	沖縄	58.2%　(47)	43.0%　(47)

（備考）１　（　）内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。
　　２　標本調査のため、各数値は一定の誤差を含む。

２．防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のため

＊3　設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合
＊4　条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合

の人的体制の整備や消防用設備等*3の設置、防炎物品の使用などを義務付けている。

平成 31 年３月 31 日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150 ㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）による数。以下同じ。）は、418 万 5,804 件である。

また、21 大都市（東京都特別区及び指定都市）の防火対象物数は、118 万 8,488 件と全国の防火対象物の 28.4%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街（全国の 86.9%）、準地下街*4（同 85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同 53.1%）などである（**第 1-1-16 表**）。

第 1-1-16 表　防火対象物数

（平成 31 年３月 31 日現在）

防火対象物の区分			全国	21大都市	割合（%）
（一）	イ	劇場等	4,428	653	14.7
	ロ	公会堂等	65,435	6,175	9.4
（二）	イ	キャバレー等	843	131	15.5
	ロ	遊技場等	9,823	1,860	18.9
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	192	102	53.1
	ニ	カラオケボックス等	2,592	638	24.6
（三）	イ	料理店等	2,781	507	18.2
	ロ	飲食店	84,391	17,088	20.2
（四）		百貨店等	160,298	28,834	18.0
（五）	イ	旅館等	60,480	7,337	12.1
	ロ	共同住宅等	1,357,705	520,302	38.3
（六）	イ	（1）避難のために患者の介助が必要な病院	6,765	1,094	16.2
		（2）避難のために患者の介助が必要な有床診療所	3,502	680	19.4
		（3）病院（（1）に掲げるものを除く）、有床診療所（（2）に掲げるものを除く）、有床助産所	9,576	2,432	25.4
		（4）無床診療所、無床助産所	44,024	8,269	18.8
		小　計	63,867	12,475	19.5
	ロ	（1）老人短期入所施設等	42,508	7,943	18.7
		（2）救護施設	242	32	13.2
		（3）乳児院	162	32	19.8
		（4）障害児入所施設	474	73	15.4
		（5）障害者支援施設等	6,567	1,062	16.2
		小　計	49,953	9,142	18.3
	ハ	（1）老人デイサービスセンター等	23,124	3,931	17.0
		（2）更生施設	224	43	19.2
（六）	ハ	（3）保育所等	35,388	7,529	21.3
		（4）児童発達支援センター等	3,139	485	15.5
		（5）身体障害者福祉センター等	20,409	3,326	16.3
		小　計	82,284	15,314	18.6
	ニ	幼稚園等	16,652	3,980	23.9
（七）		学校	126,499	28,237	22.3
（八）		図書館等	7,638	857	11.2
（九）	イ	特殊浴場	1,438	657	45.7
	ロ	一般浴場	4,327	1,030	23.8
（十）		停車場	3,876	1,394	36.0
（十一）		神社・寺院等	58,319	12,191	20.9
（十二）	イ	工場等	492,825	72,485	14.7
	ロ	スタジオ	428	148	34.6
（十三）	イ	駐車場等	52,184	14,733	28.2
	ロ	航空機格納庫	705	97	13.8
（十四）		倉庫	334,154	55,082	16.5
（十五）		事務所等	485,979	109,892	22.6
（十六）	イ	特定複合用途防火対象物	373,532	140,500	37.6
	ロ	非特定複合用途防火対象物	271,916	124,598	45.8
（十六の二）		地下街	61	53	86.9
（十六の三）		準地下街	7	6	85.7
（十七）		文化財	8,926	1,518	17.0
（十八）		アーケード	1,266	472	37.3
（十九）		山林	0	0	-
合　計			4,185,804	1,188,488	28.4

（備考）１　「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150 ㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。以下同じ。）により作成
２　21 大都市とは、東京都 23 区及び 20 の指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）をいう。

３．防火管理制度

（１）防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*5を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*6の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

平成 31 年３月 31 日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に 107 万 4,294 件あり、そのうち 82.0%に当たる 88 万 1,000 件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計

＊5　消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等）
＊6　準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの
＊7　防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
＊8　防火管理に係る消防計画：防火管理上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するもの

画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は82万5,194件で全体の76.8%となっている（**附属資料 1-1-40**）。

（２）統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*9等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている。

平成31年３月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に８万9,258件あり、そのうち61.0%に当たる５万4,423件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は５万2,064件で、全体の58.3%となっている（**附属資料 1-1-41**）。

（３）防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者が防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合を図ることが重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を１年に１回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について３年以上の実務経験を有する消防設備士*10や、防火管理者として３年以上の実務経験を有する者など、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

平成31年３月31日現在、防火対象物点検資格者の数は３万1,849人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から３年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、３年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」をそれぞれ表示することができる。

４．防災管理制度

（１）防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画*9の作成、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者*10の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織*11の設置を義務付けている。

平成31年３月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に１万37件あり、そのうち85.6%に当たる8,588件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

＊9　特定防火対象物：百貨店、飲食店などの多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園など要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物
＊10　消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者
＊11　防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの
＊12　防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
＊13　自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は 8,058 件で全体の 80.3%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は 8,870 件で全体の 88.4%となっている（**附属資料 1-1-42**）。

（２）統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

平成 31 年３月 31 日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に 2,999 件あり、そのうち 90.0%に当たる 2,700 件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は 2,601 件で全体の 86.7%となっている（**附属資料 1-1-43**）。

５．立入検査と違反是正

（１）立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第４条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

平成 30 年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、86 万 2,630 回となっている（**附属資料 1-1-44**）。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第８条、第８条の２又は第 17 条の４の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第５条、第５条の２又は第５条の３の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（**附属資料 1-1-45**、**附属資料 1-1-46**、**附属資料 1-1-47**、**附属資料 1-1-48**）。

特に、特定違反対象物（床面積 1,500 ㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の全部又は過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、平成 31 年３月 31 日現在、189 件の特定違反対象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある（**第 1-1-17 表**）。

第 1-1-17 表　特定違反対象物の改善状況の推移

区分 ＼ 年度別	年度当初の違反対象物数 (a)	年度内違反是正対象物数 (b)	是正率（%）(c＝b／a×100)
平成 21 年度	301	63	20.9%
平成 22 年度	299	69	23.1%
平成 23 年度	389	37	9.5%
平成 24 年度	179	46	25.7%
平成 25 年度	230	54	23.5%
平成 26 年度	249	56	22.5%
平成 27 年度	331	100	30.2%
平成 28 年度	359	125	34.8%
平成 29 年度	392	151	38.5%
平成 30 年度	240	95	39.6%
令和元年度	189	—	—

（備考）１　「防火対象物実態等調査」により作成
２　「年度当初の違反対象物数」は、各年度とも前年度終了時（３月 31 日現在）における前々年度からの違反継続対象物数と前年度中新規に覚知された違反対象物数の和である。
３　「年度内違反是正対象物数」は、年度内に違反が是正された対象物の数である（新規に覚知されたものや廃止されたものは含まない。）。

（２）適マーク制度

平成 25 年 10 月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成 26 年４月１日から申請・受付を開始し、同年８月１日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク（銀）の掲出が開始されている。

また、表示マーク（銀）が３年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基

準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができる。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を確認することができる（参照 URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/）。

（３）違反対象物の公表制度の運用開始

平成 25 年 12 月の通知による「違反対象物の公表制度」は、特定防火対象物で、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成 27 年４月には全ての指定都市において公表制度が開始された。

また、平成 30 年４月から、管轄人口が 20 万人以上の全ての消防本部においても公表制度が開始されたほか、管轄人口が 20 万人未満の消防本部においても、順次開始されている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の市町村における公表制度の実施状況、実施予定時期などを確認することができる（参照 URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/publication/）。

６．消防用設備等

（１）消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実や連携の強化を図っている。

平成 30 年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、23 万 9,870 件で、そのうち不同意としたものは 19 件であった（**第 1-1-18 表**）。

第 1-1-18 表　消防同意処理状況

（件）

内訳 / 申請要旨	同　意		不同意		合　計	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
新　築	219,947	213,645	15	10	219,962	213,655
増　築	19,254	18,533	6	5	19,260	18,538
改　築	653	665	0	0	653	665
移　転	138	101	0	0	138	101
修　繕	130	132	0	0	130	132
模様替	126	110	0	0	126	110
用途変更	4,094	3,975	4	3	4,098	3,978
その他	3,074	2,690	2	1	3,076	2,691
合　計	247,416	239,851	27	19	247,443	239,870

（備考）「防火対象物実態等調査」により作成

（２）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成 31 年３月 31 日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数／設置必要数）は 99.7%、自動火災報知設備の設置率は 99.1%となっている（**第 1-1-19 表**）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。近年では、平成 25 年 10 月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災（死者 10 人、負傷者５人）を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとする消防法施行令の一部を改正する政令等が平成 26 年 10 月 16 日に公布され、平成 28 年４月１日から施行された。施行に際し、既存の施設に

ついては、令和７年６月 30 日までに設置することとする経過措置が定められた。

また、平成 28 年 12 月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災（焼損床面積 30,213.45 ㎡）を踏まえ、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等には、原則として面積にかかわらず消火器具の設置を義務付けることとする消防法施行令の一部を改正する政令等が平成 30 年３月 28 日に公布され、令和元年 10 月１日から施行された。

消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

第 1-1-19 表　全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

（平成 31 年３月 31 日現在）

防火対象物の区分 ＼ 設備の種類 / 設備の状況			スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
			設置必要数	設置数	違反数	設置率（%）	設置必要数	設置数	違反数	設置率（%）
（一）	イ	劇場等	786	786	0	100.0	3,747	3,736	11	99.7
	ロ	公会堂等	540	537	3	99.4	31,262	31,216	46	99.9
（二）	イ	キャバレー等	4	4	0	100.0	457	447	10	97.8
	ロ	遊技場等	711	705	6	99.2	9,017	8,992	25	99.7
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	0	－	165	163	2	98.8
	ニ	カラオケボックス等	10	10	0	100.0	2,630	2,613	17	99.4
（三）	イ	料理店等	2	2	0	100.0	1,973	1,945	28	98.6
	ロ	飲食店	121	121	0	100.0	34,976	34,630	346	99.0
（四）		百貨店等	7,572	7,542	30	99.6	86,586	86,137	449	99.5
（五）	イ	旅館等	2,244	2,234	10	99.6	67,555	66,134	1,421	97.9
（六）	イ	（1）避難のために患者の介助が必要な病院	3,766	3,749	17	99.5	6,128	6,118	10	99.8
		（2）避難のために患者の介助が必要な有床診療所	1,269	1,266	3	99.8	3,032	3,027	5	99.8
		（3）病院（（1）に掲げるものを除く）、有床診療所（（2）に掲げるものを除く）、有床助産所	3,568	3,564	4	99.9	9,229	9,224	5	99.9
		（4）無床診療所、無床助産所	191	191	0	100.0	20,995	20,953	42	99.8
		小　計	8,794	8,770	24	99.7	39,384	39,322	62	99.8
	ロ	（1）老人短期入所施設等	40,398	40,329	69	99.8	42,693	42,656	37	99.9
		（2）救護施設	204	203	1	99.5	231	231	0	100.0
		（3）乳児院	122	119	3	97.5	150	148	2	98.7
		（4）障害児入所施設	422	421	1	99.8	485	484	1	99.8
		（5）障害者支援施設等	6,072	6,049	23	99.6	7,033	7,019	14	99.8
		小　計	47,218	47,121	97	99.8	50,592	50,538	54	99.9
	ハ	（1）老人デイサービスセンター等	1,384	1,379	5	99.6	15,201	15,154	47	99.7
		（2）更生施設	52	21	31	40.4	212	212	0	100.0
		（3）保育所等	115	111	4	96.5	29,721	29,710	11	100.0
		（4）児童発達支援センター等	42	42	0	100.0	1,428	1,426	2	99.9
		（5）身体障害者福祉センター等	612	610	2	99.7	15,966	15,884	82	99.5
		小　計	2,205	2,163	42	98.1	62,528	62,386	142	99.8
	ニ	幼稚園等	216	216	0	100.0	14,616	14,610	6	100.0
（九）	イ	特殊浴場	19	19	0	100.0	1,371	1,368	3	99.8
（十六）	イ	特定複合用途防火対象物	20,038	19,981	57	99.7	204,950	202,171	2,779	98.6
（十六の二）		地下街	59	59	0	100.0	61	61	0	100.0
（十六の三）		準地下街	4	4	0	100.0	7	7	0	100.0
合計			90,543	90,274	269	99.7	611,877	606,476	5,401	99.1

（備考）１　「防火対象物実態等調査」により作成
　　２　設置率は、小数点第２位を四捨五入している。

（３）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物

の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

平成 31 年３月 31 日現在、消防設備士の数は延べ 120 万 1,667 人（**附属資料 1-1-49**）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）713 人、第１種（機械系統）15 万 8,124 人、第２種（電気系統）14 万 9,195 人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

（４）防炎規制

ア　防炎物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要のある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下「防炎防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下「防炎対象物品」という。）には、消防法により、所定の防炎性能を有するもの（以下「防炎物品」という。）を使用することを義務付けている。

平成 31 年３月 31 日現在、全国の防炎防火対象物数は、97 万 7,729 件であり、適合率（防炎防火対象物において使用される防炎対象物品が全て防炎物品である防炎防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防炎防火対象物で 88.1%、じゅうたんを使用する防炎防火対象物で 87.7%、展示用合板を使用する防炎防火対象物で 84.7%となっている（**第 1-1-20 表**）。

第 1-1-20 表　防炎防火対象物数及び防炎物品の使用状況

（平成 31 年３月 31 日現在）

防炎防火対象物の区分			防炎防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防炎物品を全部使用しているもの	適合率(%)	じゅうたんを使用	左のうち防炎物品を全部使用しているもの	適合率(%)	展示用合板を使用	左のうち防炎物品を全部使用しているもの	適合率(%)
（一）	イ	劇場等	4,286	2,654	2,525	95.1	1,979	1,874	94.7	480	458	95.4
	ロ	公会堂等	63,092	42,494	38,783	91.3	25,295	22,618	89.4	4,445	3,907	87.9
（二）	イ	キャバレー等	843	413	321	77.7	436	362	83.0	46	43	93.5
	ロ	遊技場等	9,476	4,710	4,250	90.2	4,357	4,010	92.0	669	591	88.3
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	192	121	104	86.0	99	85	85.9	7	4	57.1
	ニ	カラオケボックス等	2,571	1,365	1,224	89.7	1,121	1,027	91.6	185	167	90.3
（三）	イ	料理店等	2,703	1,682	1,434	85.3	1,548	1,341	86.6	173	137	79.2
	ロ	飲食店	80,588	39,924	33,150	83.0	23,815	19,984	83.9	4,268	3,663	85.8
（四）		百貨店等	152,895	64,028	58,429	91.3	33,408	29,766	89.1	8,312	7,169	86.2
（五）	イ	旅館等	57,869	46,115	42,399	91.9	37,524	34,722	92.5	2,847	2,523	88.6
（六）	イ	病院等	60,758	44,918	42,328	94.2	24,999	23,241	93.0	4,110	3,723	90.6
	ロ	特別養護老人ホーム等	47,835	39,633	37,663	95.0	22,705	21,489	94.6	3,811	3,516	92.3
	ハ	老人デイサービスセンター等	79,687	59,289	55,334	93.3	33,529	30,623	91.3	5,533	5,023	90.8
	ニ	幼稚園等	15,981	12,478	11,649	93.4	6,492	5,972	92.0	1,070	955	89.3
（九）	イ	特殊浴場	1,405	1,078	948	87.9	1,024	942	92.0	65	48	73.8
（十二）	ロ	スタジオ	428	175	155	88.6	132	120	90.9	83	67	80.7
（十六）	イ	特定複合用途防火対象物	322,706	145,464	116,427	80.0	95,149	77,093	81.0	17,788	13,687	76.9
	ロ	非特定複合用途防火対象物	20,834	3,157	2,448	77.5	2,137	1,636	76.6	915	712	77.8
（十六の二）		地下街	61	54	43	79.6	47	40	85.1	16	14	87.5
（十六の三）		準地下街	7	6	4	66.7	5	4	80.0	1	1	100.0
		高層建築物	53,512	24,079	20,489	85.1	21,306	18,600	87.3	4,172	3,548	85.0
合計			977,729	533,837	470,107	88.1	337,107	295,549	87.7	58,996	49,956	84.7

（備考）１　「防火対象物実態等調査」により作成
２　高層建築物（高さ 31 メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防炎防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

イ　寝具類等の防炎品の普及啓発

カーテンやじゅうたん等の消防法で定められている防炎対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防炎品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照 URL https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/）において、これらの防炎品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

（５）火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

７．消防用機械器具等の検定等

（１）検定

検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、消防法第 21 条の２の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令第 37 条に定める 12 品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定）からなっている（**附属資料 1-1-50**）。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

検定制度については、平成 20 年 10 月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルのすり替えなどの不正行為が、また、平成 22 年３月に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が検定を受けずに販売されていたことが判明した。さらに、平成 22 年５月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。これらを踏まえ、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための要件緩和等を定めた消防法の一部を改正する法律が平成 25 年４月１日から施行された。

また、検定対象機械器具等のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホース」及び「消防用結合金具」、並びに建築物の実態変化でニーズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対象品目へ移行する一方で、全住宅に設置が義務付けられている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象機械器具等に追加する消防法施行令の一部を改正する政令が平成 26 年４月１日から施行された。

（２）自主表示

自主表示の制度は、消防法第 21 条の 16 の３の規定により、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことが認められるものである。

自主表示の対象となる機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、消防法第 21 条の 16 の２の規定により、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設及び罰則の強化を行う消防法の一部を改正する法律が平成 25 年４月１日から施行された。

自主表示対象機械器具等の対象品目については、「動力消防ポンプ」及び「消防用吸管」のほか、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「消防用結合金具」及び「漏電火災警報器」並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発

している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加する消防法施行令の一部を改正する政令等が平成26年４月１日から施行された。

平成30年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ23件、消防用ホース50件、消防用吸管０件、消防用結合金具４件、エアゾール式簡易消火具０件及び漏電火災警報器０件となっている。

８．消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。平成31年３月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで68件が認定を受けている（**附属資料1-1-51**）。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待されている。

９．火災原因調査の現況

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要となる。

また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政のあり方を検討する上で必要不可欠である。

火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている（第６章２．火災原因調査等及び災害・事故への対応を参照）。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうち、その結果を踏まえて消防法令の改正等の対応を行ったものは、**第1-1-21表**のとおりである。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与することとする消防法の一部を改正する法律が平成25年４月１日から施行された。

第 1-1-21 表　最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうち消防法令の改正を行ったもの

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成 24 年５月 13 日	広島県福山市	ホテル （死傷者 10 人）	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成 25 年２月８日	長崎県長崎市	グループホーム （死傷者 12 人）	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成 25 年８月 15 日	京都府福知山市	花火大会 （死傷者 59 人）	消防法施行令及び火災予防条例（例）を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成 25 年 10 月 11 日	福岡県福岡市	診療所 （死傷者 15 人）	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名や製品名などを四半期ごとに公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

平成 30 年中に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について集計したところ、製品火災全体では 735 件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が 186 件、「原因は特定されたものの製品の不具合が直接的な要因となって発生したか判断できなかった火災及び原因の特定に至らなかった火災」が 454 件、「現在調査中の火災」が 95 件であった（第 1-1-19 図）。

第 1-1-19 図　最近５年間の製品火災の調査結果の推移

令和元年５月 31 日現在

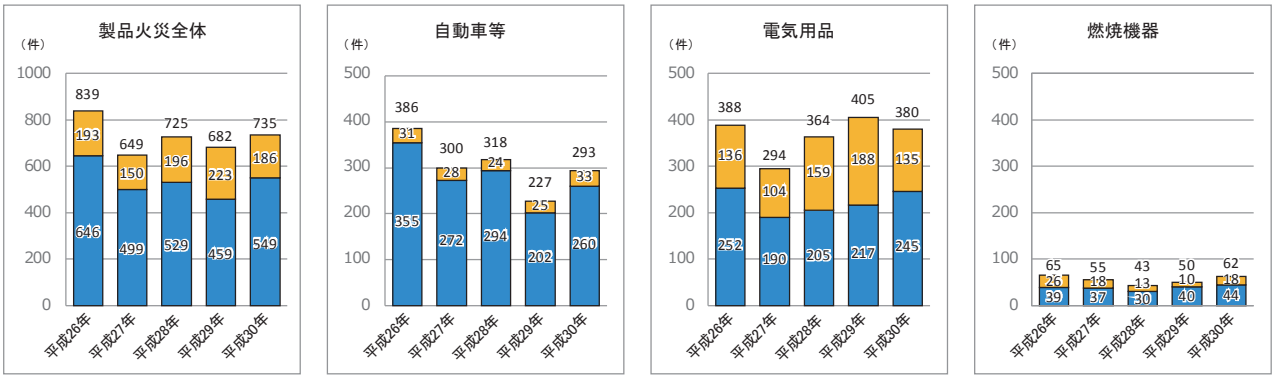

（グラフ凡例）　■ 製品の不具合により発生したと判断された火災
　　■ 原因の特定に至らなかった火災【平成30年の件数には調査中含む】
（備考）詳細については、消防庁ホームページ参照（URL：https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html）

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めていくほか、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

第2節　危険物施設等における災害対策

危険物施設等における災害の現況と最近の動向

危険物施設*1における事故は、火災（爆発を含む。）と危険物*2の流出に大別される。危険物施設の火災及び流出事故件数は、平成６年（1994年）から増加傾向にある。平成30年中は、火災が206件、流出が403件で合計609件となっており、前年より45件増加して過去最多となっている（第1-2-1図）。

第1-2-1図　危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移

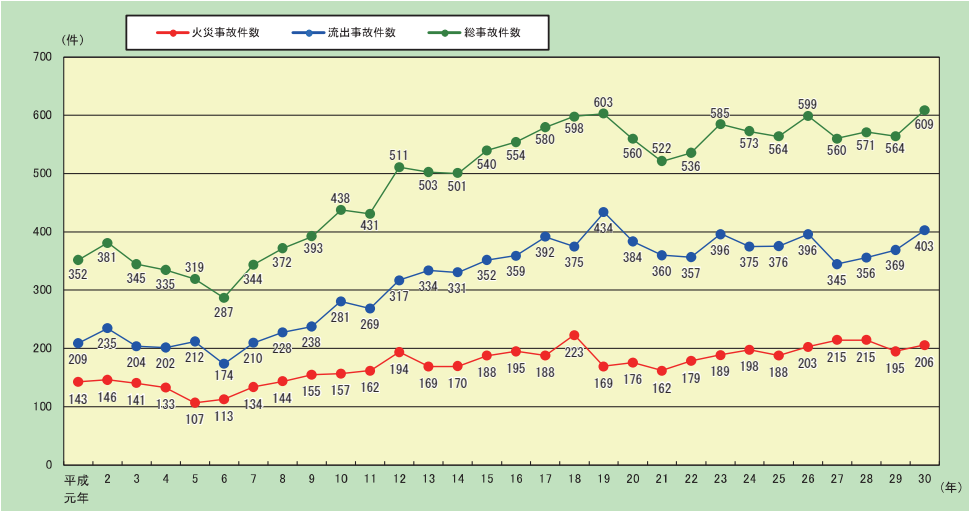

（備考）１　「危険物に係る事故報告」により作成
２　事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度６弱以上（平成８年９月以前は震度６以上）の地震により発生した件数を除いています。

＊1　消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の３つに区分されている。

区分		内容
製造所		危険物を製造する施設（例：化学プラント、製油所）
貯蔵所	屋内貯蔵所	危険物を建築物内で貯蔵
	屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクで危険物を貯蔵（例：石油タンク）
	屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵
	地下タンク貯蔵所	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵
	簡易タンク貯蔵所	600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵
	移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵（例：タンクローリー）
	屋外貯蔵所	屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵
取扱所	給油取扱所	自動車等に給油する取扱所（例：ガソリンスタンド）
	販売取扱所	容器に入ったまま危険物を売る販売店
	移送取扱所	配管で危険物を移送する取扱所（例：パイプライン）
	一般取扱所	上記3つの取扱所以外の取扱所（例：ボイラー、自家発電施設）

＊2　消防法（第２条第７項）では、「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されている。また、それぞれの危険物の「性状」は、「消防法別表第一　備考」に類別に定義されている。

類別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りん
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

１．火災事故

危険物施設における平成 30 年中の火災事故の発生件数は 206 件となっており、平成元年以降火災事故が最も少なかった平成５年（1993 年）の 107 件と比較すると、危険物施設が減少しているにもかかわらず、約 1.9 倍に増加している。主な発生要因については、維持管理不十分、操作確認不十分等の人的要因によるものが多くを占めている。

（１）危険物施設における火災事故発生件数と被害

平成 30 年中の危険物施設における火災事故の発生件数は 206 件（前年比 11 件増）、損害額は 2,419 百万円（同 249 百万円減）、死者は２人（前年同数）、負傷者は 120 人（前年比 69 人増）となっている（**第 1-2-2 図**）。

また、危険物施設別の火災事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで製造所、給油取扱所の順となっており、これらの３施設区分の合計で全体の 93.7%を占めている（**第 1-2-3 図**）。

一方、火災事故 206 件のうち 102 件（全体の 49.5%）は、危険物が出火原因物質となっている（**第 1-2-4 図**）。

第 1-2-2 図　危険物施設における火災事故発生件数と被害状況

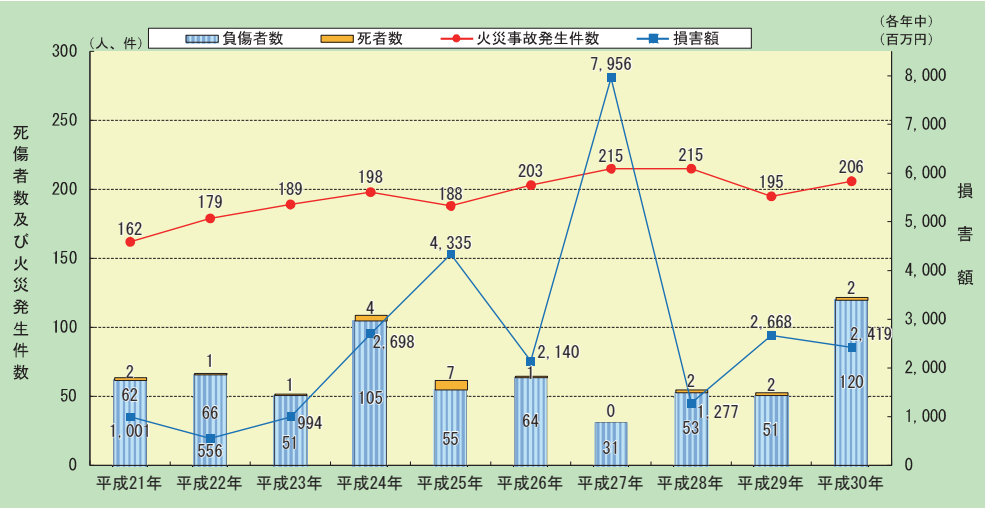

（備考）「危険物に係る事故報告」により作成

第 1-2-3 図　危険物施設別火災事故発生件数

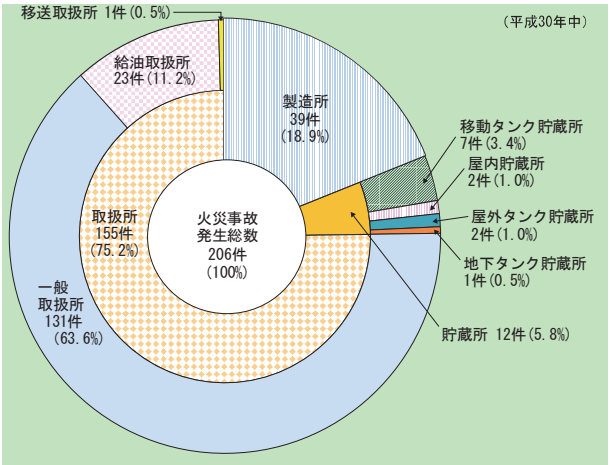

（備考）１　「危険物に係る事故報告」により作成
２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第 1-2-4 図　出火原因物質別火災事故発生件数

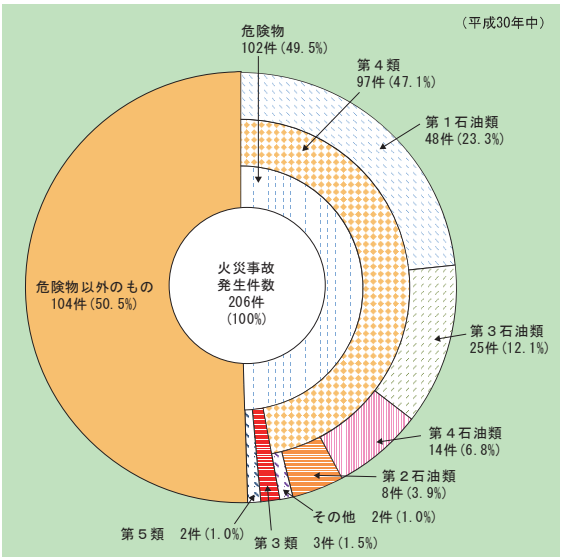

（備考）１　「危険物に係る事故報告」により作成
２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（２）危険物施設における火災事故の発生要因

平成 30 年中に発生した危険物施設における火災事故の発生要因をみると、人的要因が 53.4%、物的要因が 28.6%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが 18.0%となっている（**第 1-2-5 図**）。

また、着火原因別にみると、高温表面熱が 37 件（前年比２件増）と最も多く、次いで静電気火花が 32 件（同 10 件増）、過熱着火が 21 件（同３件減）となっている（**第 1-2-6 図**）。

第 1-2-5 図　発生原因別火災事故発生件数

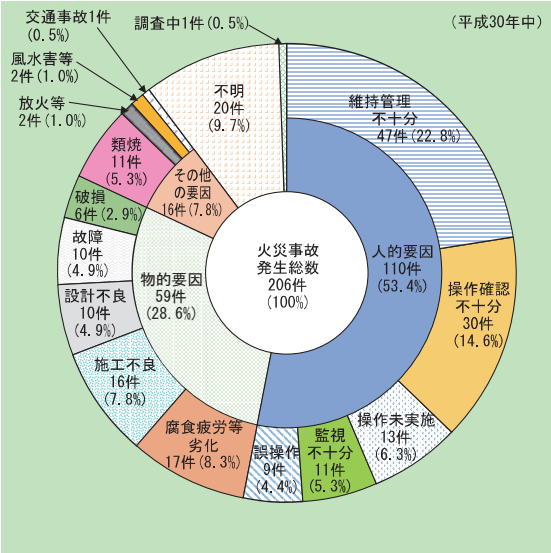

（備考）１　「危険物に係る事故報告」により作成
　　２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第 1-2-6 図　着火原因別火災事故発生件数

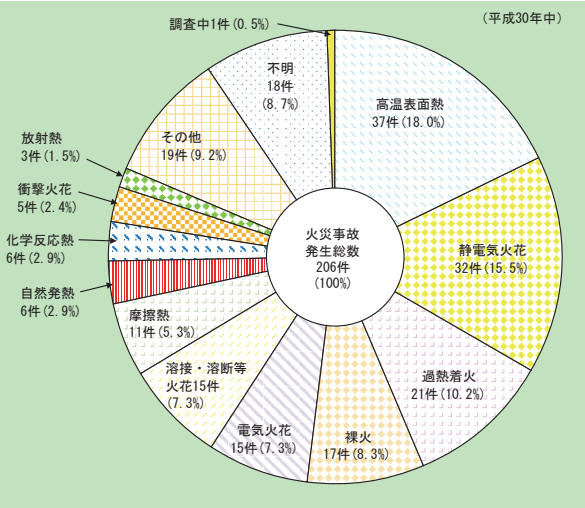

（備考）１　「危険物に係る事故報告」により作成
　　２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（３）無許可施設における火災事故

危険物施設として許可を受けるべき施設であるにもかかわらず、許可を受けていないもの（以下「無許可施設」という。）における平成 30 年中の火災事故の発生件数は２件（前年比１件増）であり、死者は０人（前年同数）、負傷者は１人（前年比１人増）となっている。

（４）危険物運搬中の火災事故

平成 30 年中の危険物運搬中の火災事故の発生件数は２件（前年比１件増）であり、平成 29 年に引き続き死傷者は発生していない。

（５）仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故

平成 30 年中の仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故の発生件数は１件（前年比１件増）であり、死者は０人（前年同数）、負傷者は１人（前年比１人増）となっている。

２．流出事故

危険物施設における平成 30 年中の危険物の流出事故の発生件数は 403 件となっており、平成元年以降流出事故が最も少なかった平成６年（1994 年）の 174 件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約 2.3 倍に増加している。主な発生要因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生しているが、物的要因によるもののうち、特に腐食疲労等劣化等の経年劣化によるものが増加している。

（１）危険物施設における流出事故発生件数と被害

平成 30 年中の危険物施設における危険物の流出事故の発生件数（火災に至らなかったもの）は、403 件（前年比 34 件増）、損害額は 495 百万円（同 61 百万円増）、死者は０人（前年同数）、負傷者は 27 人（前年比２人減）となっている（**第 1-2-7 図**）。

また、危険物施設別の流出事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで給油取扱所、屋外タンク貯蔵所の順となっている（**第 1-2-8 図**）。

一方、危険物施設における流出事故発生件数のうち、98.8%が石油製品を中心とする第４類の危険物の流出となっている。これを品名別にみると、第２石油類（軽油等）が最も多く、次いで第３石油類（重油等）、第１石油類（ガソリン等）、第４石油類（ギ

ヤー油等）の順となっている（第 1-2-9 図）。

第 1-2-7 図　危険物施設における流出事故発生件数と被害状況

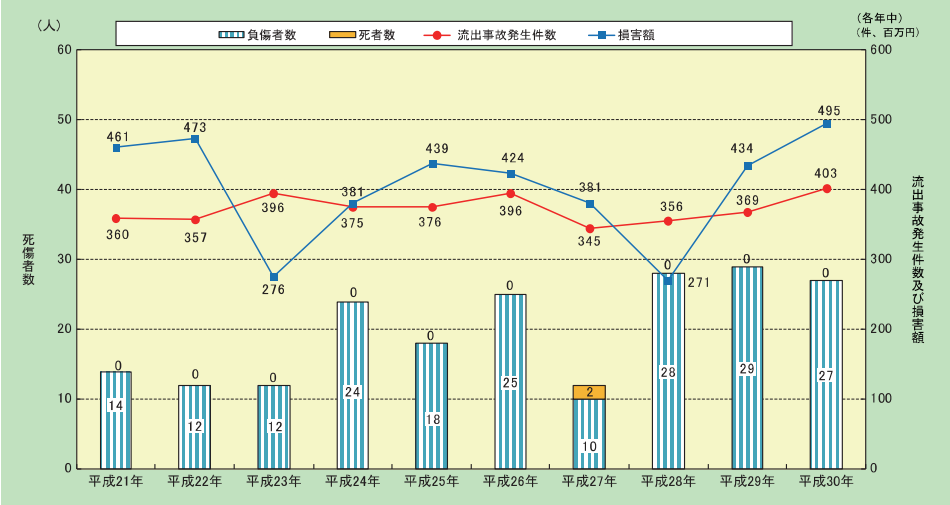

（備考）「危険物に係る事故報告」により作成

第 1-2-8 図　危険物施設別流出事故発生件数

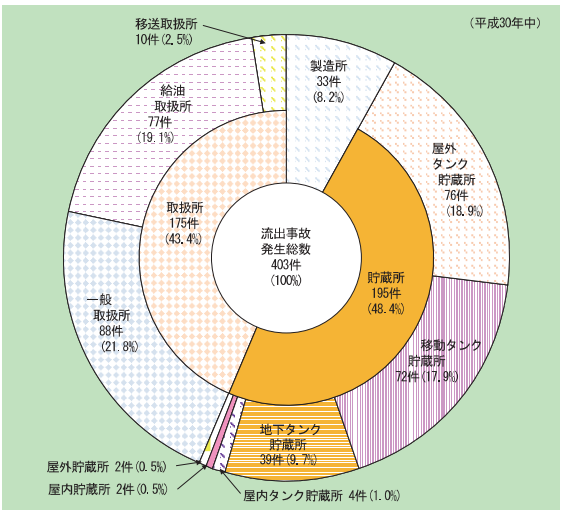

（備考）１　「危険物に係る事故報告」により作成
２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第 1-2-9 図　流出物質別流出事故発生件数

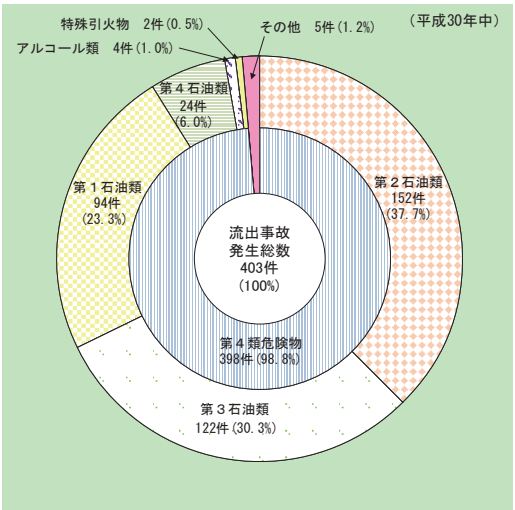

（備考）１　「危険物に係る事故報告」により作成
２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（２）危険物施設における流出事故の発生要因

平成 30 年中に発生した危険物施設における流出事故の発生要因をみると、人的要因が 37.2%、物的要因が 53.3%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが 9.4%となっている。

また、発生要因別にみると、腐食疲労等劣化によるものが 130 件（前年比 9 件増）と最も多く、次いで操作確認不十分によるものが 58 件（同 16 件増）、破損によるものが 35 件（同 7 件減）となっている（第 1-2-10 図）。

第 1-2-10 図　発生原因別流出事故発生件数

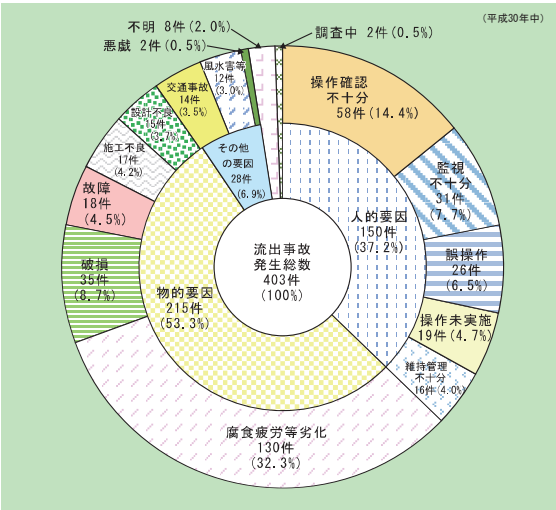

（備考）１　「危険物に係る事故報告」により作成
２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（３）無許可施設における流出事故

平成 30 年中の無許可施設における流出事故の発生件数は７件（前年比４件増）であり、平成 29 年に引き続き死傷者は発生していない。

（４）危険物運搬中の流出事故

平成 30 年中の危険物運搬中の流出事故の発生件数は 12 件（前年比１件減）であり、死者は０人（前年同数）、負傷者は１人（前年比４人減）となっている。

（５）仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故

平成 30 年中の仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故の発生は、平成 29 年に引き続き発生していない。

危険物行政の現況

１．危険物規制

（１）危険物規制の体系

消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」（P.99＊２参照）として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている。

危険物に関する規制は、昭和 34 年（1959 年）の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとされ、それ以来、危険物施設（P.99＊１参照）に対する、より安全で必要十分な技術上の基準の整備等を内容とする関係法令の改正等を逐次行い、安全確保の徹底を図ってきた。

なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおりである（**第 1-2-11 図**）。

- 指定数量（消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量）以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。
- 危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどの基準については、市町村条例で定める。

（２）危険物施設の現況

ア　危険物施設数の状況

平成 31 年３月 31 日現在の危険物施設の総数（設置許可施設数）は 40 万 639 施設となっている（**第 1-2-1 表**）。

施設区分別の割合をみると、貯蔵所が 68.3％と最も多く、次いで取扱所が 30.4％、製造所が 1.3％となっている（**第 1-2-12 図**）。

イ　危険物施設の規模別構成

平成 31 年３月 31 日現在における危険物施設総数に占める規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の施設数では、指定数量の 50 倍以下の危険物施設が、全体の 75.6％を占めている（**第 1-2-13 図**）。

第 1-2-11 図　規制の体系

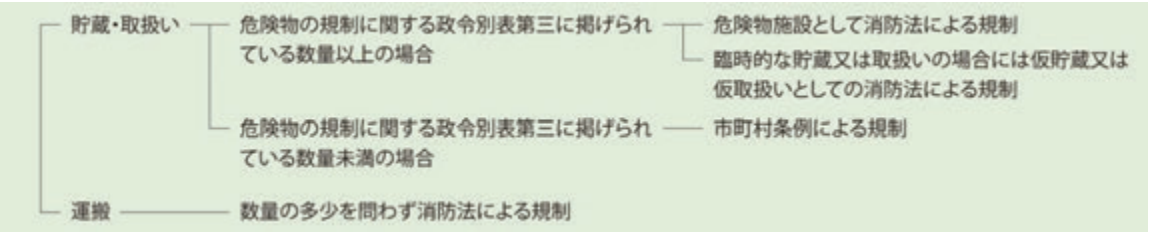

第 1-2-1 表　危険物施設数の推移

（各年３月 31 日現在）

施設 ＼ 年（平成）		27（A）	28	29	30（B）	31（C）	増減率（%）（C/A－1）×100	増減率（%）（C/B－1）×100
製造所		5,106	5,088	5,096	5,093	5,098	△ 0.2	0.1
貯蔵所	屋内貯蔵所	50,553	50,201	50,023	49,811	49,717	△ 1.7	△ 0.2
	屋外タンク貯蔵所	63,093	62,120	61,124	60,360	59,699	△ 5.4	△ 1.1
	屋内タンク貯蔵所	11,021	10,802	10,586	10,386	10,170	△ 7.7	△ 2.1
	地下タンク貯蔵所	85,499	83,341	81,417	79,723	77,988	△ 8.8	△ 2.2
	簡易タンク貯蔵所	1,019	1,002	986	961	940	△ 7.8	△ 2.2
	移動タンク貯蔵所	67,498	67,170	66,733	65,806	65,425	△ 3.1	△ 0.6
	屋外貯蔵所	10,351	10,213	9,994	9,832	9,702	△ 6.3	△ 1.3
	小計	289,034	284,849	280,863	276,879	273,641	△ 5.3	△ 1.2
取扱所	給油取扱所	62,269	61,401	60,585	59,715	58,865	△ 5.5	△ 1.4
	第一種販売取扱所	1,209	1,178	1,138	1,107	1,078	△ 10.8	△ 2.6
	第二種販売取扱所	518	510	499	493	482	△ 6.9	△ 2.2
	移送取扱所	1,127	1,111	1,098	1,084	1,077	△ 4.4	△ 0.6
	一般取扱所	62,766	62,097	61,372	60,867	60,398	△ 3.8	△ 0.8
	小計	127,889	126,297	124,692	123,266	121,900	△ 4.7	△ 1.1
計		422,029	416,234	410,651	405,238	400,639	△ 5.1	△ 1.1

（備考）１　「危険物規制事務調査」により作成
　　２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-12図　危険物施設数の区分別の状況

（平成 31 年３月 31 日現在）

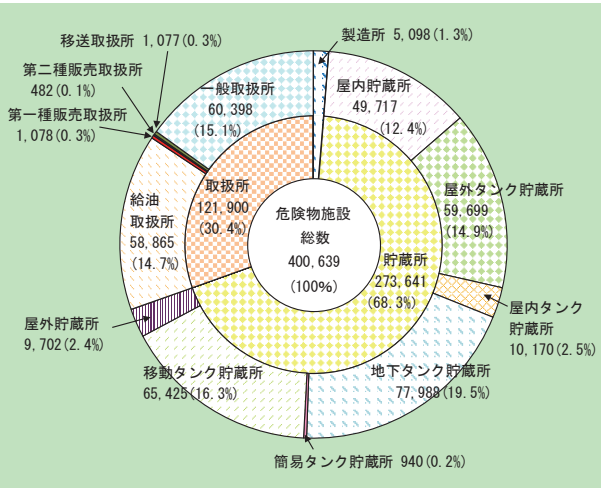

（備考）１　「危険物規制事務調査」により作成
　　２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-13図　危険物施設の規模別構成比

（平成 31 年３月 31 日現在）

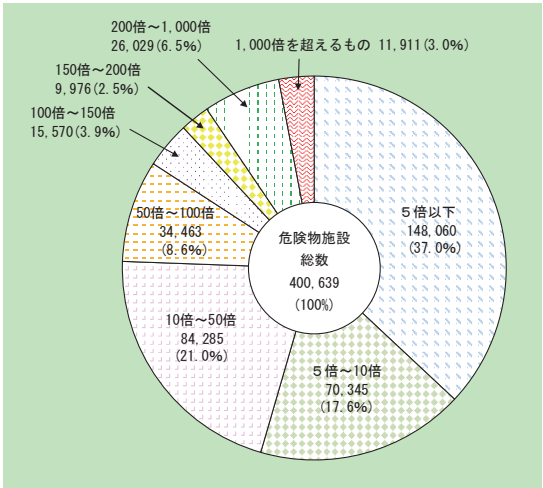

（備考）１　「危険物規制事務調査」により作成
　　２　倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第三で定める指定数量で除して得た数値である。
　　３　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（３）危険物取扱者

危険物取扱者は、全ての危険物を取り扱うことができる「甲種」、取得した類の危険物を取り扱うことができる「乙種」及び第４類のうち指定された危険物を取り扱うことができる「丙種」に区分されている。危険物施設での危険物の取扱いは、安全確保のため、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないとされている。

平成 31 年３月 31 日現在、危険物取扱者制度発足以来の危険物取扱者試験の合格者総数（累計）は 960 万 2,611 人となっており、危険物施設における安全確保に大きな役割を果たしている。

ア　危険物取扱者試験

平成 30 年度中の危険物取扱者試験は、全国で 3,544 回（前年度比 140 回増）実施された。受験者数は 35 万 5,361 人（前年度比 2 万 5,682 人減）、合格者数は 16 万 195 人（同 183 人減）で平均の合格率は約 45.1%（同３ポイント増）となっている（**第 1-2-14 図**）。

この状況を試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第４類が全体の 67.6%、次いで丙種が全体の 8.4%となっており、この２種類の試験で全体の 76.0%を占めている。合格者数でも、この２種類の

試験で全体の 68.1%を占めている。

イ　保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として３年以内（平成 24 年４月１日からは、危険物取扱者免状の交付又は保安講習を受けた日以降における最初の４月１日から３年以内）ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）を受けなければならないこととされている。

平成 30 年度中の保安講習は、全国で延べ 1,452 回（前年度比８回減）実施され、18 万 2,800 人（同 1 万 2,513 人増）が受講している（**第 1-2-2 表**）。

第 1-2-14 図　危険物取扱者試験実施状況

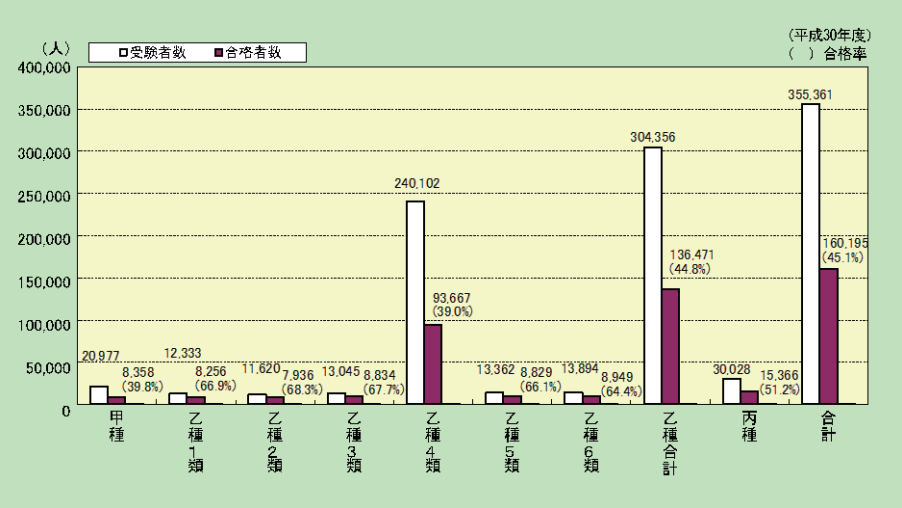

（備考）「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」（（一財）消防試験研究センター）により作成

第 1-2-2 表　危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

（各年度）

区分／年度	受講者数	甲　種	乙種							丙　種	種類別総計	講習回数
			1　類	2　類	3　類	4　類	5　類	6　類	小　計			
26	162,977	14,002	9,032	10,046	8,294	146,800	9,476	10,388	194,036	27,502	235,540	1,363
27	178,843	14,280	9,507	10,554	9,008	152,324	10,362	11,248	203,003	25,473	242,756	1,407
28	178,002	14,182	10,702	11,581	10,129	153,091	11,452	11,991	208,946	24,660	247,788	1,467
29	170,287	14,219	10,536	11,511	9,739	142,322	11,125	11,664	196,897	23,815	234,931	1,460
30	182,800	14,813	11,215	11,721	10,106	153,670	11,526	12,444	210,682	24,402	249,897	1,452

（４）事業所における保安体制

平成 31 年３月 31 日現在、危険物施設を所有する事業所総数は、全国で 18 万 3,082 事業所となっている。

事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定（1,615 事業所）、予防規程の作成（４万 3,006 事業所）が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものには、自衛消防組織の設置（75 事業所）、危険物保安統括管理者の選任（205 事業所）が義務付けられている。

（５）保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査（保安検査）を受けることが義務付けられている。

平成 30 年度中に実施された保安検査は 229 件で

あり、そのうち屋外タンク貯蔵所に関するものは224件、移送取扱所に関するものは５件となっている。

（６）立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

平成30年度中の立入検査は17万7,747件の危険物施設について、延べ19万3,803回行われている。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

平成30年度中に市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は263件となっている（**第1-2-15図**）。

第1-2-15図　危険物施設等に関する措置命令等の推移

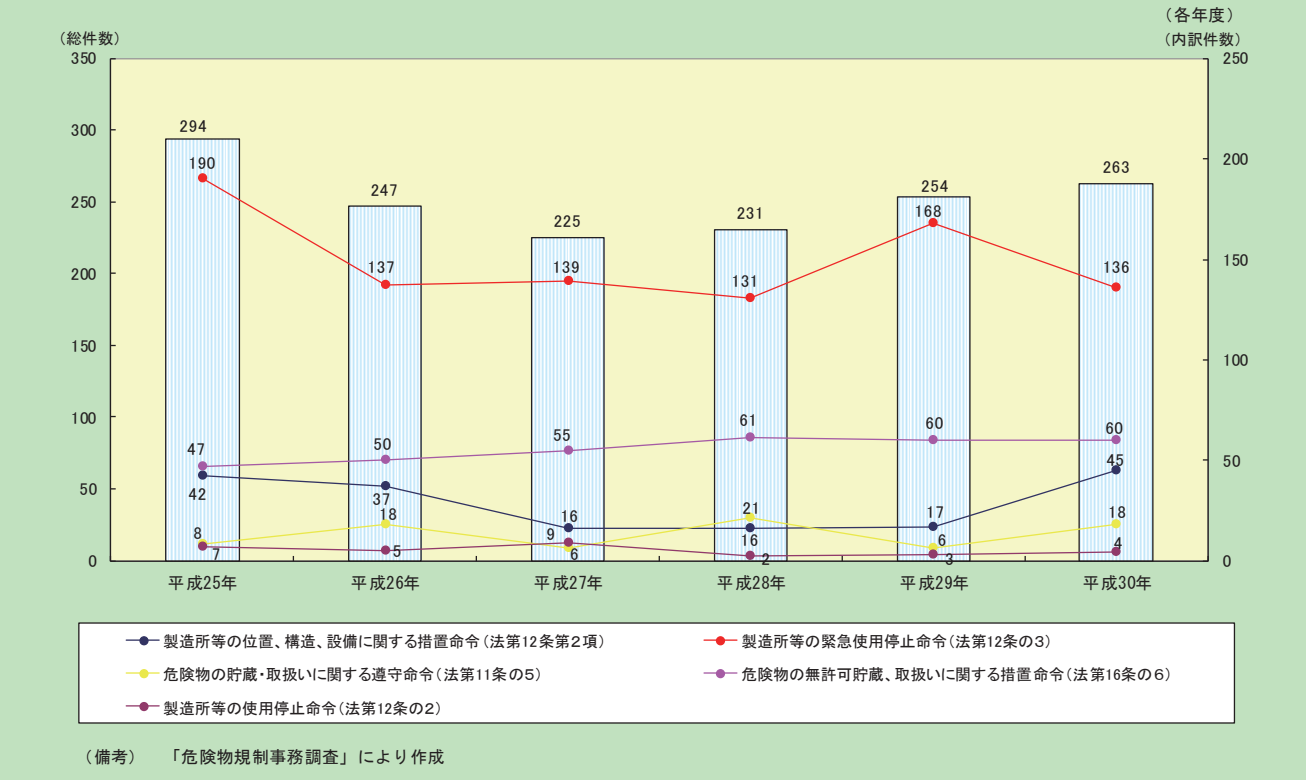

（備考）　「危険物規制事務調査」により作成

２．石油パイプラインの保安

（１）石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインのうち、一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、その安全を確保するため、昭和47年（1972年）に制定された石油パイプライン事業法により、主務大臣は、基本計画を策定するとともに、事業の許可に当たって総務大臣の意見を聴かなければならない。また、総務大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、保安検査等を行う。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけであり、それ以外のパイプラインは、消防法において移送取扱所として規制されている。

（２）石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

第3節　石油コンビナート災害対策

石油コンビナート災害の現況と最近の動向

1．事故件数と被害

平成30年中に石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の特定事業所*1で発生した事故総件数は398件で、地震及び津波による事故（以下「地震事故」という。）が84件、地震以外の事故（以下「一般事故」という。）は314件である。

なお、地震事故は全て、平成30年9月6日に発生し、最大震度7を記録した「平成30年北海道胆振東部地震」によるものである。

一般事故の発生件数の推移をみると、平成元年以降増加傾向が続き、近年、250件前後の水準で高止まりしていたが、平成30年中はさらに増加して314件（前年比62件増）となり、過去最多を記録した（**第1-3-1図**）。

第1-3-1図　石油コンビナート事故発生件数の推移

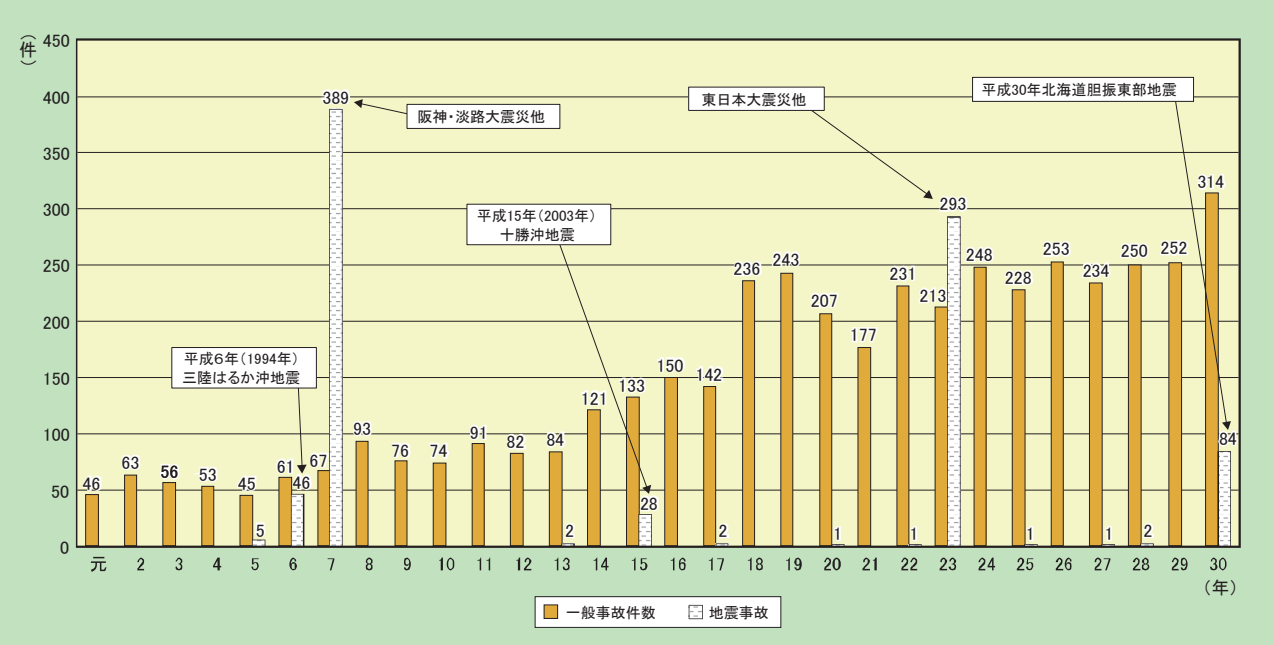

（備考）「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成30年中）」により作成

平成30年中、死傷者の発生した事故は27件（前年比17件増）で、その全てが一般事故において発生している。死傷者の内訳は、死者1人（同1人増）、負傷者33人（同18人増）となっている（**第1-3-2図**）。

＊1　特定事業所：第1種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が200万立方メートル以上等である事業所）及び第2種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1千キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が20万立方メートル以上等である事業所）をいう。

第 1-3-2 図　死傷者の発生した事故件数及び死傷者数の推移

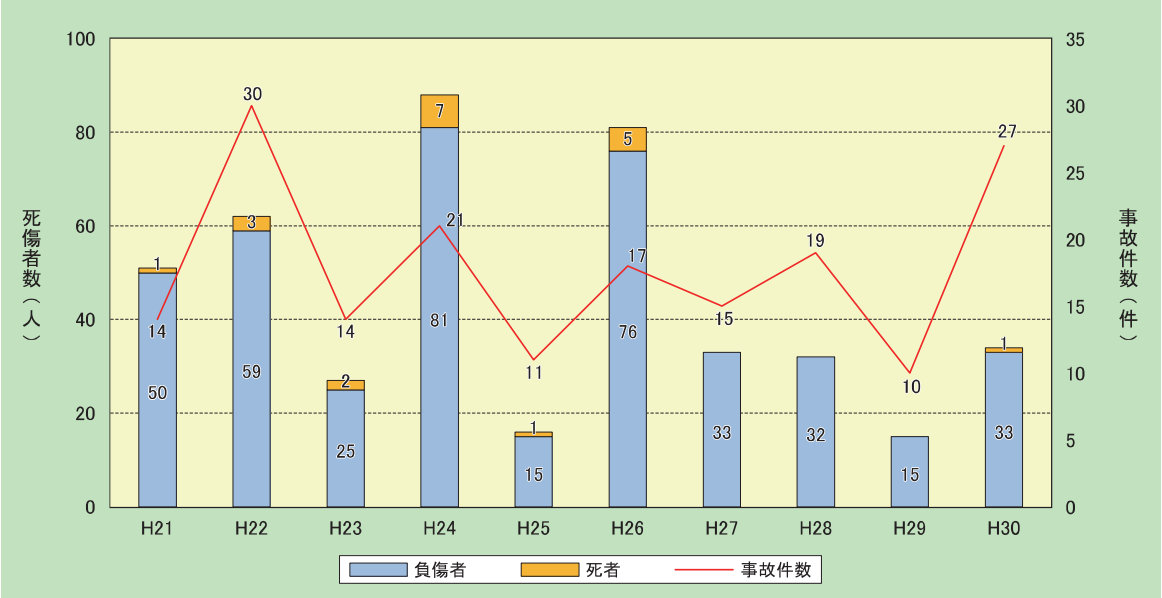

（備考）「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成 30 年中）」により作成

第 1-3-3 図　事故種別ごとの一般事故件数の推移

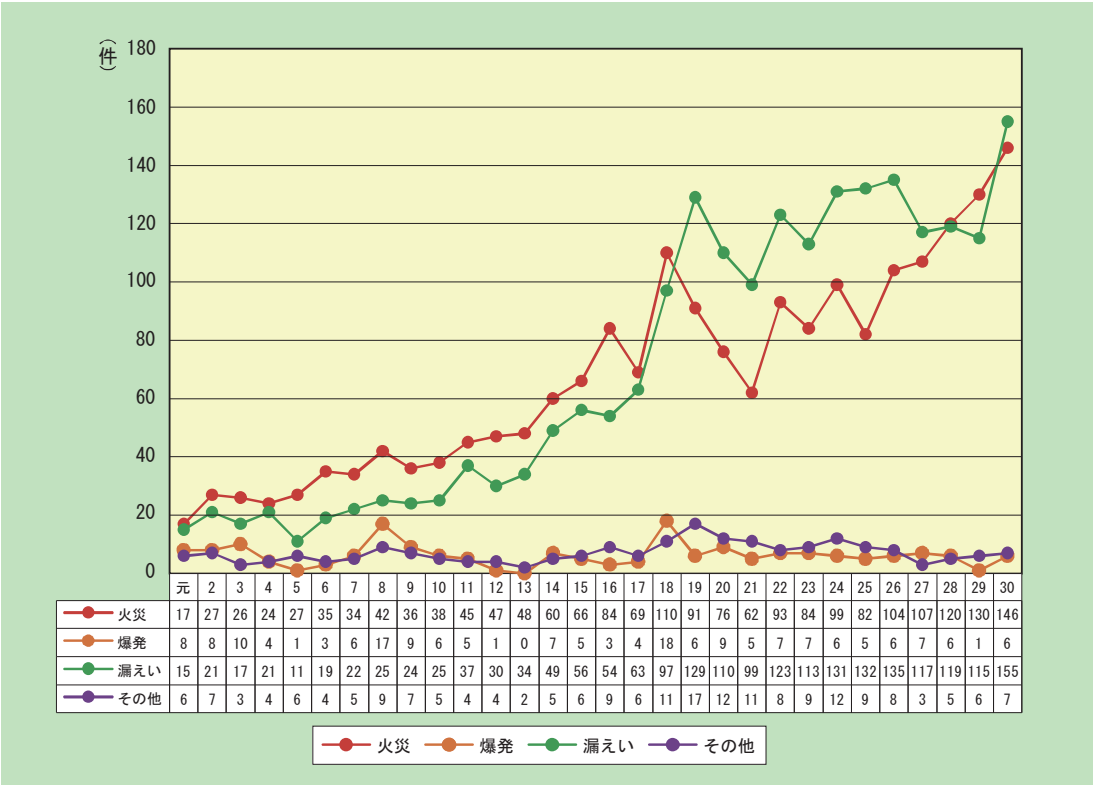

	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
火災	17	27	26	24	27	35	34	42	36	38	45	47	48	60	66	84	69	110	91	76	62	93	84	99	82	104	107	120	130	146
爆発	8	8	10	4	1	3	6	17	9	6	5	1	0	7	5	3	4	18	6	9	5	7	7	6	5	6	7	6	1	6
漏えい	15	21	17	21	11	19	22	25	24	25	37	30	34	49	56	54	63	97	129	110	99	123	113	131	132	135	117	119	115	155
その他	6	7	3	4	6	4	5	9	7	5	4	4	2	5	6	9	6	11	17	12	11	8	9	12	9	8	3	5	6	7

（備考）「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成 30 年中）」により作成

2．事故の特徴

（1）事故種別ごとの一般事故件数

事故種別ごとの一般事故件数は、火災 146 件（前年比 16 件増）、爆発 6 件（同 5 件増）、漏えい 155 件（同 40 件増）、その他 7 件（同 1 件増）である（**第 1-3-3 図**）。

（2）原因別の一般事故件数

原因別の一般事故件数は、人的要因によるものが 133 件（前年比 32 件増）、物的要因が 156 件（同 17 件増）、その他の要因が 25 件（同 13 件増）である。その内訳として主な原因では、腐食疲労等劣化 89 件（同 27 件増）、操作確認不十分 53 件（同 20 件増）、維持管理不十分 37 件（同 3 件減）となっている（**第 1-3-4 図**）。

第 1-3-4 図　原因別の一般事故件数

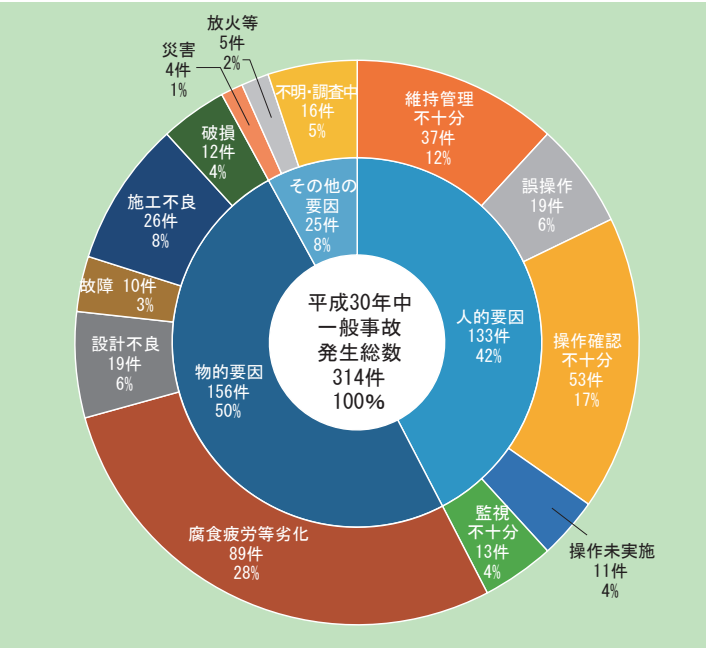

（３）特定事業所種別の一般事故件数

特定事業所種別の一般事故件数は、第１種事業所が 244 件（うちレイアウト事業所*2 213 件）で、全体の 77.7%を占めている（**第 1-3-1 表**）

第 1-3-1 表　特定事業所種別ごとの一般事故発生件数

特定事業所種別		特定事業所数（A）	事故件数（B）	事故の総件数に対する割合（%）	一事業所あたりの事故発生件数（B/A）
第一種事業所		344	244	77.7	0.71
	レイアウト事業所	160	213	67.8	1.33
	上記以外の事業所	184	31	9.9	0.17
第二種事業所		328	70	22.3	0.21
合　計		672	314	100.0	0.47

（備考）１　「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成 30 年中）」により作成
２　特定事業所数は、平成 30 年４月１日現在

（４）特定事業所業態別の一般事故件数

特定事業所業態別の一般事故件数は、石油製品・石炭製品製造業関係が 99 件（前年比 28 件増）、化学工業関係が 91 件（同 20 件増）、鉄鋼業関係が 61 件（同３件減）、電気業関係が 23 件（同７件増）である（**第 1-3-2 表**）。

＊2　レイアウト事業所：第１種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等６つの地区に区分すること等のレイアウト規制（P. 117）の対象となる。

第 1-3-2 表　特定事業所業態別の一般事故件数

業　態	内　容				件　数		業態別事故発生件数	
	火災	爆発	漏えい	その他	小計	事故の総件数に対する割合（%）	業態別事業所数	一事業所あたりの事故発生件数
食料品製造業関係	1				1	0.3	12	0.08
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	1		2		3	1.0	3	1.00
化学工業関係	35	2	50	4	91	29.0	227	0.40
石油製品・石炭製品製造業関係	28	3	67	1	99	31.5	48	2.06
窯業・土石製品製造業関係	1		1		2	0.6	10	0.20
鉄鋼業関係	55	1	5		61	19.4	31	1.97
非鉄金属製造業関係	1		3		4	1.3	6	0.67
機械器具製造業関係	8		1		9	2.9	9	1.00
電気業関係	10		13		23	7.3	61	0.38
ガス業関係	1		5		6	1.9	27	0.22
倉庫業関係			4		4	1.3	223	0.02
廃棄物処理業関係	3				3	1.0	9	0.33
その他	2		4	2	8	2.5	6	1.33
合　計	146	6	155	7	314	100.0	672	0.47

（備考）１　「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成 30 年中）」により作成
　　２　特定事業所数は、平成 30 年４月１日現在

石油コンビナート災害対策の現況

石油、高圧ガスを大量に集積している特別防災区域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制に加えて、各施設地区の配置、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による規制により、総合的な防災体制が確立されている。

１．特別防災区域の現況

平成 31 年４月１日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、33 都道府県 103 市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している 84 地区が特別防災区域に指定されている（第 1-3-5 図）。これら特別防災区域を 91 消防本部が所管している。

石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は 667 事業所であり、そのうち第１種事業所が 340 事業所（レイアウト事業所 158 事業所を含む）、第２種事業所が 327 事業所である。

第 1-3-5 図　特別防災区域の指定状況

（平成31年４月１日現在）

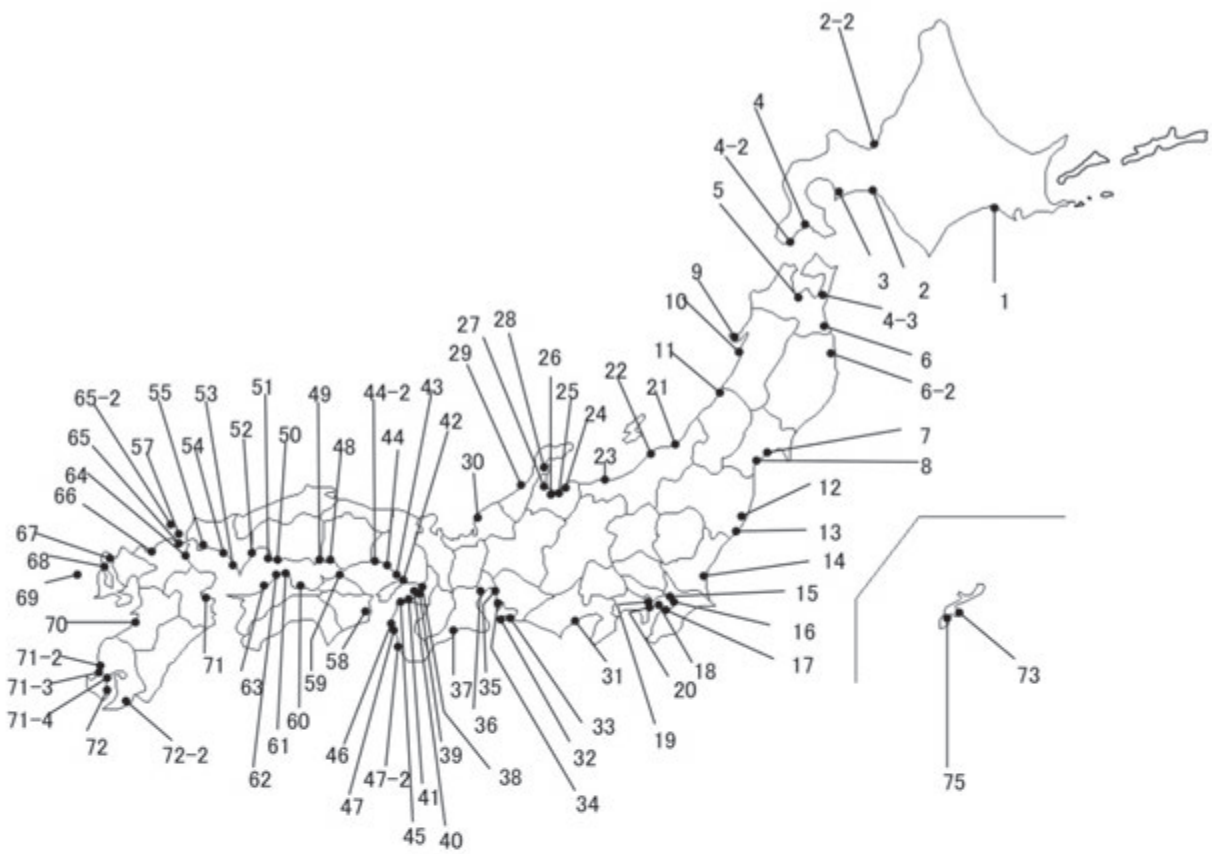

番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域
1	釧路	15	京葉臨海北部	33	田原	49	福山・笠岡	67	福島
2	苫小牧	16	京葉臨海中部	34	衣浦	50	江田島	68	相浦
2-2	石狩	17	京葉臨海南部	35	名古屋港臨海	51	能美	69	上五島
3	室蘭	18	東京国際空港	36	四日市臨海	52	岩国・大竹	70	八代
4	北斗	19	京浜臨海	37	尾鷲	53	下松	71	大分
4-2	知内	20	根岸臨海	38	大阪北港	54	周南	71-2	川内
4-3	むつ小川原	21	新潟東港	39	堺泉北臨海	55	宇部・小野田	71-3	串木野
5	青森	22	新潟西港	40	関西国際空港	57	六連島	71-4	鹿児島
6	八戸	23	直江津	41	岬	58	阿南	72	喜入
6-2	久慈	24	富山	42	神戸	59	番の州	72-2	志布志
7	塩釜	25	婦中	43	東播磨	60	新居浜	73	平安座
8	仙台	26	新湊	44	姫路臨海	61	波方	75	小那覇
9	男鹿	27	伏木	44-2	赤穂	62	菊間		
10	秋田	28	七尾港三室	45	和歌山北部臨海北部	63	松山		
11	酒田	29	金沢港北	46	和歌山北部臨海中部	64	豊前		
12	広野	30	福井臨海	47	和歌山北部臨海南部	65	北九州		
13	いわき	31	清水	47-2	御坊	65-2	白島		
14	鹿島臨海	32	渥美	48	水島臨海	66	福岡		

２．都道府県・消防機関における防災体制

（１）防災体制の確立

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力し、総合的かつ計画的に防災体制を確立している。

防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

（２）災害発生時の応急対応

特別防災区域で災害が発生した場合の応急対応は、防災計画の定めるところにより、防災本部を中心として、都道府県、市町村、関係機関、特定事業者等が一体となって行われる。

その際、消防機関は、防御活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等の重要な役割を担っている。

（３）特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

平成 31 年４月１日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車 73 台、大型高所放水車 59 台、泡原液搬送車 88 台、大型化学高所放水車 33 台、３％泡消火薬剤 3,135kl、６％泡消火薬剤 773kl、消防艇 34 隻等が整備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備 23 基、可搬式泡放水砲５基等が整備されている。

さらに、緊急消防援助隊に特殊災害の対応に特化した部隊である「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」の 12 地域への配備や消防ロボット（スクラムフォース）の配備などにより、消防庁としても特別防災区域所在市町村等の消防力の整備を支援している。

３．特定事業所における防災体制

（１）自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特定事業所を設置している者（特定事業者）に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の整備、防災管理者の選任、防災規程の策定等を義務付けている。また、共同防災組織*3、広域共同防災組織*4及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）*5の設置について規定している。

平成 31 年４月１日現在、全ての特定事業所（667 事業所）に自衛防災組織が置かれ、72 の共同防災組織、11 の広域共同防災組織及び 55 の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員 5,360 人、大型化学消防車 85 台、大型高所放水車 47 台、泡原液搬送車 127 台、大型化学高所放水車 113 台、大容量泡放水砲 24 基、油回収船 22 隻等が整備されている。

さらに、特定事業所には、その規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備の設置を義務付けている。平成 31 年４月１日現在、流出油等防止堤が 142 事業所に、消火用屋外給水施設が 491 事業所に、非常通報設備が 464 事業所にそれぞれ設置されている。

（２）大容量泡放射システムの配備

平成 15 年９月に発生した十勝沖地震では、北海道苫小牧市内の石油精製事業所において、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生し、さらに、地震発生から約 54 時間が経過した後に、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの浮き屋根が沈み、全面火災が発生した。

浮き屋根式屋外貯蔵タンクで発生する火災について、本災害の発生前はリング火災*6が想定されていたが、我が国における地震の発生危険等を考慮すると、災害想定をタンクの全面火災にまで拡充することが必要となった。

これを受け、石油コンビナート等災害防止法が平

＊3　共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織
＊4　広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織
＊5　石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等に関する自主基準の作成や共同防災訓練等を実施することを目的に設置する協議会
＊6　リング火災：浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおいて、浮き屋根とタンクの側板の間で全周にわたって火災となり、リング状に燃え広がるもの

成 16 年６月に、同法施行令が平成 17 年 11 月に改正され、防災体制の充実強化とともに、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、新たな防災資機材である大容量泡放射システムを平成 20 年 11 月までに配備することが特定事業所に義務付けられた。

大容量泡放射システムは、毎分１万リットル以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置、ホース等で構成され、大容量泡放水砲１基当たり、従来の３点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）の最大 10 倍程度の泡放射を行うことができるものである。

現在、毎分１万リットルから４万リットルの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で 12 の広域共同防災組織等に配備されている。

大容量泡放射システム

（３）自衛防災体制の充実

石油コンビナートにおける防災活動は、危険物等が大量に取り扱われていることや設備が複雑に入り組んでいるため困難な場合が多く、また大規模な災害となる危険性もあることから、災害発生時には自衛防災組織や共同防災組織による的確な防災活動を行う必要があり、当該活動を担う防災要員には広範な知識と技術が求められる。

消防庁では、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」として、防災要員の教育訓練において、視覚的にわかりやすいテキストを作成し、災害発生時の初動対応、公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を身につけるにあたり、新任者だけでなく経験者へも活用できる研修モデルを提案し、防災体制の強化を図っている。

４．事業所のレイアウト規制

（１）レイアウト規制

大量の石油と高圧ガスを取り扱うレイアウト事業所では、特に災害が拡大するおそれが大きいことから、事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分ではなく、被害軽減の観点から事業所全体で対策を講じることが必要である。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には当該計画に適合しているかどうかについて確認を受けなければならないと規定している。

（２）新設等の届出等の状況

平成 30 年度におけるレイアウト事業所の新設及び変更届出件数は 10 件であり、確認件数は８件である（第 1-3-6 図）。

第 1-3-6 図　レイアウト事業所の新設等の届出及び確認の状況

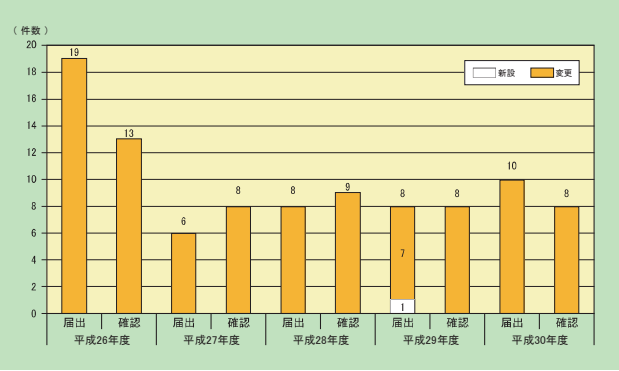

（備考）　１　石油コンビナート等災害防止法第５条及び第７条の規定に基づく届出の件数
２　石油コンビナート等災害防止法第 11 条の規定に基づく確認の件数
３　新設等の届出が行われてから、確認を行うまでに一定の工事期間を要することから、各年度の届出件数と確認件数は合致しない。

５．その他の災害対策

（１）災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象*7が発生した場合には消防署又は市町村長の指定する場所へ直ちに通報す

＊7　異常現象：特定事業所における出火、爆発、石油等の漏えいその他の異常な現象

るとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

（２）防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置計画の作成、事業者負担金、財政上の特別措置等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

６．最近の石油コンビナート等における災害対策

（１）石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

平成 26 年１月に発生した三菱マテリアル株式会社四日市工場における爆発火災事故を契機として、石油コンビナート保安の所管省庁である消防庁、厚生労働省、経済産業省で平成 26 年度から定期的に連絡会議を開催している。

当該会議では、事故に関する情報交換、政策動向の共有、事業者の災害防止に向けた取り組みの推進、災害発生時の連携した対応などを目的としており、石油コンビナートにおける災害防止に向けて省庁の垣根を越えて連携し、事故防止への取り組みを進めるとともに、インターネット上で事故情報等の発信をしている。

平成 30 年度は、石油コンビナートにおける日常点検や災害時の迅速な点検へのドローンのさらなる活用が進むよう、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」を作成し、都道府県、消防本部、事業所に周知した。

ドローンのさらなる活用により、プラントの保安力の向上や労働災害の撲滅につながることが期待されている。

石油コンビナート等災害防止３省連絡会議３省共同運営サイト：https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html

（２）石油コンビナート等の地震・津波対策

南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が懸念されることから、東日本大震災の被害の状況を踏まえ、防災アセスメント指針、自衛防災組織等の防災活動の手引きの改訂を行うなど、石油コンビナート等における防災体制の充実強化を図っている。

（３）石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

消防庁では、特定事業所における自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図ることを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催している。

当該コンテストは、11 月５日の「津波防災の日」の前後に、特定事業所内で大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車等及び化学消防車等を使用し、大規模タンク火災への泡放射を想定した訓練をいかに安全・確実・迅速に行うかを競うもので、優秀な成績を収めた自衛防災組織等を、総務大臣及び消防庁長官が表彰している。

コンテストの様子

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト表彰式

（4）石油コンビナート等防災体制強化のための検討会の開催

消防庁では、石油コンビナート防災体制強化を目的として、検討会を実施している。

平成 30 年度は石油コンビナート等防災計画及び防災本部が実施する防災訓練について調査・検討を行った。

防災本部間の情報交換の促進を通じて防災本部のさらなる機能強化がなされるよう、石油コンビナート等防災計画及び防災訓練の優良事例を報告書としてとりまとめ、公表した。

（略）

第1節　消防体制

1．消防組織

（1）常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。平成31年4月1日現在では、全国に726消防本部、1,719消防署が設置されている（**第2-1-1表**）。

消防職員は16万5,438人であり、うち女性職員は5,307人である（**第2-1-1表**、**第2-1-1図**）。

第2-1-1表　市町村の消防組織の現況

（各年4月1日現在）

区分		平成30年	平成31年	比較 増減数	比較 増減率
消防本部	消防本部	728	726	△ 2	△ 0.3
	内訳 単独 市	387	385	△ 2	△ 0.5
	内訳 単独 町・村	52	52	0	0.0
	内訳 一部事務組合等	289	289	0	0.0
	消防署	1,719	1,719	0	0.0
	出張所	3,117	3,113	△ 4	△ 0.1
	消防職員数	164,873	165,438	565	0.3
	うち女性消防職員数	5,069	5,307	238	4.7
消防団	消防団	2,209	2,198	△ 11	△ 0.5
	分団	22,422	22,388	△ 34	△ 0.2
	消防団員数	843,667	831,982	△ 11,685	△ 1.4
	うち女性消防団員数	25,981	26,625	644	2.5

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

第2-1-1図　消防職団員数の推移

（各年4月1日現在）

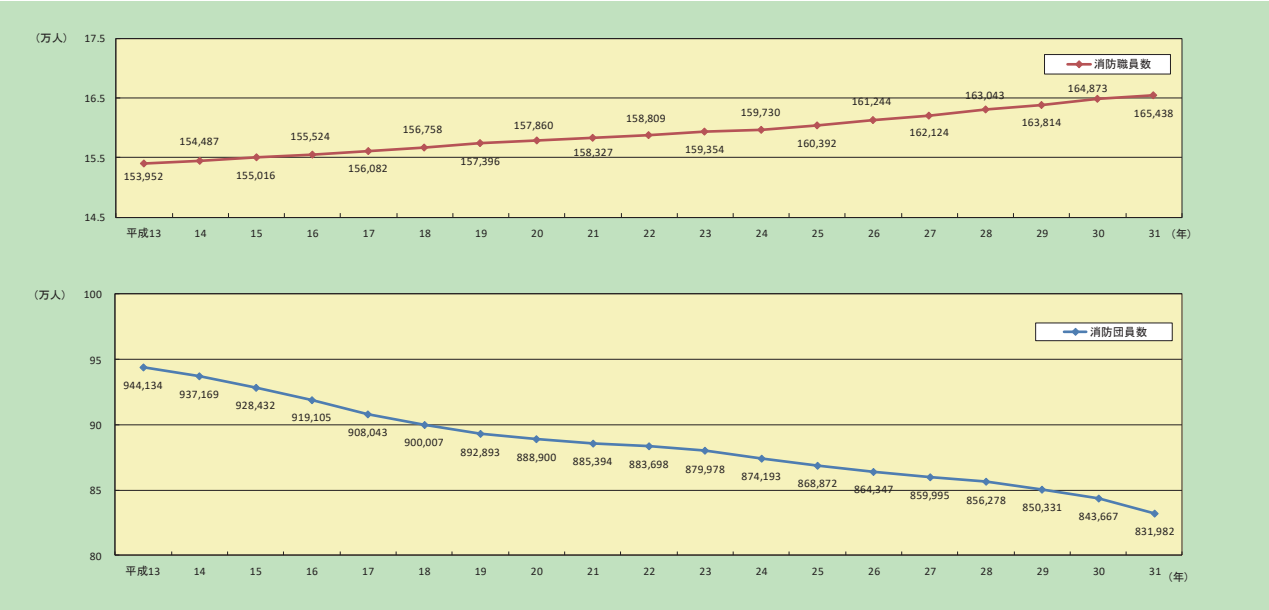

（備考）1　「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2　東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。
3　東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔１〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、〔２〕消防団のみが存する町村がある。

平成 31 年４月１日現在、常備化市町村は 1,690 市町村、常備化されていない町村は 29 町村で、常備化されている市町村の割合（常備化率）は 98.3%（市は 100%、町村は 96.9%）である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化されており、人口の 99.96%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は 289 本部（うち広域連合は 22 本部）であり、その構成市町村数 1,110 市町村（371 市、599 町、140 村）は常備化市町村全体の 65.7%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は 143 市町村（37 市、86 町、20 村）であり、常備化市町村全体の 8.5%に相当する（**第 2-1-2 図**）。

第 2-1-2 図　消防本部の設置方式の内訳

（平成 31 年４月１日現在）

消防本部数		市町村数	市	町	村	常備／非常備	
726		1,690	793	736	161	常備市町村	
単独	437	437	385	51	1	単　独	設置方式
一部事務組合等	289	1,110	371	599	140	一部事務組合等構成	設置方式
		143	37	86	20	事務委託	設置方式
		29	－	7	22	非常備町村	
		1,719	793	743	183	合計	

1,690市町村
437市町村
1,110市町村
143市町村

（備考）１　「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成
２　23 区は１市として単独消防本部に計上
３　広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

（２）消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。

平成 31 年４月１日現在、全国の消防団数は 2,198 団、消防団員数は 83 万 1,982 人であり、消防団は全ての市町村に設置されている（**第 2-1-1 表**、**第 2-1-1 図**）。

消防団は、

- 地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- 要員動員力（消防団員数は消防職員数の約 5.0 倍）
- 即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を生かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防ぎょ等を、国民保護の場合には避難住民の誘導等を行う。特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安心・安全確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等、地域に密着した活動を展開しており、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

２．消防防災施設等

（１）消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要となる消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車、消防防災ヘリコプター等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（**第 2-1-2 表**）。

第 2-1-2 表　消防車両等の保有数

（平成 31 年 4 月 1 日現在）（単位：台、艇、機）

区分		消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車		7,749	14,065	21,814
はしご自動車		1,146	0	1,146
化学消防車		951	4	955
救急自動車		6,364	0	6,364
指揮車		1,772	903	2,675
救助工作車		1,243	0	1,243
その他の消防自動車		8,990	2,041	11,031
小型動力ポンプ		3,563	50,420	53,983
内訳	自動車に積載	429	35,735	36,164
	台車に積載	1,844	2,680	4,524
	上記以外	1,290	12,005	13,295
消防艇		39	9	48
消防防災ヘリコプター		33	0	33

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」、「救急業務実施状況調」、「救助業務実施状況調」により作成

（2）消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

ア　119 番通報

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

平成 30 年中の 119 番通報件数は、870 万 5,751 件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の 71.3%を占めている。（第 2-1-3 図）

近年の携帯電話・IP 電話等（以下「携帯電話等」という。）の普及に伴い、携帯電話等による 119 番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、それぞれ 45.2%、24.2%となっている（第 2-1-4 図）

第 2-1-3 図　119 番通報件数（通報内訳別）

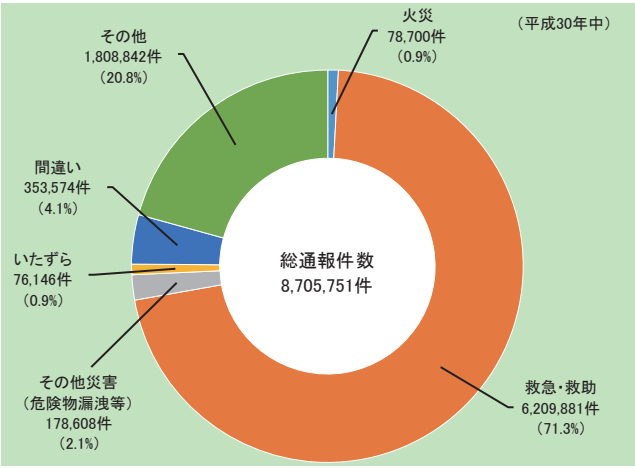

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」より作成

第 2-1-4 図　119 番通報件数（回線区分別）

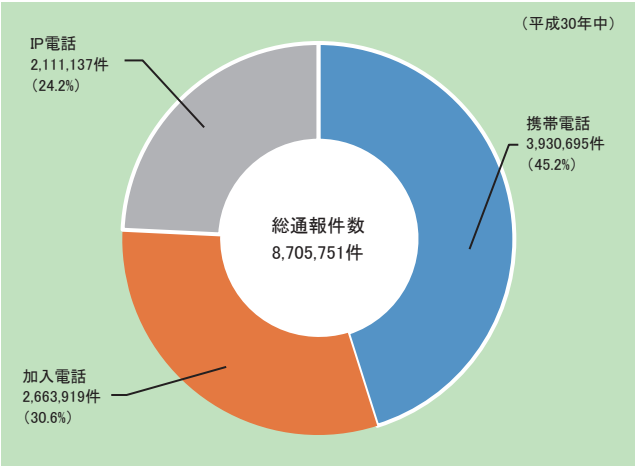

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」より作成

（ア）119 番緊急通報での位置情報通知

119 番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では 119 番通報を受けた際にモニター上の地図に通報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。

平成 19 年 4 月から、携帯電話等からの 119 番通報時に発信場所の位置情報が消防機関に通知される「位置情報通知システム」の運用が始まり、平成 21 年 10 月からは、この位置情報通知システムと従前より固定電話からの通報のために運用している「新発信地表示システム」*1を統合した「統合型位置情報通知システム」の運用を開始した。

平成 31 年 4 月 1 日現在、「位置情報通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電

＊1　新発信地表示システム：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から 119 番通報に係る発信者の位置情報（住所情報）を消防本部に通知するシステム

話等からの 119 番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、712 本部（うち統合型位置情報通知システム 596 本部）となっている。

（イ）音声によらない通報

聴覚・言語障害者が音声によらず 119 番緊急通報を行う手段として、FAX や電子メールを用いた音声によらない代替手段が導入されているが、FAX が置かれている場所からしか通報ができない、通報者の所在地や状況を伝えるのに時間を要する等の課題が存在している。

そこで消防庁では平成 27 年度から、聴覚・言語障害者がスマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「Net119 緊急通報システム」について検討し、平成 29 年度には全国の消防本部で導入するべきシステムの標準仕様等をとりまとめた。

標準仕様に沿ったシステムが導入されれば、GPS 等スマートフォンの位置情報により、通報場所を管轄する消防本部に直接通報されることとなるため、聴覚・言語障害者でも円滑に 119 番通報できる体制が整備される。

消防庁では東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される令和２年までに、すべての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる。

さらに聴覚障害者による 119 番通報手段として、手話や文字による通報手段も提案されている。

公益財団法人日本財団では平成 25 年から、聴覚障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し、即時双方向につなぐ「電話リレーサービス」のモデル事業を実施しており、総務省・厚生労働省では「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」を開催し、電話リレーサービスの公共インフラとしての実現に向けた検討を行い、令和元年 12 月に報告書を公表した。

電話リレーサービスを通じて緊急時の通報を行えるような環境を整えるため、消防庁も検討に参加しているところである。

（ウ）外国人からの通報

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、訪日外国人数が更に増加することが予想され、外国人からの 119 番通報への対応は急務となっている。

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番多言語対応は、外国人からの 119 番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24 時間 365 日主要な言語で対応するものであり、消防庁では、2020 年までに全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる。

イ　消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である。

一方、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

（３）消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取水が可能であることから、消防活動時に消防水利として活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められており、「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第７号）においても、平成 26 年に、計画的に配置する旨改正した（**第 2-1-3 表**）。

さらに近年は、前述の耐震性能への懸念のほか、消防水利の老朽化への懸念、木造建築物の密集地域等における新たな消防水利の需要が見込まれていることなどから、「消防水利の整備促進強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付け消防消第 272 号消防庁消防・救急課長通知）により、市町村が消防水利の整備について短期・中期・長期と段階的に数値目標を設けることにより、充実の促進を図ることとしている。

また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能な場合が多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている。その反面、季節により使用できない場合や、取水場所など

に制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わせて配置することが求められる。

第 2-1-3 表　消防水利（主な人工水利）の整備数

（各年 4 月 1 日現在）

区分	平成 30 年	平成 31 年	比較	
			増減数	増減率（%）
全国の整備数	2,470,022	2,483,960	13,938	0.6
	(100.0)	(100.0)		
消火栓	1,919,018	1,930,125	11,107	0.6
	(77.7)	(77.7)		
防火水槽	531,057	534,345	3,288	0.6
	(21.5)	(21.5)		
20 ㎥～40 ㎥未満	103,487	103,166	△321	△0.3
40 ㎥～60 ㎥未満	381,669	384,700	3,031	0.8
60 ㎥以上	45,901	46,479	578	1.3
井戸	19,947	19,490	△457	△2.3
	(0.8)	(0.8)		

（備考）1　「消防防災・震災対策現況調査」により作成
　　2　（　）は、構成比を示し、単位は%である。

（略）

第４節　教育訓練体制

１．消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施している。

２．職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」「消防操法の基準」「消防救助操法の基準」や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアルを定めるなど、各消防機関による効率的かつ安全な訓練・活動の推進を図っている。

３．消防学校における教育訓練

（１）消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第 51 条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならず、また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができるとされている。

平成 31 年４月１日現在、消防学校は、全国 47 都道府県と指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の７市並びに東京消防庁に設置されており、全国に 55 校ある（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の２校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を定め、消防学校における教育訓練の水準の確保、向上を進めている。

（２）教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」（以下「基準」という。）が定められている。各消防学校では、この基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- 「初任教育」とは、新たに採用された全ての消防職員を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は 800 時間とされている。
- 「基礎教育」とは、消防団員として入団後、経験期間が短く、知識・技能の修得が必要な者を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は 24 時間とされている。
- 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員を対象に行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者を対象に行う、消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- 「特別教育」とは、上記に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

（3）消防学校における教育訓練の充実強化

災害の大規模化・複雑多様化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいる。

このような背景の下、消防職員が適切に職務を遂行していくためには知識・技術の更なる向上が必要であることから、消防学校における教育訓練の充実強化を図ることを目的に、平成 27 年３月に「消防学校の施設、人員及び運営の基準」及び「消防学校の教育訓練の基準」の一部をそれぞれ改正した。

この改正では、標準的に備えるべき施設として、実際の災害を想定した実践的な訓練を行うことのできる施設（模擬消火訓練装置、震災訓練施設等）を加えたほか、安全管理面に配意した消防学校の教員数の算定方式の改正、消防を巡る課題と必要性を踏まえた適正な教科目及び時間配分への改正などを行っている。

（4）教育訓練の実施状況

消防職員については、平成 30 年度中に延べ３万 2,044 人が消防学校における教育訓練を受講した（第 2-4-1 表）。

消防団員については、平成 30 年度中に延べ３万 7,470 人が消防学校において又は消防学校から教員の派遣を受けて教育訓練を受講した（第 2-4-2 表）。

消防団員にあっては、それぞれ他の本業を持っているため、消防学校での教育訓練が十分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

また、消防学校では、消防職団員の教育訓練に支障のない範囲で消防職団員以外の者に対する教育訓練も行われており、平成 30 年度においては、自主防災組織の構成員等延べ１万 7,275 人に対し教育訓練が行われた。

第 2-4-1 表　消防職員を対象とする教育訓練の実施状況

（人）

	29年度	30年度
初任教育	5,386	5,364
専科教育	10,244	10,017
警防科	940	1,201
特殊災害科	699	704
予防査察科	1,003	1,112
危険物科	496	447
火災調査科	1,326	1,130
救急科	4,096	3,748
准救急科	8	
救助科	1,676	1,675
幹部教育	3,182	3,835
初級幹部科	1,950	2,301
中級幹部科	893	1,131
上級幹部科	339	403
特別教育	12,179	12,828
合　計	30,991	32,044

（備考）「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

第 2-4-2 表　消防団員を対象とする教育訓練の実施状況

（人）

区　分	30年度実績		
	学校教育	教員派遣	計
基礎教育	3,925	3,983	7,908
専科教育	2,121	0	2,121
警防科	847	0	847
機関科	1,274	0	1,274
幹部教育	7,421	106	7,527
初級幹部科	1,999	82	2,081
指揮幹部科	751	0	751
分団指揮課程のみ	2,206	24	2,230
現場指揮課程のみ	2,465	0	2,465
特別教育	8,527	11,387	19,914
合計	21,994	15,476	37,470

（備考）「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成
※平成 26 年３月の消防学校の教育訓練の基準の一部改正により、中級幹部科は指揮幹部科に改められた。
※「指揮幹部科」には、「分団指揮課程」及び「現場指揮課程」の両課程を修了した者を計上している。

4．消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県等の消防学校に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行っている。

（１）施設・設備

消防大学校には、教育訓練施設として、本館、第２本館、訓練施設及び寄宿舎がある。

本館には、250 人収容の大教室、３つの教室、視聴覚教室、理化学燃焼実験室、図書館のほか、様々な災害現場を模擬体験して指揮者としての状況判断能力や指揮能力を養成する災害対応訓練室等を設けている。

第２本館には、300 人収容の講堂のほか、救急訓練室、特別教室、屋内訓練場等を設けている。

訓練施設には、地上４階の低層訓練棟及び地上 11 階の高層訓練塔に加え、コンテナ内で木材を燃やし、実際の火災現場と同様の環境の変化を体験することができる実火災体験型訓練施設を設けている。

寄宿舎には、172 人収容の南寮と 52 人収容の北寮、女性の寮生活に必要な浴室、トイレ、更衣室、談話室などの女性専用施設を設けている。

なお、教育訓練車両として、指揮隊車、普通ポンプ車、水槽付きポンプ車、救助工作車、特殊災害車、災害支援車及び高規格の救急自動車を保有している。

実火災体験型訓練（ホットトレーニング）

実火災体験型訓練（危険物火災）

多数傷病者対応訓練

（２）教育訓練の実施状況

消防大学校では、平成 30 年度において、総合教育及び専科教育で 1,082 人、実務講習で 635 人の卒業生を送り出しており、卒業生数は、創設以来、平成 30 年度までで延べ 6 万 2,695 人となった。

また、令和元年度の定員は 1,932 人としている（第 2-4-3 表）。

第 2-4-3 表　教育訓練実施状況

区分			平成30年度（実績）		令和元年度（計画）			
			実施回数（回）	卒業生（人）	実施回数（回）	定員（人）	期間	教育目的
学科	総合教育	幹部科	4	285	4	240	2か月	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	41	1	54	2週間	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・学校長科	2	41	2	102	2週間	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	66	2	72	1週間	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	120	2	120	2か月	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる
		救助科	2	119	2	120	2か月	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	48	1	48	1か月	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる（指導救命士養成教育を含む。）。
		予防科	2	95	2	96	2か月	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	42	1	42	1か月	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	96	2	96	2か月	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		新任教官科	1	66	1	60	2週間	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。
		現任教官科	2	63	2	72	1週間	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務又は警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。
	小計		22	1,082	22	1,122		
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	2	75	2	96	2週間	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		高度救助・特別高度救助コース	1	66	1	66	2週間	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		NBCコース	1	72	1	72	3週間	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		航空隊長コース	1	63	1	84	2週間	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース	1	59	1	96	1週間	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成コース	1	63	1	72	1週間	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成短期コース	2	95	2	128	2日間	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。
		消防団活性化推進コース	1	34	2	96	1週間	消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。
	その他	女性活躍推進コース	1	60	1	52	2週間	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。
		査察業務マネジメントコース	1	48	1	48	1週間	消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。
	小計		12	635	13	810		
合計			34	1,717	35	1,932		

学科については、平成 18 年度に大幅な再編を実施し、その後も受講者のニーズ等を踏まえて適宜見直しを行っており、平成 30 年度においては、年間に 22 の学科と 13 の実務講習を実施した。

各課程の教育訓練内容（授業科目）については、各学科等の目的に応じて社会情勢の変化に伴う新しい課題に対応するための科目として、ハラスメント対策、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、危機管理、広報及び訴訟対応を取り入れている。

また、情報システムを活用した火災時指揮シミュレーション、大規模地震の際の受援シミュレーションなどを訓練に加えるほか、実火災体験型訓練施設を活用した実際の火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）の実施や、査察業務マネジメントコースの設置などにより、カリキュラムの充実を図っている。

一部の課程では、インターネットを使った事前学習（e-ラーニング）を取り入れ、限られた期間内でより効率的な教育訓練が行えるようにしている。

また、女性の研修機会の拡大を図るため、各学科の定員の５％を女性消防吏員の優先枠として設定し女性の入校を推進するとともに、女性消防吏員のキャリア形成の支援等を目的とした実務講習である女性活躍推進コースを実施しているほか、女性の活躍推進をテーマとした「消防大学校フォーラム」を開催している。

このほか、国際的な大規模イベント（2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等）の開催に向け、NBC 災害対応力の強化を図るため、平成 28 年度からオリンピック開催年度の令和 2 年度までの間、NBC コースの教育日数を 10 日間から 15 日間に増やすこととしている。

平成 30 年度には、木造密集等の活動困難地域等における火災発生時における現場指揮・判断能力の向上を図ることを目的として、実践的な訓練を実施することができる街区形成集合住宅型ユニットを活用した訓練を取り入れている。

（３）消防学校に対する技術的援助

自然災害や火災・事故等の態様の多様化・大規模化に伴い、都道府県等の消防学校における教育訓練も充実強化が求められていることから、消防大学校では、次のような技術的援助を行っている。

ア　消防学校長・教官に対する教育訓練

消防学校長及び教官に対しては、それぞれ、新任消防長・学校長科、新任教官科及び現任教官科において教育訓練を行っている。

また、新任教官科及び現任教官科では、教育技法の習得を中心に教育を実施するとともに、実際に講義を行う演習を取り入れ、消防学校における教育指導者養成を行っている。

なお、新任教官科及び現任教官科以外の各学科においても、教育指導者養成を目的の一つとしており、教育技法の学習や講義演習を実施している。

イ　講師の派遣

消防学校における教育内容の充実のため、消防学校からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っている。平成 30 年度は、延べ 131 回の講師の派遣を実施した。

ウ　消防教科書の編集

消防学校において使用する初任者用教科書の編集を行っており、平成 31 年４月現在 21 種類が発行されている。

エ　講師情報の提供等

消防学校で行う教育訓練において、専門分野に一定水準の知識・技術が担保された講師等を確保し、教育訓練の質の更なる向上に資するため、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

（４）特別講習会

ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、平成 28 年度からの４か年で 16 か所の会場所在都道府県において、安全管理、多数傷病者対応、NBC 対応の講義を行う特別講習会を実施することとしており、令和元年度は宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の４か所で開催した。

第5節 救急体制

1．救急業務の実施状況

（1）救急出動の状況

平成 30 年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、660 万 5,213 件（前年比 26 万 3,066 件増、4.1%増）となっており、初めて 500 万件を超えた平成 16 年以降もほぼ一貫して増加傾向が続いている。救急出動件数は 1 日平均とすると約 1 万 8,096 件（同約 720 件増）で、約 4.8 秒（前年 5.0 秒）に 1 回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員も一貫して増加傾向が続いており、596 万 295 人（前年比 22 万 4,209 人増、3.9%増）となっている。これは国民の 21 人に 1 人（前年 22 人に 1 人）が救急隊によって搬送されたことになる。救急自動車による搬送の原因となった事故種別にみると、急病が 389 万 1,040 人（65.3%）、一般負傷が 91 万 2,346 人（15.3%）、交通事故が 44 万 1,582 人（7.4%）などとなっている（**第 2-5-1 表、第 2-5-2 表、附属資料 2-5-1、附属資料 2-5-2**）。

なお、消防防災ヘリコプターによる出動件数は 3,128 件（前年比 242 件減）、搬送人員は 2,318 人（同 260 人減）となっている。

第 2-5-1 表　救急出動件数及び搬送人員の推移

（各年中）

区分 / 年	救急出動件数				搬送人員				（A）のうち急病による出動件数（B）	（A）に対する（B）の割合（%）
	全出動件数	うち救急自動車による件数（A）	うち消防防災ヘリコプターによる件数	対前年増減数・増減率（%）	全搬送人員	うち救急自動車による搬送人員	うち消防防災ヘリコプターによる搬送人員	対前年増減数・増減率（%）		
平成 15 年	4,832,900	4,830,813	2,087	274,951 （6.0）	4,577,403	4,575,325	2,078	245,486 （5.7）	2,819,620	58.4
平成 16 年	5,031,464	5,029,108	2,356	198,564 （4.1）	4,745,872	4,743,469	2,403	168,469 （3.7）	2,953,471	58.7
平成 17 年	5,280,428	5,277,936	2,492	248,964 （4.9）	4,958,363	4,955,976	2,387	212,491 （4.5）	3,167,046	60.0
平成 18 年	5,240,478	5,237,716	2,762	▲39,950（▲0.8）	4,895,328	4,892,593	2,735	▲63,035（▲1.3）	3,163,822	60.4
平成 19 年	5,293,403	5,290,236	3,167	52,925 （1.0）	4,905,585	4,902,753	2,832	10,257 （0.2）	3,223,990	60.9
平成 20 年	5,100,370	5,097,094	3,276	▲193,033（▲3.6）	4,681,447	4,678,636	2,811	▲224,138（▲4.6）	3,102,423	60.9
平成 21 年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566 （0.5）	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598 （0.1）	3,141,882	61.3
平成 22 年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 （6.7）	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 （6.3）	3,389,044	62.0
平成 23 年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 （4.5）	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 （4.1）	3,562,208	62.4
平成 24 年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599 （1.7）	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514 （1.3）	3,648,074	62.9
平成 25 年	5,918,939	5,915,683	3,256	113,238 （2.0）	5,348,623	5,346,087	2,536	95,796 （1.8）	3,732,953	63.1
平成 26 年	5,988,377	5,984,921	3,456	69,438 （1.2）	5,408,635	5,405,917	2,718	60,012 （1.1）	3,781,249	63.2
平成 27 年	6,058,190	6,054,815	3,375	69,813 （1.2）	5,481,252	5,478,370	2,882	72,617 （1.3）	3,851,978	63.6
平成 28 年	6,213,628	6,209,964	3,664	155,438 （2.6）	5,624,034	5,621,218	2,816	142,782 （2.6）	3,975,380	64.0
平成 29 年	6,345,517	6,342,147	3,370	131,889 （2.1）	5,738,664	5,736,086	2,578	114,630 （2.0）	4,061,989	64.0
平成 30 年	6,608,341	6,605,213	3,128	262,824 （4.1）	5,962,613	5,960,295	2,318	223,949 （3.9）	4,294,924	65.0

備考　「救急年報報告」及び「消防防災・震災対策現況調査」による。

第 2-5-2 表　救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員

（各年中）

事故種別	平成29年中 出動件数（搬送人員）	平成29年中 構成比（%）	平成30年中 出動件数（搬送人員）	平成30年中 構成比（%）	対前年比 増減数	対前年比 増減率（%）
急病	4,061,989	64.0	4,294,924	65.0	232,935	5.7
	(3,686,438)	(64.3)	(3,891,040)	(65.3)	204,602	5.6
交通事故	481,473	7.6	459,977	7.0	−21,496	−4.5
	(466,043)	(8.1)	(441,582)	(7.4)	−24,461	−5.2
一般負傷	965,376	15.2	997,804	15.1	32,428	3.4
	(883,375)	(15.4)	(912,346)	(15.3)	28,971	3.3
自損行為	52,347	0.8	51,994	0.8	−353	−0.7
	(35,377)	(0.6)	(35,156)	(0.6)	−221	−0.6
労働災害	53,579	0.8	58,891	0.9	5,312	9.9
	(52,189)	(0.9)	(57,500)	(1.0)	5,311	10.2
加害	33,754	0.5	32,709	0.5	−1,045	−3.1
	(25,957)	(0.5)	(25,038)	(0.4)	−919	−3.5
運動競技	42,356	0.7	43,785	0.7	1,429	3.4
	(41,950)	(0.7)	(43,349)	(0.7)	1,399	3.3
火災	23,169	0.4	22,925	0.3	−244	−1.1
	(5,331)	(0.1)	(5,393)	(0.1)	62	1.2
水難	5,060	0.1	5,249	0.1	189	3.7
	(2,327)	(0.0)	(2,318)	(0.0)	−9	−0.4
自然災害	755	0.0	2,540	0.0	1,785	236.4
	(524)	(0.0)	(1,957)	(0.0)	1,433	273.5
その他	622,289	9.8	634,415	9.6	12,126	1.9
	(536,575)	(9.4)	(544,616)	(9.1)	8,041	1.5
合計	6,342,147	100	6,605,213	100	263,066	4.1
	(5,736,086)	100	(5,960,295)	100	224,209	3.9

（備考）1　「救急年報報告」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第 2-5-3 表　救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況

（平成30年中）

事故種別＼区分	死亡	重症（長期入院）	中等症（入院診療）	軽症（外来診療）	その他	計
急病	63,122	292,868	1,640,085	1,893,680	1,285	3,891,040
	(1.6)	(7.5)	(42.2)	(48.7)	(0.0)	(100)
交通事故	1,871	17,061	88,206	334,124	320	441,582
	(0.4)	(3.9)	(20.0)	(75.7)	(0.1)	(100)
一般負傷	5,635	57,615	312,755	535,862	479	912,346
	(0.6)	(6.3)	(34.3)	(58.7)	(0.1)	(100)
その他	7,511	119,869	440,972	145,880	1,095	715,327
	(1.1)	(16.8)	(61.6)	(20.4)	(0.2)	(100)
計	78,139	487,413	2,482,018	2,909,546	3,179	5,960,295
	(1.3)	(8.2)	(41.6)	(48.8)	(0.1)	(100)

（備考）1　「救急年報報告」により作成
　　2　初診時における傷病程度は次によっている。
　　（1）死　亡　　初診時において死亡が確認されたもの
　　（2）重　症（長期入院）　　傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
　　（3）中等症（入院診療）　　傷病程度が重症または軽症以外のもの
　　（4）軽　症（外来診療）　　傷病程度が入院加療を必要としないもの
　　（5）その他　　医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所へ搬送したもの
　　※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや、通院による治療が必要だったものも含まれる。
　　3　（　　）内は構成比を示し、単位は%である。
　　4　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（2）傷病程度別搬送人員の状況

平成30年中の救急自動車による搬送人員596万295人のうち、約半数が入院加療を必要としない軽症（外来診療）傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）となっている（第2-5-3表）。

第 2-5-1 図　年齢区分別搬送人員構成比率の推移

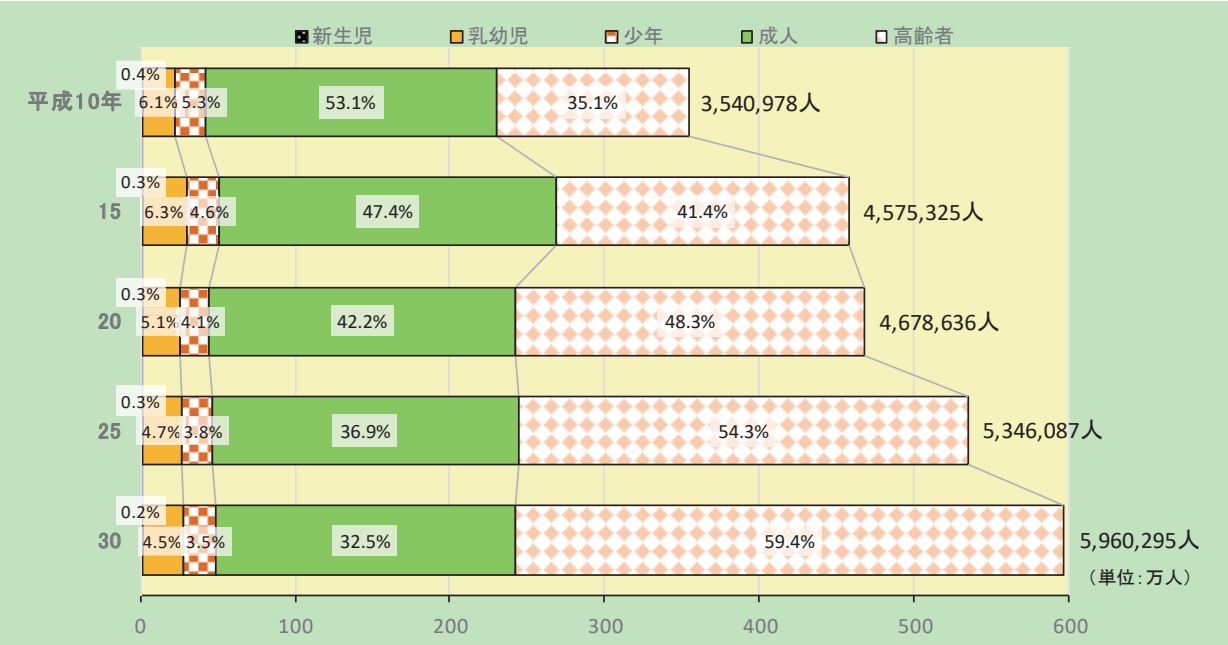

（備考）１　「救急年報報告」より作成
２　年齢区分は次によっている。
（１）新生児　生後 28 日未満の者
（２）乳幼児　生後 28 日以上満 7 歳未満の者
（３）少　年　満 7 歳以上満 18 歳未満の者
（４）成　人　満 18 歳以上満 65 歳未満の者
（５）高齢者　満 65 歳以上の者
３　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（３）年齢区分別事故種別搬送人員の状況

平成 30 年中の救急自動車による搬送人員 596 万 295 人の内訳を年齢区分別にみると、新生児が 1 万 3,317 人(0.2%)、乳幼児が 26 万 6,032 人(4.5%)、少年が 20 万 5,897 人 (3.5%)、成人が 193 万 5,986 人 (32.5%)、高齢者が 353 万 9,063 人 (59.4%) となっており、高齢化の進展等により高齢者の占める割合が年々高まる傾向にある (前年比 0.6 ポイント増) (**第 2-5-1 図、附属資料 2-5-3**)。

また、急病では高齢者(241 万 1,050 人、62.0%)、交通事故では成人 (27 万 309 人、61.2%)、一般負傷では高齢者 (62 万 1,929 人、68.2%) が最も高い割合で搬送されている (**附属資料 2-5-3**)。

（４）現場到着所要時間の状況

平成 30 年中の救急自動車による出動件数 660 万 5,213 件の内訳を現場到着所要時間 (119 番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間) 別にみると、５分以上 10 分未満が 407 万 1,362 件で最も多く、全体の 61.6%となっている (**第 2-5-2 図**)。

また、現場到着所要時間の平均は 8.7 分 (前年 8.6 分) となっており、10 年前 (平成 20 年) と比べ、1.0 分延伸している (**第 2-5-4 図**)。

第 2-5-2 図　救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況

（平成 30 年中）

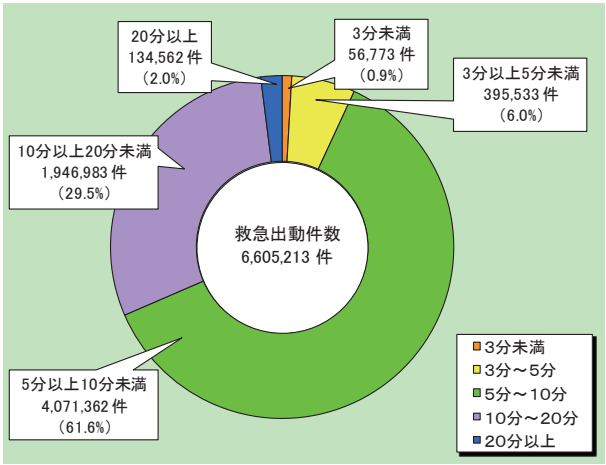

（備考）１　「救急年報報告」により作成
２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（５）病院収容所要時間の状況

平成 30 年中の救急自動車による搬送人員 596 万 295 人の内訳を病院収容所要時間 (119 番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間) 別にみると、30 分以上 60 分未満が 375 万 7,152 人(63.0%) で最も多くなっている (**第 2-5-3 図**)。

また、病院収容所要時間の平均は 39.5 分（前年 39.3 分）となっており、10 年前（平成 20 年）と比べ、4.5 分延伸している（**第 2-5-4 図**）。

（６）救急隊員の行った応急処置等の状況

平成 30 年中の救急自動車による搬送人員 596 万 295 人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は 583 万 7,390 人（97.9%）となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は 2,254 万 9,804 件である（**第 2-5-4 表**）。

また、平成３年（1991 年）以降に拡大された救急隊員が行った応急処置等（**第 2-5-4 表**における※の項目）の総件数は、1,600 万 3,545 件（前年比 5.1%増）となっているが、このうち救急救命士が傷病者の蘇生等のために行う救急救命処置（除細動*1（救急救命士以外の救急隊員が行うものを含む。）、気管挿管*2やラリンゲアルマスク*3等による気道確保、静脈路確保*4、薬剤投与*5、血糖測定*6、ブドウ糖投与*7、自己注射が可能なアドレナリン製剤の使用*8）の件数は 23 万 5,749 件（前年比 1 万 9,928 件増）に上り、前年比で 9.2%増となっている。

第 2-5-3 図　救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況

（平成 30 年中）

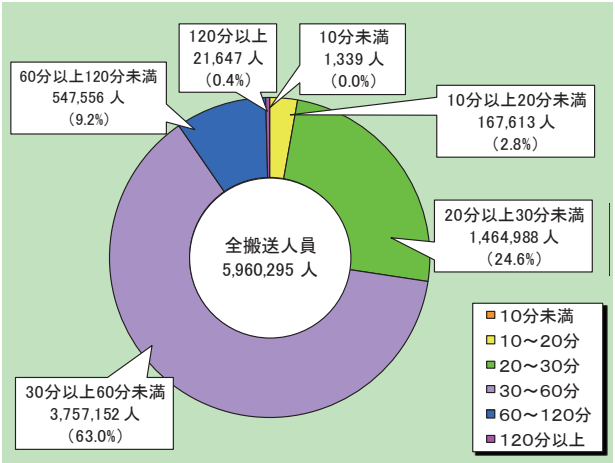

（備考）１　「救急年報報告」により作成
　　２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第 2-5-4 図　救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移

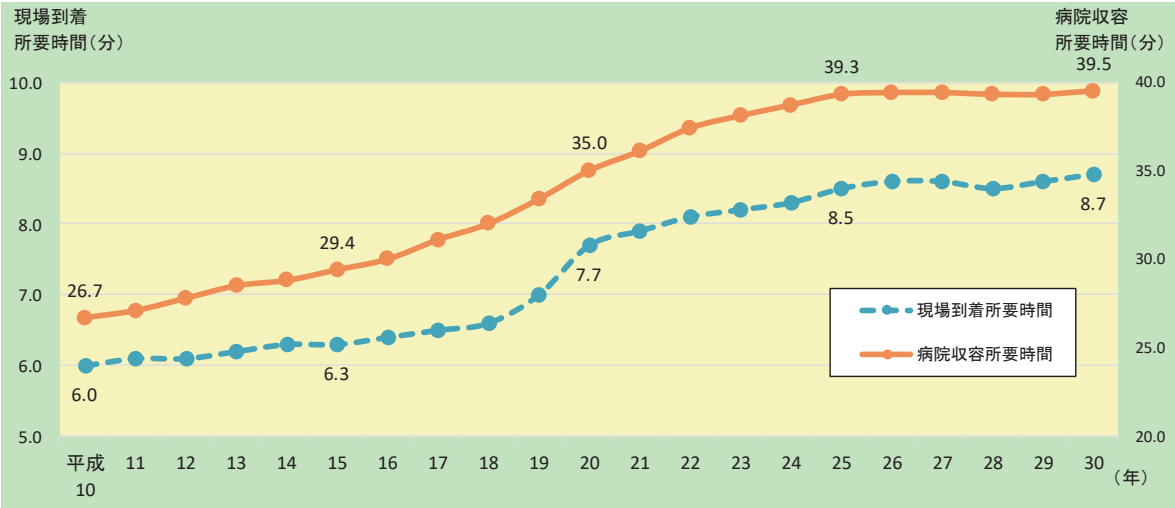

（備考）１　「救急年報報告」により作成
　　２　東日本大震災の影響により、平成 22 年及び平成 23 年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

＊1　除細動：心臓が痙攣したように細かく震えて血液が拍出できない致死的不整脈（心室細動）に電気ショックをかけることにより、その震えを取り除く処置のこと。
＊2　気管挿管：医師の具体的な指示の下で、気管内チューブを用い、喉頭を経由して気道確保を行うこと。
＊3　ラリンゲアルマスク：医師の具体的な指示の下で、気道確保を行うために用いられる換気チューブの一つ。喉頭を覆い隠すように接着し、換気路を確保する。
＊4　静脈路確保：医師の具体的な指示の下で、静脈内に針を留置して輸液路を確保する処置のこと。静脈路確保により、薬剤を必要時に直ちに静脈内投与することが可能になる。
＊5　薬剤投与：医師の具体的な指示の下で、アドレナリン（エピネフリンともいう。以下単に「アドレナリン」という。）の投与を行うこと。
＊6　血糖測定：意識障害のある傷病者に対して血糖値を測定すること。
＊7　ブドウ糖投与：医師の具体的な指示の下で、ブドウ糖溶液の投与を行うこと。
＊8　自己注射が可能なアドレナリン製剤の使用：アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤（エピペン®など）を処方されている者であった場合には、救急救命士が、自己注射が可能なアドレナリン製剤によるアドレナリンの投与を行うこと。

第 2-5-4 表　救急隊員の行った応急処置等の状況

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
応急処置等対象搬送人員		3,820,761	428,738	888,235	699,656	5,837,390
応急処置等項目	止血	22,087 (0.1)	20,835 (1.2)	77,563 (2.4)	16,816 (0.6)	137,301 (0.6)
	被覆	26,623 (0.2)	77,540 (4.6)	192,338 (5.9)	37,602 (1.4)	334,103 (1.5)
	固定	41,199 (0.3)	184,495 (11.0)	161,734 (4.9)	46,631 (1.8)	434,059 (1.9)
	保温	1,076,830 (7.2)	80,902 (4.8)	225,293 (6.9)	175,735 (6.6)	1,558,760 (6.9)
	酸素吸入	792,990 (5.3)	33,022 (2.0)	56,633 (1.7)	192,888 (7.3)	1,075,533 (4.8)
	人工呼吸	32,730 (0.2)	851 (0.1)	3,395 (0.1)	4,917 (0.2)	41,893 (0.2)
	胸骨圧迫	9,214 (0.1)	296 (0.0)	1,086 (0.0)	1,151 (0.0)	11,747 (0.1)
	※うち自動式心マッサージ器	2,731	53	328	286	3,398
	心肺蘇生	100,473 (0.7)	2,836 (0.2)	11,180 (0.3)	11,280 (0.4)	125,769 (0.6)
	※うち自動式心マッサージ器	14,097	312	1,662	1,421	17,492
	※在宅療法継続	38,112 (0.3)	315 (0.0)	3,367 (0.1)	3,734 (0.1)	45,528 (0.2)
	※ショックパンツ	43 (0.0)	8 (0.0)	8 (0.0)	10 (0.0)	69 (0.0)
	※血圧測定	3,509,181 (23.5)	410,322 (24.5)	820,301 (25.0)	641,804 (24.3)	5,381,608 (23.9)
	※心音・呼吸音聴取	1,206,130 (8.1)	132,701 (7.9)	171,813 (5.2)	152,373 (5.8)	1,663,017 (7.4)
	※血中酸素飽和度測定	3,612,250 (24.2)	416,322 (24.8)	850,811 (26.0)	668,508 (25.3)	5,547,891 (24.6)
	※心電図測定	2,337,629 (15.6)	121,823 (7.3)	284,396 (8.7)	344,829 (13.0)	3,088,677 (13.7)
	気道確保	163,154 (1.1)	4,560 (0.3)	16,580 (0.5)	19,167 (0.7)	203,461 (0.9)
	※うち経鼻エアウェイ	8,077	134	815	1,040	10,066
	※うち喉頭鏡、鉗子等	6,326	123	3,131	470	10,050
	※うちラリンゲアルマスク等	35,534	679	2,819	2,620	41,652
	※うち気管挿管	7,097	153	2,334	868	10,452
	※除細動	11,425 (0.1)	188 (0.0)	526 (0.0)	782 (0.0)	12,921 (0.1)
	※静脈路確保	60,009 (0.4)	2,038 (0.1)	5,837 (0.2)	4,633 (0.2)	72,517 (0.3)
	うちCPA前	20,900	1,218	1,232	1,158	24,508
	うちCPA後	39,149	826	4,608	3,479	48,062
	※薬剤投与	24,887 (0.2)	574 (0.0)	2,850 (0.1)	2,212 (0.1)	30,523 (0.1)
	※血糖測定	55,703 (0.4)	458 (0.0)	1,388 (0.0)	1,001 (0.0)	58,550 (0.3)
	※ブドウ糖投与	8,731 (0.1)	34 (0.0)	34 (0.0)	57 (0.0)	8,856 (0.0)
	※自己注射が可能なアドレナリン製剤	197 (0.0)	6 (0.0)	40 (0.0)	35 (0.0)	278 (0.0)
	その他の処置	1,821,846 (12.2)	187,090 (11.2)	391,187 (11.9)	316,620 (12.0)	2,716,743 (12.0)
合計		14,951,443 (100)	1,677,216 (100)	3,278,360 (100)	2,642,785 (100)	22,549,804 (100)
拡大された応急処置等		10,938,159	1,086,243	2,152,460	1,826,683	16,003,545

（備考）1　「救急年報報告」により作成
2　１人につき複数の応急処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の計は一致しない。
3　（　）内は構成比を示し、単位は%である。
4　※は平成３年以降に拡大された応急処置等の項目である。
5　救急自動車により搬送された傷病者に行った応急処置等の状況を示す。

第 2-5-5 表　救急業務実施市町村数の推移

（各年４月１日現在）

区分＼年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
市町村数	3,048	2,352	1,784	1,769	1,753	1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690	1,690	1,690	1,690
市町村実施率(%)	98.3	98.2	98.0	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3
人口カバー率(%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

（備考）「救急年報報告」により作成

２．救急業務の実施体制

（１）救急業務実施市町村数

救急業務実施市町村数は、平成 31 年４月１日現在、1,690 市町村（793 市、736 町、161 村）となっている（東京都特別区は、1 市として計上している。以下同じ。）。

98.3%（前年 98.3%）の市町村で救急業務が実施され、全人口の 99.9%（同 99.9%）がカバーされている（人口は、平成 27 年の国勢調査人口による。以下同じ。）こととなり、ほぼ全ての地域で救急業務サービスが受けられる状態となっている（第 2-5-5 表、附属資料 2-5-4）。

なお、救急業務実施形態別にみると、単独が 437 市町村、委託が 143 市町村、一部事務組合及び広域連合が 1,110 市町村となっている（第 2-5-5 図）。

第 2-5-5 図　救急業務実施形態の内訳

（平成 31 年４月１日現在）

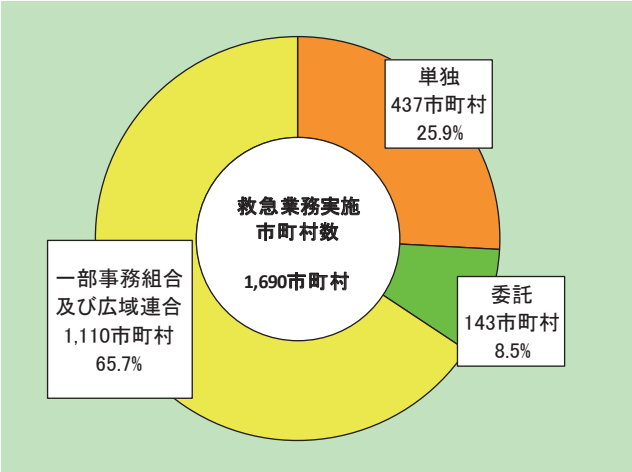

（備考）１　「救急年報報告」により作成
２　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第 2-5-6 図　救急隊数の推移

（各年４月１日現在）

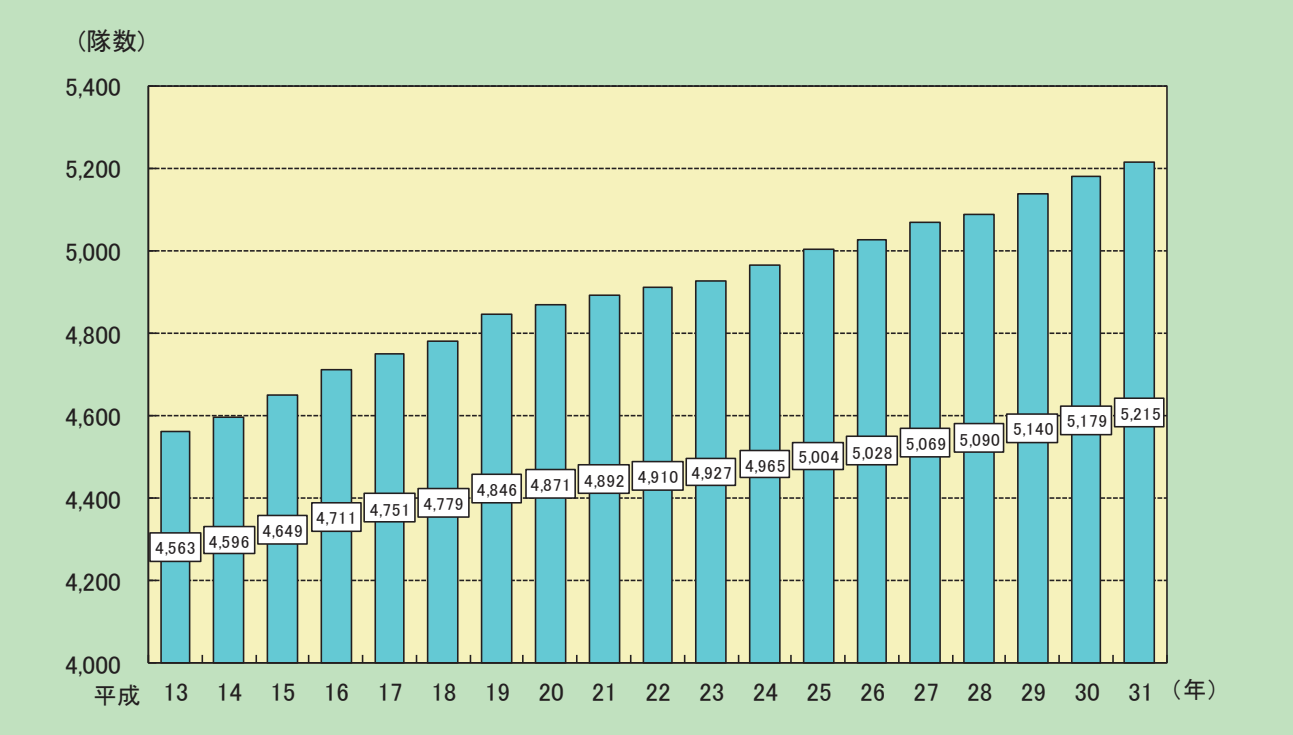

（備考）「救急年報報告」により作成

第 2-5-7 図　救急隊員数の推移

（各年４月１日現在）

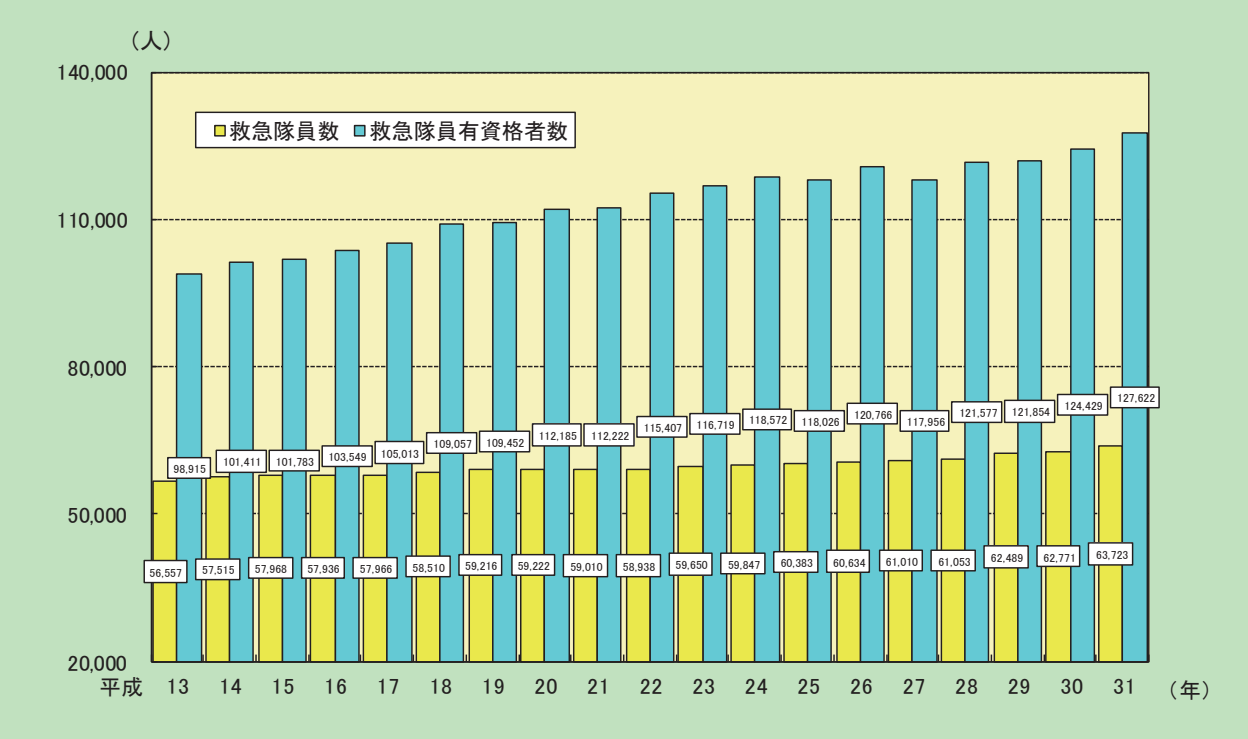

（備考）「救急年報報告」により作成

（２）救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数

救急隊は、平成 31 年４月１日現在、5,215 隊（前年比 36 隊増）設置されている（**第 2-5-6 図**）。

救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低 135 時間の救急業務に関する講習（旧救急Ⅰ課程）を修了した者等とされている。

平成 31 年４月１日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で 12 万 7,622 人（前年比 3,193 人増）となっており、このうち６万 3,723 人が、救急隊員（専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含む。）として救急業務に従事している（**第 2-5-7 図**）。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる 250 時間の救急科（旧救急標準課程及び旧救急Ⅱ課程を含む。以下同じ。）を修了した消防職員は、平成 31 年４月１日現在、全国で８万 5,437 人（前年比 1,940 人増）となっており、このうち３万 4,136 人が救急隊員として救急業務に従事している。

なお、准救急隊員については、平成 31 年４月１日現在、全国で 18 人が救急業務に従事している。消防庁では平成 28 年 12 月に消防法施行令の一部を改正する政令を公布し、平成 29 年４月１日から過疎地域及び離島において、市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として、総務省令で定める事項を記載した計画（実施計画）を定めたときには、救急隊員２人と准救急隊員１人による救急隊の編成を可能とした。准救急隊員とは、救急業務に関する基礎的な講習の課程（92 時間）を修了した常勤の消防職員等とされており、例えば、上記課程を修了した役場職員等で常勤の消防職員を併任する者を想定している。また、同課程の講習を受けた者以外に、上記課程修了と同等以上の学識経験を有する者についても准救急隊員とすることができることとしており、医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士及び救急科を修了した者としている。

（３）救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも１人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

平成 31 年４月１日現在、救急救命士を運用している消防本部は、全国 726 消防本部のうち 725 本部で、その運用率は 99.9%（前年 99.9%）である。救急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊 5,215 隊のうち 99.3%（前年比 0.2 ポイント増）

に当たる 5,178 隊（同 46 隊増）となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は 3 万 8,388 人（同 1,245 人増）となっているが、このうち 2 万 7,387 人（同 806 人増）が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している（**第 2-5-8 図**、**第 2-5-9 図**）。

第 2-5-8 図　救急救命士運用隊の推移

（各年４月１日現在）

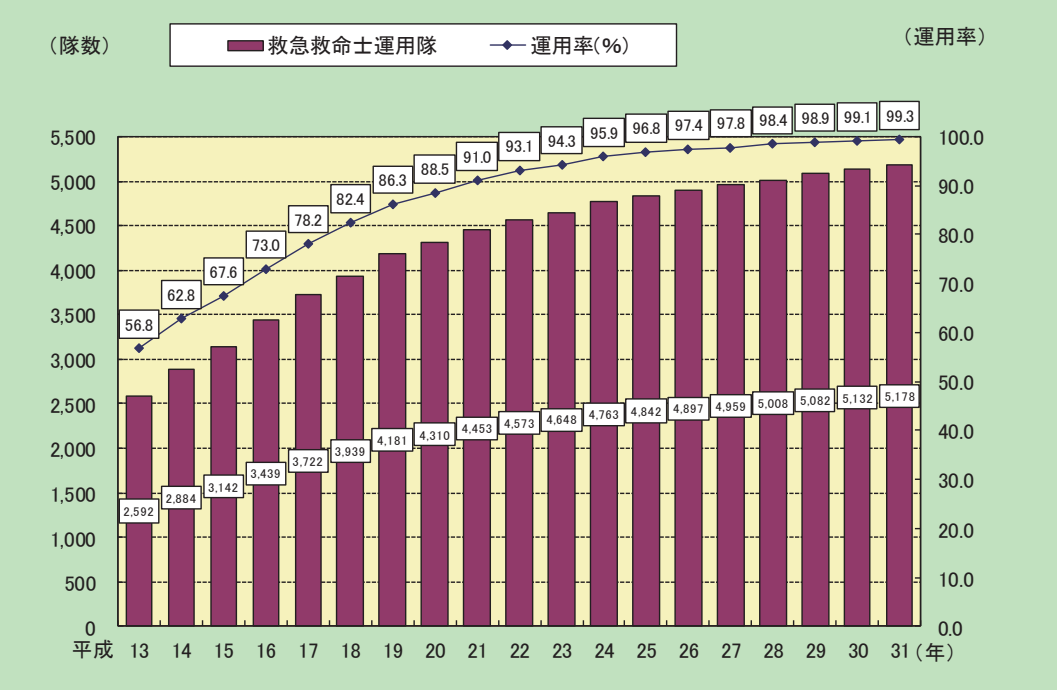

（備考）「救急年報報告」により作成

第 2-5-9 図　救急救命士の推移

（各年４月１日現在）

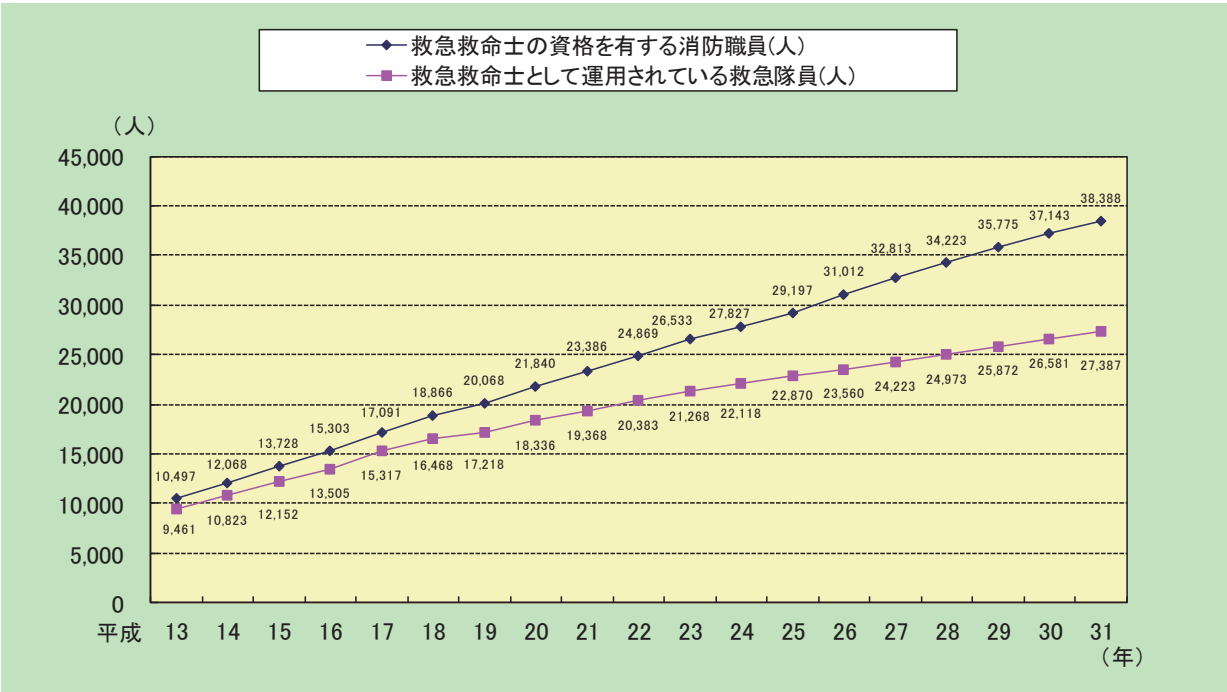

（備考）「救急年報報告」により作成

（4）救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、平成31年4月1日現在、6,364台（前年比35台増）となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の97.1%に当たる6,179台（前年比74台増）となっている。

（5）高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道（以下「高速自動車国道等」という。）における救急業務については、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社等」という。）が道路管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理責任を有しており、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行うものとされている。

高速自動車国道等における救急業務は、平成31年4月1日現在、供用延長9,155kmの全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

3．消防と医療の連携促進

（1）救急搬送における医療機関の受入れ状況

全国各地で救急搬送時の受入れ医療機関の選定に困難を生ずる事案が報告されたことから、消防庁では、平成19年10月に、平成16年中から平成18年中までの期間における産科・周産期傷病者搬送の受入れ実態についての調査を初めて実施した。また、「平成19年中の救急搬送における受入れ状況等実態調査」においては、産科・周産期傷病者に加え、重症以上傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送傷病者も対象として調査を実施した。

「平成30年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」では、平成29年中の同調査と比較し、照会回数4回以上の事案及び現場滞在時間30分以上の事案の双方において、件数は、小児傷病者搬送事案で減少する一方、重症以上傷病者搬送事案、産科・周産期傷病者搬送事案、救命救急センター搬送事案で増加した。割合は、小児傷病者搬送事案は横ばいで、重症以上傷病者搬送事案、産科・周産期傷病者搬送事案、救命救急センター搬送事案

第2-5-6表　医療機関への受入れ照会回数4回以上の事案の推移

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	14,114	3.2%	11,754	2.7%	10,039	2.3%	9,834	2.2%	10,861	2.4%
産科・周産期傷病者搬送事案	617	3.8%	549	3.7%	540	3.5%	475	3.3%	545	3.6%
小児傷病者搬送事案	8,708	2.4%	8,570	2.4%	7,527	2.0%	6,442	1.7%	6,368	1.7%
救命救急センター搬送事案	26,740	3.6%	25,411	3.3%	20,248	2.6%	20,262	2.5%	23,116	2.6%

（備考）1 「平成30年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」より作成
2 重複あり
3 割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合

第2-5-7表　現場滞在時間30分以上の事案の推移

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	23,500	5.3%	22,379	5.2%	22,104	5.0%	22,620	5.0%	23,643	5.1%
産科・周産期傷病者搬送事案	1,267	7.8%	1,194	7.9%	1,161	7.5%	1,112	7.8%	1,257	8.2%
小児傷病者搬送事案	11,423	3.2%	12,039	3.4%	12,237	3.2%	11,515	3.1%	11,494	3.1%
救命救急センター搬送事案	45,208	6.1%	47,030	6.1%	40,213	5.1%	42,491	5.2%	47,455	5.3%

（備考）1 「平成30年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」より作成
2 重複あり
3 割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合

は増加した（第 2-5-6 表、第 2-5-7 表）。

（２）傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

救急搬送において、受入れ医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、消防庁では平成 21 年、厚生労働省と共同で、都道府県に対する「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）の策定、実施基準に関する協議会（以下「法定協議会」という。）の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法は、平成 21 年 10 月 30 日に施行され、現在、全ての都道府県において法定協議会が設置され、実施基準も策定されているところである。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握・紹介するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

各都道府県や地域において、消防機関と医療機関（救急以外の診療科も含む。）をはじめ、医療機関相互、さらには、地域の実情に応じて、保健所、福祉、警察等の関係機関等が一堂に会し、搬送と受入れの実態について、事後検証等を通じて徹底的な議論を行い、問題意識を共有するとともに、日常的に「顔の見える関係」を構築する中で、円滑な搬送と受入れに向けて、より具体的・効果的なルール作り（実施基準の改定等）を行っていくことが重要であり、各団体において、更なる取組を図っていくことが求められる。消防庁としても、引き続き、都道府県の法定協議会における実施基準の運用改善や見直しの議論に資するよう、必要な調査や情報提供を行うこととしている。

なお、消防法が改正され、実施基準に基づく救急搬送が実施されたことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関*9への助成に係る経費について、特別交付税による地方財政措置を講じている。

（３）救急医療体制

傷病者の主な搬送先となる救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成 31 年４月１日現在、全国で 4,172 か所となっている（**附属資料 2-5-5**）。

初期救急医療体制としては、休日、夜間の初期救急医療の確保を図るための休日夜間急患センターが 575 か所（平成 31 年４月１日現在）、第二次救急医療体制としては、病院群輪番制病院及び共同利用型病院が 2,873 か所（平成 31 年４月１日現在）、第三次救急医療体制としては、救命救急センターが 291 か所（令和元年７月１日現在）整備されている。また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病傷病者に対応できる高度救命救急センターは、42 か所（令和元年７月１日現在）整備されている。

救急告示制度による救急病院及び救急診療所の認定と初期・第二次・第三次救急医療体制の整備については、都道府県知事が定める医療計画の下で一元的に実施されている。

これらの救急医療体制の下、消防法の規定により都道府県が策定する実施基準では、傷病者の状況に応じた医療の提供が可能な医療機関のリストが作成されており、消防機関はそのリストを活用して、救急搬送業務を行っている。

４．救急業務高度化の推進

（１）救急業務に携わる職員の教育の推進

平成３年（1991 年）８月 15 日に、我が国のプレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実と救命率の向上を図るため、救急救命士法が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が新設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、５年又は 2,000 時間以上救急業務に従事したのち、６か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、救急救命士が救急業務に従事するには、病院実習ガイドラインに従い、160 時間以上の病院実習を受けることとされており、その後も２年ごとに 128 時間以上（うち、病

＊9　私的二次救急医療機関：二次救急医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関等以外の救急告示医療機関のこと。

院実習は最低でも 48 時間程度）の再教育を受けることが望ましいとされている。

消防庁としては、都道府県等の消防学校において、応急処置の内容の拡大を踏まえた救急課程の円滑な実施や、救急救命士の着実な養成が行われるよう、諸施策を推進してきている。なお、救急救命士の資格を取得するための教育訓練については、その内容に高度かつ専門的なものが含まれていること、救急医療関係の講師の確保を図る必要があること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、救急救命士法の成立を受け、消防機関の救急救命士の養成を目的として全国 47 都道府県の出資により一般財団法人救急振興財団が平成３年（1991 年）に設立され、救急救命士の養成が行われている。

平成 30 年度には、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成所で 794 人、指定都市等における救急救命士養成所で 397 人の消防職員が養成課程を修了し、国家試験を受験した。

救急救命士法の施行から 30 年近くが経過し、他の救急救命士を指導する人材の育成が図られてきたことを背景に、救急現場という病院内と異なった環境で行う現場活動に関する教育を、経験豊富な救急救命士が行うことで、救急業務の質の向上と国民からの信頼の確保につながるほか、消防本部や医療機関の教育負担軽減に資するという考えから、指導的立場の救急救命士（以下「指導救命士」という。）に求められる役割は高まっている。

平成 25 年度に消防庁が開催した「救急業務のあり方に関する検討会」において、指導救命士の要件及びその養成に必要な教育カリキュラムを示したことから、平成 26 年５月から救急救命九州研修所が、同年９月から消防庁消防大学校救急科が、指導救命士として認定を受けるために必要な教育を開始した。また、一部の消防学校において、独自に指導救命士の養成が行われている。

さらに、消防庁では指導救命士の更なる養成の促進と全国的な運用に向けて、カリキュラムをより具体的な教育内容へと展開した全国統一の基準となる「指導救命士の養成に係るテキスト」を平成 27 年 11 月に作成した。

そのほか、全国救急隊員シンポジウムや日本臨床救急医学会等の研修・研究機会を通じて、救急隊員の全国的な交流の促進や救急活動技能の向上が図られている。

（２）救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士の処置範囲については、（３）に述べるメディカルコントロール体制の整備を前提とした上で、【処置範囲拡大の経過】〔１〕から〔４〕に示すように、順次拡大されてきた。

直近の救急救命士の処置拡大事例は〔４〕であり、その経緯については、次のとおりである。

- 平成 23 年度から、「救急救命士の処置範囲に係る研究」において、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、①血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、②重症喘息患者に対する吸入β刺激薬の使用、③心肺機能停止前の静脈路確保と輸液、の３行為について、臨床効果、安全性及び実効性に関する検証が、全国 129 消防本部で実施された。
- この実証研究における分析・考察の結果、平成 25 年８月に厚生労働省より公表された「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」の報告書において、３行為のうち、①及び③については、救急救命士の処置範囲に追加することが適当であるという結論が示された。これを受けて、平成 26 年４月１日から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が、救急救命士の処置範囲に追加された。

【処置範囲拡大の経過】

〔１〕除細動

平成３年の救急救命士法の施行以来、医師の具体的指示の下に救急救命士が実施していた除細動については、平成 15 年４月から、プロトコルの作成及び普及、講習カリキュラムに沿った必要な講習の実施、プロトコルに沿った処置の実施等に関する事後検証体制の整備など、事前及び事後におけるメディカルコントロール体制の整備を条件に、医師の包括的指示の下で実施することが可能となった。

〔２〕気管挿管

気管挿管については、平成 16 年７月から、事前及び事後のメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。平成 31 年４月１日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、気管挿管を実施することのできる者は１万 5,137 人となっている。

また、気管内チューブによる気道確保を実施する場合に、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用すると、気道確保の安全性や確実性が高まることから、平成23年８月より、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士はビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が可能となっており、今後も、地域メディカルコントロール協議会等で運用について検討されることが期待されている。平成31年４月１日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を実施することのできる者は5,480人となっている。

〔３〕薬剤投与（アドレナリン）

薬剤投与については、平成18年４月から、事前及び事後のメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。平成31年４月１日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、薬剤投与（アドレナリン）を実施することのできる者は２万6,230人となっている。

さらに、平成21年３月から、アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある傷病者があらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤を処方されている者であった場合には、救急救命士がアドレナリンの投与を行うことが可能となった。

〔４〕心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、平成26年４月から、事前及び事後におけるメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習を受講し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。平成31年４月１日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を実施することのできる者は２万2,891人、血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与を実施することができる者は2万2,924人となっている。

（３）メディカルコントロール体制の充実

プレホスピタル・ケアにおけるメディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証する仕組みをいう。具体的には、消防機関と医療機関との連携によって、〔１〕医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、〔２〕救急隊が救急現場等から常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、〔３〕実施した救急活動について、医師により医学的・客観的な事後検証が行われるとともに、その結果がフィードバックされ、〔４〕再教育等が行われる体制をいうものである。消防機関と医療機関等との協議の場であるメディカルコントロール協議会は、各都道府県単位及び各地域単位で設置されており、令和元年８月１日現在において、各地域単位のメディカルコントロール協議会数は251となっている。メディカルコントロール協議会においては、事後検証等により、救急業務の質的向上に積極的に取り組んでおり、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大など救急業務の高度化を図るためには、今後もメディカルコントロール体制のより一層の充実強化が必要である。

なお、消防庁においては、厚生労働省とともに、全国のメディカルコントロール協議会の充実強化、全国の関係者間での情報共有等を目的として、平成19年５月に設置された「全国メディカルコントロール協議会連絡会」を定期的に開催している。

また、平成21年に改正された消防法に基づく、実施基準に関する法定協議会について、メディカルコントロール協議会の活用も可能となっている。

さらに、昨今、メディカルコントロール協議会に求められる役割は多様化してきている。例えば、高齢者の救急要請が増加する中、救急隊が傷病者の家族等から心肺蘇生の中止を求められる事案が生じている。こういった背景を踏まえ、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」において「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」を設置の上、消防本部等の取組状況の実態調査、課題の整理及び検討を行った。検討部会においては、有識者から、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案について、「本人の生き方・逝き方は尊重されていくもの」という基本認識が示された。そして、救急現場等は、千差万別な状況であることに加え、緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間的情報的な制約があるため、今後、事案の実態を明らかにしていくとともに、各地での検証を通じた、事

案の集積による、救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると結論付けた。検討部会の中では、メディカルコントロール協議会等の場を利用し、十分に議論した上で、かかりつけ医等と連絡し、心肺蘇生中止の指示を受けた場合、心肺蘇生を中止する方針としている地域の事例も紹介され、改めてメディカルコントロール協議会の果たす役割が非常に重要であることが認識された。

（4）救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用

我が国では、平成 17 年 1 月から全国の消防本部で一斉にウツタイン様式*10を導入しているが、全国統一的な導入は世界初であり、先進的な取組となっている。消防庁では、ウツタイン様式による調査結果をオンラインで集計・分析するためのシステムも運用しており、平成 17 年から平成 30 年までの 14 年分のデータが蓄積されている。このデータの蓄積が適切かつ有効に活用されるよう、申請に基づき、関係学会等にデータを提供しており、救命率向上のための方策や体制の構築等に活用されている。

なお、従来、ウツタイン様式については、「ウツタイン統計」及び「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」として公表していたが、救急搬送された心肺機能停止傷病者に関する統計であることをより分かりやすくするため、平成 21 年から「救急蘇生統計」へと名称の変更を行っている。

（略）

（略）

＊10　ウツタイン様式：心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後（1 か月後の生存率等）を記録するための調査統計様式であり、1990 年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際会議において提唱され、世界的に推奨されているものである。

第６節　救助体制

１．救助活動の実施状況

（１）救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

平成 30 年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数 6 万 1,507 件（対前年比 5,192 件増、9.2%増）、救助人員（救助活動により救助された人員をいう。）6 万 3,836 人（対前年比 6,172 人増、10.7%増）である（**第 2-6-1 表、附属資料 2-6-1**）。

第 2-6-1 表　救助活動件数及び救助人員の推移

区分／年	救助活動件数		救助人員	
	件　数	対前年増減比（%）	人　員	対前年増減比（%）
平成 26 年	56,695	△ 0.4	57,809	0.3
平成 27 年	55,966	△ 1.3	59,190	2.4
平成 28 年	57,148	2.1	57,955	△ 2.1
平成 29 年	56,315	△ 1.5	57,664	△ 0.5
平成 30 年	61,507	9.2	63,836	10.7

（備考）１　「救助年報報告」により作成
　　２　消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。本節の以下のデータにおいても同じ。

この増加の主な要因は、「建物等による事故」における救助活動件数（対前年比 3,386 件増、14.9%増）及び救助人員（対前年比 2,744 人増、12.9%増）が増加、更に「風水害等自然災害事故」における救助活動件数（対前年比 691 件増、215.9%増）及び救助人員（対前年比 3,084 人増、248.3%増）が増加したことである。

（２）事故種別ごとの救助活動の状況

事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」において高い数値のまま推移している。

なお、「建物等による事故」については、救助活動件数において、平成 20 年以降最多の事故種別となっており、救助人員においても、平成 25 年以降最多の事故種別となっている。

救助出動人員（救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。）は、延べ 149 万 1,067 人である。このうち、消防職員の出動人員は延べ 141 万 1,308 人であり、「建物等による事故」による出動が 30.3%、「交通事故」による出動が 23.6%となっている。一方、消防団員の出動人員は、延べ 7 万 9,759 人であり、「火災」による出動が 62.4%となっている。

次に、救助活動人員（救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、延べ 59 万 8,677 人であり、救助活動 1 件当たり 9.7 人が従事したこととなる。また、事故種別ごとの救助活動 1 件当たりの従事人員は、緊急消防援助隊の出動状況により年によって大きく増減する「風水害等自然災害事故」を除くと、「火災」の 15.9 人が最も多く、次いで「水難事故」の 15.8 人となっている（**第 2-6-1 図、第 2-6-2 図、第 2-6-2 表**）。

第 2-6-1 図　事故種別救助活動件数の状況

（平成 30 年中）

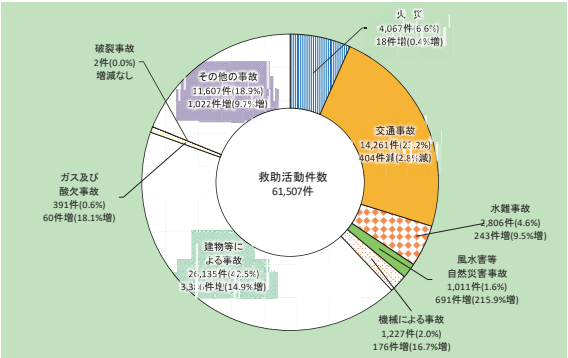

（備考）「救助年報報告」により作成

第 2-6-2 図　事故種別救助人員の状況

（平成 30 年中）

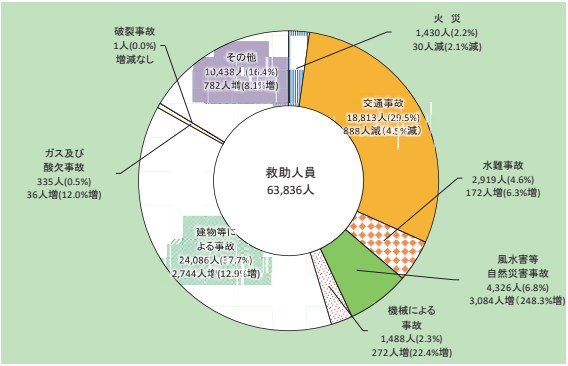

（備考）「救助年報報告」により作成

第 2-6-2 表　事故種別救助出動及び活動の状況

（平成30年中）

区分＼事故種別		火　災	交通事故	水難事故	風水害等自然災害事故	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他	計
救助活動件数		4,067 (6.6)	14,261 (23.2)	2,806 (4.6)	1,011 (1.6)	1,227 (2.0)	26,135 (42.5)	391 (0.6)	2 (0.0)	11,607 (18.9)	61,507 (100.0)
救助人員		1,430 (2.2)	18,813 (29.5)	2,919 (4.6)	4,326 (6.8)	1,488 (2.3)	24,086 (37.7)	335 (0.5)	1 (0.0)	10,438 (16.4)	63,836 (100.0)
消防職員	救助出動人員	136,131 (9.6)	332,724 (23.6)	83,130 (5.9)	20,231 (1.4)	25,199 (1.8)	427,611 (30.3)	12,511 (0.9)	124 (0.0)	373,647 (26.5)	1,411,308 (100.0)
	救助活動人員	57,609 (9.9)	140,967 (24.2)	41,285 (7.1)	14,454 (2.5)	11,923 (2.0)	209,667 (36.0)	3,854 (0.7)	9 (0.0)	102,644 (17.6)	582,412 (100.0)
消防団員	救助出動人員	49,768 (62.4)	1,322 (1.7)	4,141 (5.2)	3,234 (4.1)	78 (0.1)	2,275 (2.9)	138 (0.2)	0 (0.0)	18,803 (23.6)	79,759 (100.0)
	救助活動人員	7,041 (43.3)	109 (0.7)	3,099 (19.1)	2,663 (16.4)	3 (0.0)	3 (0.0)	7 (0.0)	0 (0.0)	3,340 (20.5)	16,265 (100.0)
1件当たりの救助活動人員		15.9	9.9	15.8	16.9	9.7	8.0	9.9	4.5	9.1	9.7

（備考）1 「救助年報報告」により作成
2 （　）内は構成比（%）。単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
3 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
4 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。
5 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。
6 「その他」とは、上記事故種別以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

2．救助活動の実施体制

（1）救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（以下「救助省令」という。）に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村等に設置される。人命の救助に関する専門的な教育（140 時間）を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊*1の４つに区分される。

平成 31 年４月現在、709 消防本部に 1,432 隊設置されており、救助隊員は２万 4,684 人となっている。１消防本部当たり約 2.0 隊の救助隊が設置され、１隊に約 17.2 人の救助隊員が配置されていることとなる。消防本部数は広域化により減少しているが、救助隊員数は増加傾向にある。

（2）救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダー等の重量物排除用器具、油圧切断機等の切断用器具、可燃性ガス測定器等の検知・測定用器具等があり、発生が懸念されている大規模地震災害や NBC テロ災害に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、消防庁として、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付及び地方交付税措置を講じることにより、その整備の促進を図っている（第 2-6-3 表）。

第 2-6-3 表　救助活動のための救助器具の保有状況及び救助隊が搭乗する車両

（平成31年4月1日現在）

主な救助器具	省令別表第1	三連はしご	救命索発射銃	油　圧スプレッダー	油圧切断機	可　搬ウィンチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器	簡易画像探索機
		7,801	1,816	2,117	2,023	4,397	6,510	7,078	1,296	5,730	50,430	926
	省令別表第2	マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	ロープ登降機	ハンマドリル	送排風機	酸素呼吸器		
		2,736	2,247	2,258	1,727	1,908	3,173	1,684	2,288	3,354		
	省令別表第3	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水　中探査装置			
		626	329	1,558	361	223	122	64	86			
搭乗車両		救助工作車	はしご車	屈折はしご車	消防ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	特殊災害対応自動車	その他	計		
		1,243	397	111	237	390	120	28	481	3,007		

（備考）「救助年報報告」により作成

＊1　救助省令に基づき、人口 10 万人以上の消防常備市町村には、特別救助隊が設置され、中核市等では１以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び指定都市では、１以上の高度救助隊を特別高度救助隊とすることとされている。

3．全国消防救助技術大会の実施

救助活動に必要な体力、精神力及び技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一同に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、昭和47年（1972年）から全国消防救助技術大会が毎年開催されている（主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか）。

全国消防救助技術大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれの部に隊員一人一人が基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、さらに、使用する資機材や訓練要領等を定めず出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

第48回大会は、令和元年8月25日に岡山県岡山市で開催され、陸上の部は700人、水上の部は228人の隊員が参加した。第49回大会は福岡県北九州市で開催される。

（略）

（略）

第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊

1．消防の広域応援体制

（1）消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務がある（消防組織法第 39 条第 1 項）ため、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、全ての都道府県において、各都道府県下の全市町村及び消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

（2）広域消防応援体制の整備

大規模災害や特殊災害などに対応するためには、市町村又は都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。このため、消防庁では、2に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火、救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送等の消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、効率的な運用を実施するため「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、消防組織法第 44 条の規定に基づく応援要請の手続の明確化等を図り、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進している（**第 2-8-1 表**）。また、大規模な林野火災が連続して発生したことを受けて、「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について」（平成 29 年 5 月 10 日付け消防特第 104 号消防庁特殊災害室長、消防広第 157 号消防庁広域応援室長通知）を各消防本部に通知し、都道府県管轄内の消防防災ヘリコプターだけでは対応できない場合には、より迅速に他の都道府県の消防防災ヘリコプターの応援を求めるとともに、自衛隊ヘリコプターの派遣についても時機を逸することなく要請を行うなど、ヘリコプターを大量投入して、被害拡大防止体制をより早期に確立する要請スキームを明確化した。令和元年においては、9 月末までに広域航空消防応援の要請に至った林野火災が 9 件発生しているが、早期の応援要請や自衛隊ヘリコプターとの連携により、被害の拡大を最小限に抑えている。

今後も、消防防災ヘリコプターの広域的かつ効果的な活用を行うため、大規模な災害が発生した場合における、各都道府県災害対策本部への航空運用調整班の設置、迅速な情報収集活動を行うためのヘリサットシステム及びヘリコプターテレビ電送システムの整備並びに消防防災ヘリコプターの位置情報の把握及び効率的な運用調整を行うためのヘリコプター動態管理システムの活用を推進し、全国的な広域消防応援体制の更なる充実強化を図る必要がある。

第 2-8-1 表　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の出動実績（過去 20 年間）

令和元年10月１日現在　単位：件

年	出動実績	出動種別							
		林野火災	林野火災以外の火災	風水害	爆発災害	地震災害	火山災害	航空機事故	その他の災害
平成12	23	21				1	1		
13	32	31						1	
14	38	38							
15	24	18	2	1		2			1
16	27	21		5		1			
17	20	18				1			1
18	8	6	2						
19	13	12		1					
20	10	10							
21	21	18		2					1
22	16	12		2				1	1
23	28	23		5					
24	7	5		2					
25	20	17		2		1			
26	36	19							17
27	10	10							
28	5	3		1		1			
29	6	4		1				1	
30	13	12						1	
令和 1	9	9							
計	366	307	4	22	0	7	1	4	21

２．緊急消防援助隊

（１）緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア　緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成７年（1995 年）１月 17 日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年６月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、いったん国内のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が 376 隊、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が 891 隊、合計で 1,267 隊であった。平成 13 年１月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、８部隊、1,785 隊となった。

イ　平成 15 年消防組織法改正による法制化

東海地震を始めとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性や NBC テロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成 15 年に成立し、平成 16 年から施行された。

（ア）法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊に係る基本計画の策定及び国の財政措置となっている。

（イ）法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等の大規模な

災害で２以上の都道府県に及ぶもの、NBC 災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入を国が主導で行おうとするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し初めて行われ、その後、平成 30 年７月豪雨においても実施された。平成 31 年３月に改定した緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（後述。以下「基本計画」という。）において大規模な災害に対する出動指示の考え方が規定され、令和元年度台風第 19 号による災害に対しても出動指示が行われたところである。

（ウ）緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は基本計画を策定することとされた。

この基本計画は、平成 16 年２月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画、必要な施設の整備目標等を定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成 20 年度までに 3,000 隊登録することを目標としていた。

（エ）緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法第 10 条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と法律上明記されるとともに、対象施設及び補助率（２分の１）については政令で規定されている（**第 2-8-2 表**）。

第 2-8-2 表　平成 15 年消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化

		改正前	改正後
緊急消防援助隊の位置付け		緊急消防援助隊要綱	消防組織法
編成、装備の基準、基本的な出動計画		緊急消防援助隊要綱	総務大臣の策定する基本計画
消防庁長官の関与		措置の求め	①措置の求め ②指示 （東海地震等大規模災害、NBC災害）
財政措置等	活動経費	特別交付税等	国庫負担金 （指示による活動の場合、活動による増加経費・新規の経費については、国が負担）
	施設及び設備	奨励的補助金（補助率原則1/3）	義務的補助金（補助率1/2）
	国有財産、物品の使用	有償貸付等	無償での使用許可

（オ）緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等の装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ　平成 20 年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成 20 年に成立し、施行された。

（ア）法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている。

（イ）都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が２以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成 16 年新潟・福島豪雨災害や平成 16 年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われた

ことなどを踏まえ、制度を整備したものである。なお、都道府県境界を越える場合は、２以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた。

（ウ）消防応援活動調整本部の設置

（イ）の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた（第 2-8-1 図）。

第 2-8-1 図　消防応援活動調整本部の組織

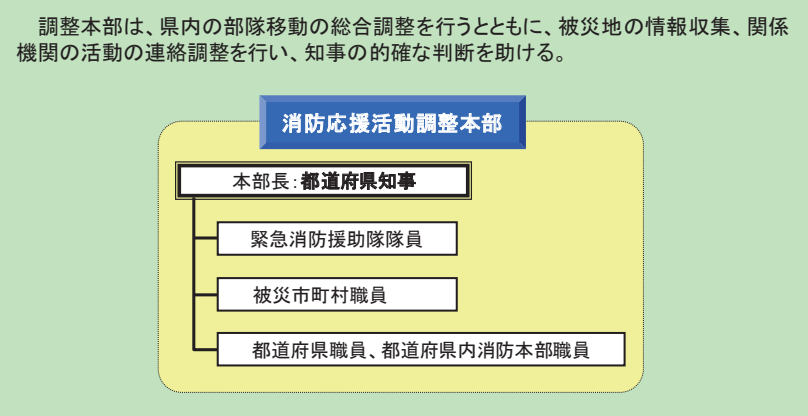

（エ）消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されている。緊急消防援助隊の指示対象災害は、従来は２以上の都道府県に及ぶ大規模災害のみとされていたが、１つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときには、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

（２）緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成及び出動計画等については、総務大臣が定める基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである。

ア　緊急消防援助隊の編成

（ア）指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務としている。指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊により編成される。

（イ）都道府県大隊

都道府県大隊は、緊急消防援助隊の基本的な隊の集合体であり、都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成される（第 2-8-2 図）。

第 2-8-2 図　緊急消防援助隊の部隊編成

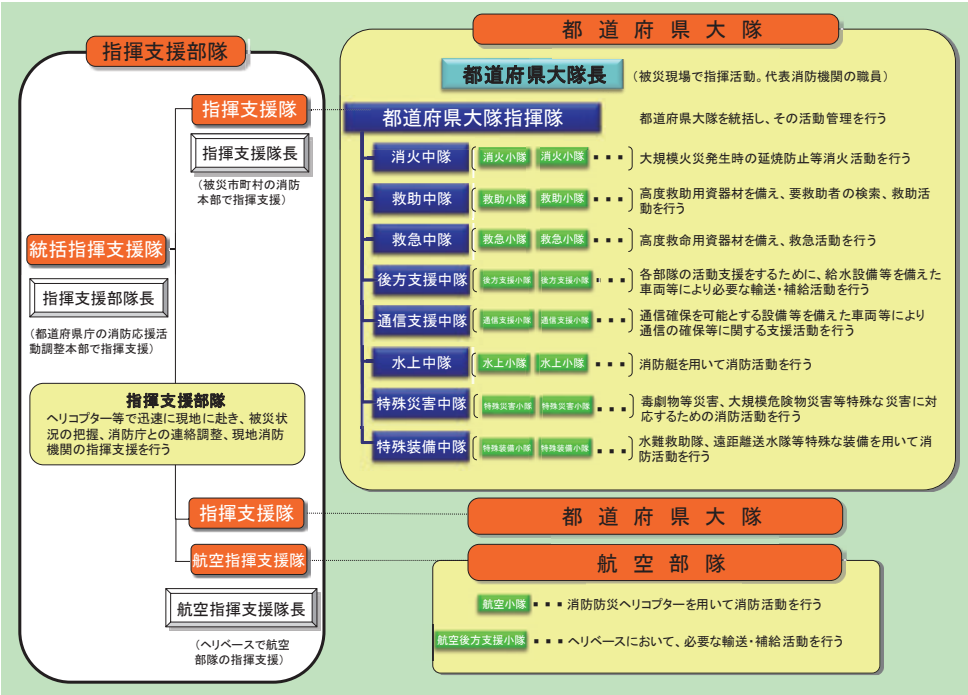

（ウ）航空部隊

航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とし、航空小隊及び必要に応じて航空後方支援小隊により編成される。

（エ）特別な部隊

様々な隊からなる都道府県大隊とは別に、特別な任務を行う部隊として、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊がある（第 2-8-3 表）。

第 2-8-3 表　特別な部隊の任務と編成

部隊名	部隊の任務	部隊を構成する隊
統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うこと	統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心とし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加える。
NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと	NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心とし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加える。
土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うこと	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心とし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加える。

イ　出動計画

（ア）基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣接都道府県を中心に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

（イ）大規模地震発生時における迅速出動基準

大規模地震発生時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどが想定され、応援の要請等が早期に実施できないことも考えられる。

このため「消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に出動することなどを内容とする「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」を平成20年7月に策定した。なお、平成27年3月、同実施要綱は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に規定した。

（ウ）東海地震等における出動計画

東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行うこととしている。

そのため、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震等を想定して、中央防災会議における対応方針・被害想定等を踏まえ、それぞれの発災時における緊急消防援助隊アクションプランを策定している（**第2-8-3図**）。

例えば、南海トラフ地震の場合、平成28年3月に策定した南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランにおいて、被災の状況等を踏まえ、あらかじめ作成した4パターンの応援編成計画に基づき、重点受援県に指定されている10県以外の37都道府県の応援先を決定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。

また、平成29年3月に策定した首都直下地震におけるアクションプランにおいても、受援都道府県に指定されている4都県以外の43道府県の応援先を決定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。

南海トラフ沿いの地震については、平成29年9月に南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループの報告において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の方向性が示されたことを受け、南海トラフに対する新たな防災対応が定められるまでの当面の対応として、平成30年3月に東海地震における緊急消防援助隊運用方針の全部を改定し、アクションプランに改めた。

第 2-8-3 図　緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン

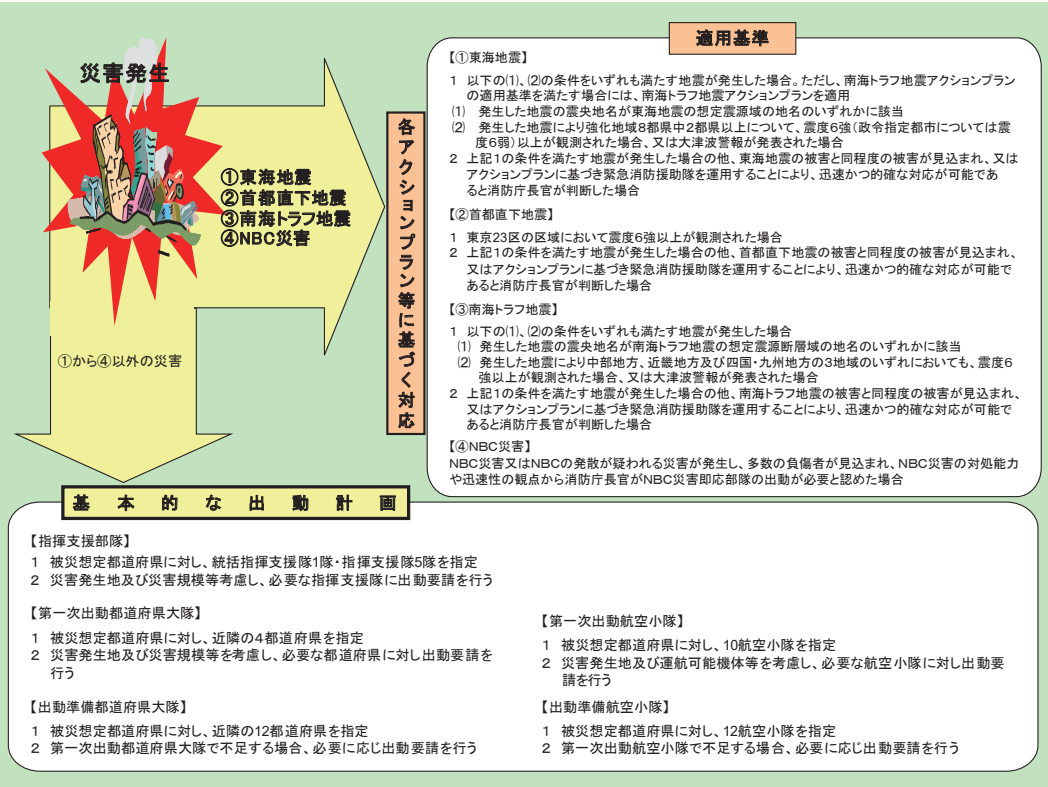

（エ）NBC災害における運用計画

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要性があることから、特別な運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動することとしている。

（オ）都道府県における応援計画

各都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、都道府県大隊等の編成、集結場所、情報連絡体制等、緊急消防援助隊が迅速に被災地に出動するに当たって必要な事項についての計画として都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定している。

ウ　受援計画

各都道府県は、自らが被災地となる場合を想定して、平時から調整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、進出拠点、宿営場所、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項についての計画として、都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

また、各消防本部についても、同様に自らの地域において緊急消防援助隊を受入れるため、都道府県が策定する受援計画及び都道府県地域防災計画の内容と整合性を図りつつ受援計画を策定する必要がある。

（３）緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア　登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法第 45 条第４項の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成７年（1995 年）９月に 1,267 隊で発足した緊急消防援助隊は、その後、災害時における活動の重要性がますます認識され、平成 31 年４月１日現在では全国 723 消防本部（全国の消防本部の約 99％）等から 6,258 隊の登録となり、発足当初の５倍近くまで増加した（**附属資料 2-8-1、第 2-8-4 図**）。

なお、平成 31 年３月には、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し、令和５年度末までの登録目標隊数を、おおむね 6,000 隊からおおむね 6,600 隊へと増隊することとした。

イ　装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。平成18年からは緊急消防援助隊設備整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

また、消防組織法第50条の規定による国有財産等の無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車、拠点機能形成車等、緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部を消防本部等に配備している（第2-8-4表）。

さらに、平成23年度に創設された緊急防災・減災事業債（100%充当、交付税率70%）において、平成25年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」及び「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」にも対象事業が拡大された。

平成26年度には「消防防災施設整備費補助金」の補助対象として、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設等から構成される救助活動等拠点施設が加えられ、緊急消防援助隊が自立的に救助活動を行える拠点施設の整備を促進している。

消防庁では、緊急消防援助隊の効率的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

第2-8-4図　緊急消防援助隊登録部隊の推移

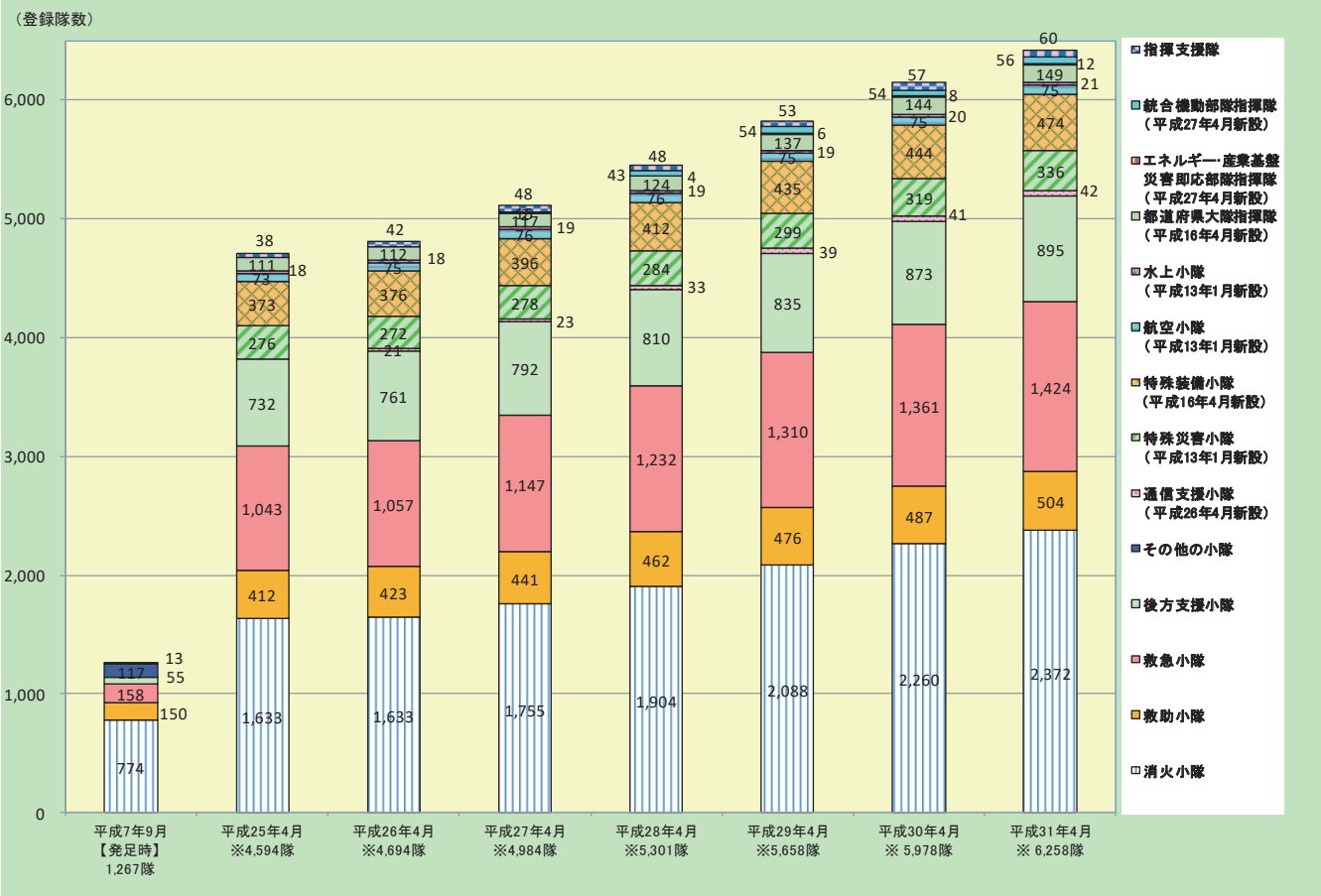

（備考）※の数字は重複登録隊数を除く隊数。

第 2-8-4 表　消防組織法第 50 条の無償使用制度による主な配備車両等

配備年度（平成）	配備車両等	配備数
17	ヘリコプター	1機
18	大型ブロアー装置搭載車	5台
	ウォーターカッター装置搭載車	5台
19	大型除染システム搭載車	5台
20	特別高度工作車	5台
	燃料補給車	6台
21	ヘリコプター動態管理システム	8式
	特殊災害対応自動車	10台
	特別高度工作車	9台
	大型除染システム搭載車	8台
	燃料補給車	2台
	海水利用型消防水利システム	2式
22	ヘリコプター動態管理システム	2式
	赤外線カメラ	1機
	支援車Ⅰ型	47台
	海水利用型消防水利システム	3式
23	ヘリコプター	2機
24	人員輸送車	47台
	資機材搬送車	46台
	全地形対応車	1組
	無線中継車	21台
	大規模震災用高度救助車	3組
	重機及び重機搬送車	19組
	都道府県指揮隊車	45台
	燃料補給車	30台
	支援車Ⅰ型	17台
	海水利用型消防水利システム	1式
	特殊災害対応自動車	1台
	特殊災害工作車	2台
	大型除染システム搭載車	4台
	ヘリコプター動態管理システム	11式
	ヘリサットシステム	1式
25	拠点機能形成車	6台
	津波・大規模風水害対策車	15台
	機動連絡車	33台
	ヘリコプター	2機
	ヘリコプター動態管理システム	4式
	ヘリサットシステム	4式
	ヘリサット用カメラ	3式
26	拠点機能形成車	4台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	ヘリコプター動態管理システム	4式
27	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	消防活動用偵察システム（無人ヘリ）	2式
	重機及び重機搬送車	3組
	大型除染システム搭載車	1台
	ヘリコプター動態管理システム	6式
28	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	3台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	大型除染システム搭載車	1台
	ヘリコプター動態管理システム	5式
29	拠点機能形成車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	無線中継車	3台
	大型除染システム搭載車	1台
	燃料補給車	9台
	ヘリテレ受信機	23式
30	拠点機能形成車	6台
	津波・大規模風水害対策車	6台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	4式
	情報収集活動ドローン	18式
	化学剤遠隔検知装置	3台
令和元年※	津波・大規模風水害対策車	14台
	中型水陸両用車及び搬送車	5組
	拠点機能形成車	1台
	重機及び重機搬送車	19組
	高機能救命ボート	36艇

（備考）※については、令和元年度中に配備予定

（略）

附属資料 1-1-2　都道府県別火災損害状況

（平成 30 年中）

都道府県＼区分	出火件数							焼損棟数				
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
北海道	1,685	1,062	31	270	3	0	319	1,379	336	113	392	538
青森	456	285	24	48	1	0	98	466	171	31	147	117
岩手	384	206	33	57	1	0	87	391	169	27	116	79
宮城	650	369	15	78	0	0	188	570	148	33	157	232
秋田	291	166	14	39	1	0	71	307	124	14	107	62
山形	305	154	8	25	0	0	118	241	86	10	72	73
福島	632	321	56	67	2	0	186	557	219	32	144	162
茨城	1,158	557	57	104	0	0	440	1,031	397	54	259	321
栃木	636	327	31	78	0	0	200	557	209	32	165	151
群馬	717	374	20	78	0	0	245	661	234	40	176	211
埼玉	1,819	1,006	14	206	0	0	593	1,550	313	72	438	727
千葉	1,924	960	86	175	3	0	700	1,426	372	82	327	645
東京	4,025	2,725	4	227	3	0	1,066	3,052	104	102	552	2,294
神奈川	1,886	1,148	10	173	3	0	552	1,505	209	66	354	876
新潟	571	377	22	70	1	0	101	642	180	42	193	227
富山	170	115	5	29	0	0	21	147	41	10	43	53
石川	243	134	14	38	0	0	57	205	53	8	60	84
福井	199	108	4	33	1	0	53	185	44	15	52	74
山梨	349	147	17	44	0	0	141	261	95	21	79	66
長野	941	382	36	85	0	0	438	570	195	50	145	180
岐阜	725	336	33	56	0	0	300	543	176	34	153	180
静岡	1,045	557	25	113	3	0	347	791	178	54	200	359
愛知	2,082	1,118	37	228	5	0	694	1,473	230	89	432	722
三重	738	326	31	81	2	0	298	521	160	31	134	196
滋賀	406	205	10	44	0	0	147	303	73	17	66	147
京都	551	334	11	53	0	0	153	458	77	31	114	236
大阪	2,030	1,440	8	153	2	0	427	1,866	186	87	479	1,114
兵庫	1,762	901	76	170	5	0	610	1,161	200	50	330	581
奈良	454	210	16	35	0	0	193	310	73	20	91	126
和歌山	336	162	15	29	3	0	127	224	61	17	51	95
鳥取	223	100	9	17	0	0	97	158	51	15	28	64
島根	309	118	47	21	1	0	122	182	64	3	42	73
岡山	751	369	70	76	1	0	235	647	231	46	183	187
広島	881	426	83	75	2	0	295	628	153	36	174	265
山口	518	214	34	40	5	0	225	383	135	20	104	124
徳島	275	135	16	32	0	0	92	197	59	13	60	65
香川	338	163	26	29	1	0	119	236	66	23	87	60
愛媛	411	256	14	30	2	0	109	429	129	29	116	155
高知	308	151	19	23	0	0	115	219	75	12	52	80
福岡	1,354	750	29	111	2	0	462	981	197	56	251	477
佐賀	311	133	25	33	0	1	119	201	68	8	50	75
長崎	537	225	38	37	8	0	229	340	102	21	87	130
熊本	705	298	58	77	0	0	272	463	115	17	131	200
大分	372	170	36	23	3	0	140	412	242	9	72	89
宮崎	444	219	30	47	0	0	148	321	96	20	100	105
鹿児島	605	316	24	48	3	0	214	508	207	32	136	133
沖縄	469	209	42	55	2	0	161	304	35	14	132	123
都道府県計	37,981	20,764	1,363	3,660	69	1	12,124	29,962	7,138	1,658	7,833	13,333
札幌市	435	310	0	62	0	0	63	367	27	20	103	217
仙台市	254	162	0	24	0	0	68	190	17	7	39	127
さいたま市	319	175	0	31	0	0	113	245	35	14	66	130
千葉市	261	137	3	37	0	0	84	165	15	7	43	100
東京都特別区	2,913	2,049	0	161	3	0	700	2,215	31	77	388	1,719
横浜市	702	421	0	63	3	0	215	498	38	23	123	314
川崎市	324	210	0	24	0	0	90	239	15	5	50	169
相模原市	142	86	4	17	0	0	35	110	17	10	22	61
新潟市	124	94	0	15	1	0	14	165	43	11	64	47
静岡市	177	111	1	18	1	0	46	143	10	14	24	95
浜松市	206	112	7	20	0	0	67	177	50	14	54	59
名古屋市	569	367	1	59	1	0	141	423	23	12	144	244
京都市	230	173	3	13	0	0	41	240	25	20	66	129
大阪市	741	555	0	52	1	0	133	648	17	29	187	415
堺市	194	133	0	12	0	0	49	158	7	7	41	103
神戸市	460	276	8	43	2	0	131	314	28	9	74	203
岡山市	166	88	5	20	1	0	52	145	37	12	39	57
広島市	244	155	6	18	0	0	65	214	29	14	56	115
北九州市	237	133	1	22	0	0	81	168	28	10	42	88
福岡市	309	206	5	19	1	0	78	253	13	9	74	157
熊本市	181	118	4	19	0	0	40	164	23	7	41	93
21 都市計	9,188	6,071	48	749	14	0	2,306	7,241	528	331	1,740	4,642

（注）21 都市計については都道府県計の内数。

附属資料 1-1-2　都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成 30 年中）

区分 / 都道府県	焼損面積			死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	建物床面積（㎡）	建物表面積（㎡）	林野（a）	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	58,962	5,391	5,835	68	299	827	145	81	601	1,638
青森	22,873	2,642	1,532	29	84	267	92	23	152	639
岩手	27,446	4,268	5,897	28	53	169	65	14	90	418
宮城	22,486	1,325	345	26	134	340	82	21	237	814
秋田	17,087	1,712	1,440	18	46	140	51	4	85	320
山形	11,495	1,305	48	13	54	121	38	4	79	317
福島	27,864	3,034	1,336	42	123	275	84	17	174	631
茨城	39,639	3,154	702	34	164	535	188	34	313	1,168
栃木	27,245	2,043	616	29	89	315	104	18	193	679
群馬	30,620	2,081	550	36	99	302	101	21	180	661
埼玉	51,802	5,603	642	65	281	979	182	52	745	2,288
千葉	38,710	3,086	342	75	298	804	184	58	562	1,774
東京	20,297	12,460	442	88	808	2,225	180	170	1,875	4,282
神奈川	43,913	6,290	29	73	352	1,170	181	74	915	2,528
新潟	31,303	2,552	351	33	133	377	94	31	252	933
富山	6,770	1,095	34	13	49	88	22	10	56	232
石川	6,375	793	119	15	31	105	28	7	70	220
福井	26,527	564	29	15	26	118	32	10	76	305
山梨	10,560	1,301	1,723	8	38	143	51	6	86	305
長野	25,907	1,672	2,467	47	151	304	95	23	186	722
岐阜	21,389	1,946	175	24	96	263	80	21	162	619
静岡	23,526	5,742	380	40	143	422	96	34	292	1,007
愛知	52,120	7,454	278	70	287	980	183	76	721	2,203
三重	28,587	2,041	290	22	87	248	71	24	153	576
滋賀	11,627	1,739	252	17	60	166	33	12	121	392
京都	15,127	1,550	129	22	101	303	42	30	231	611
大阪	40,366	6,545	112	85	501	1,586	232	92	1,262	3,212
兵庫	31,505	4,493	907	72	297	785	175	46	564	1,631
奈良	17,218	1,857	487	10	71	176	45	7	124	438
和歌山	11,809	332	361	13	46	137	36	6	95	295
鳥取	8,427	158	254	6	36	74	22	9	43	203
島根	8,039	403	1,187	12	38	79	24	3	52	200
岡山	27,957	1,815	1,582	28	143	331	119	22	190	735
広島	22,429	1,934	2,416	35	116	418	81	30	307	886
山口	18,284	670	404	23	71	188	67	9	112	439
徳島	9,701	952	580	10	32	114	31	7	76	243
香川	7,860	737	203	13	34	146	42	12	92	318
愛媛	18,652	1,361	175	18	56	230	69	11	150	519
高知	8,157	436	326	4	33	115	35	5	75	254
福岡	33,861	3,199	1,933	36	195	607	124	36	447	1,343
佐賀	10,047	469	103	10	39	101	34	8	59	261
長崎	13,742	606	168	27	57	215	60	15	140	537
熊本	15,704	2,337	21,056	17	83	253	59	9	185	600
大分	10,754	1,079	219	9	34	110	37	5	68	214
宮崎	14,811	1,597	1,306	13	46	167	54	8	105	403
鹿児島	28,172	2,221	503	23	68	254	108	5	141	487
沖縄	5,831	1,937	359	13	32	108	20	13	75	258
都道府県計	1,063,583	117,981	60,624	1,427	6,114	18,180	3,978	1,233	12,969	39,758
札幌市	6,947	1,455	0	30	120	313	33	21	259	569
仙台市	2,982	68	0	11	64	125	18	3	104	252
さいたま市	5,406	1,090	0	9	46	154	38	7	109	364
千葉市	2,237	624	15	2	48	94	22	2	70	198
東京都特別区	11,024	4,734	0	63	515	1,611	120	131	1,360	3,002
横浜市	6,478	2,055	0	23	118	409	48	26	335	882
川崎市	2,582	654	0	13	71	246	27	13	206	500
相模原市	2,661	208	2	9	37	99	14	7	78	204
新潟市	6,918	692	0	6	40	136	31	5	100	283
静岡市	2,336	134	0	11	20	113	19	16	78	233
浜松市	5,939	4,558	52	6	30	86	22	7	57	211
名古屋市	5,265	1,106	2	21	115	362	39	20	303	726
京都市	5,850	523	16	12	60	190	22	26	142	358
大阪市	5,042	2,852	0	31	189	604	43	45	516	1,094
堺市	1,985	596	0	4	36	136	29	5	102	257
神戸市	3,854	868	126	18	68	237	48	12	177	457
岡山市	4,569	270	50	5	24	89	20	10	59	185
広島市	3,699	1,232	399	8	48	209	29	13	167	416
北九州市	4,733	406	1,700	5	30	96	20	5	71	215
福岡市	2,213	711	10	10	66	177	22	9	146	324
熊本市	3,302	1,032	11	4	27	119	14	6	99	263
21 都市計	96,022	25,868	2,383	301	1,772	5,605	678	389	4,538	10,993

（注）21 都市計については都道府県計の内数。

附属資料 1-1-2　都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成 30 年中）（単位：千円）

区分 / 都道府県	損害額									
	計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
		小計	建物	収容物						
北海道	2,934,379	2,427,939	1,749,400	678,539	8,127	159,993	11,094	0	313,091	14,135
青森	2,257,161	2,023,420	757,685	1,265,735	3,176	23,034	1,276	0	15,566	190,689
岩手	1,318,464	1,106,907	932,616	174,291	47,829	45,092	28,772	0	51,054	38,810
宮城	1,545,862	1,375,690	993,553	382,137	1,619	78,139	0	0	89,391	1,023
秋田	611,156	573,819	421,567	152,252	11,673	16,704	5,400	0	3,556	4
山形	652,521	621,736	498,253	123,483	6,973	14,817	0	0	8,995	0
福島	1,331,728	1,161,892	687,878	474,014	1,491	120,849	5,703	0	41,793	0
茨城	3,740,465	3,436,830	2,487,199	949,631	552	58,451	0	0	240,362	4,270
栃木	1,683,332	1,606,887	947,439	659,448	5,006	51,864	0	0	19,077	498
群馬	1,760,373	1,681,756	1,124,311	557,445	1,828	48,095	0	0	22,423	6,271
埼玉	5,163,161	5,004,094	2,693,691	2,310,403	13,096	110,095	0	0	30,560	5,316
千葉	3,266,907	2,795,972	2,217,975	577,997	760	140,528	603	0	328,315	729
東京	6,116,531	5,870,756	3,285,376	2,585,380	9,150	93,155	27,515	0	112,765	3,190
神奈川	4,873,484	4,653,750	2,164,936	2,488,814	0	88,905	4,537	0	75,677	50,615
新潟	1,383,082	1,289,083	987,764	301,319	50	47,984	28,968	0	10,867	6,130
富山	717,373	706,259	365,370	340,889	0	8,165	0	0	2,949	0
石川	410,339	364,271	265,860	98,411	5,310	8,366	0	0	32,392	0
福井	2,635,130	2,341,471	1,238,106	1,103,365	578	32,053	116	0	260,912	0
山梨	787,216	696,490	447,294	249,196	2,448	47,570	0	0	40,708	0
長野	1,265,815	1,178,312	937,419	240,893	24,334	39,861	0	0	15,934	7,374
岐阜	1,659,085	1,606,056	841,895	764,161	394	33,772	0	0	18,863	0
静岡	2,876,733	2,625,006	1,764,296	860,710	1,059	79,820	131,540	0	38,686	622
愛知	4,978,328	4,727,648	2,926,647	1,801,001	359	151,217	1,548	0	82,639	14,917
三重	1,442,387	1,389,285	862,275	527,010	909	37,779	1,327	0	12,777	310
滋賀	791,731	715,370	527,684	187,686	1,271	61,094	0	0	11,926	2,070
京都	1,099,774	1,076,014	753,112	322,902	258	12,405	0	0	10,675	422
大阪	6,061,516	5,191,358	3,025,809	2,165,549	160	49,348	102	0	810,404	10,144
兵庫	2,785,734	2,568,860	1,934,921	633,939	963	151,667	9,131	0	43,283	11,830
奈良	1,481,635	1,465,985	786,193	679,792	1,143	11,438	0	0	3,069	0
和歌山	658,658	627,899	379,532	248,367	471	6,659	8,151	0	13,870	1,608
鳥取	282,086	274,802	221,167	53,635	16	4,950	0	0	771	1,547
島根	374,963	345,147	258,466	86,681	2,689	13,227	55	0	5,900	7,945
岡山	1,445,201	1,336,085	938,626	397,459	2,441	42,831	243	0	63,481	120
広島	1,846,105	1,632,655	1,071,941	560,714	1,020	63,324	3,592	0	145,514	0
山口	868,156	832,255	603,652	228,603	167	22,627	964	0	12,112	31
徳島	841,959	801,947	464,272	337,675	3,474	19,497	0	0	17,041	0
香川	562,573	540,817	355,271	185,546	0	5,259	3,162	0	13,335	0
愛媛	877,452	801,699	544,453	257,246	263	14,016	22	0	58,218	3,234
高知	327,017	312,480	229,029	83,451	224	10,346	0	0	3,967	0
福岡	2,681,586	1,919,339	1,436,356	482,983	76	52,156	9,615	0	16,257	684,143
佐賀	1,210,260	459,280	374,357	84,923	236	18,459	0	730,000	2,280	5
長崎	1,318,206	718,534	565,682	152,852	57	16,955	570,942	0	11,613	105
熊本	795,112	731,054	474,177	256,877	11,122	37,598	0	0	15,129	209
大分	344,800	329,667	262,417	67,250	308	6,693	666	0	6,543	923
宮崎	714,568	646,852	444,401	202,451	27,074	36,815	0	0	3,812	15
鹿児島	1,239,885	1,199,786	675,441	524,345	1,666	19,374	1,356	0	14,673	3,030
沖縄	607,252	559,325	336,138	223,187	547	14,219	2,500	0	18,660	12,001
都道府県計	84,627,241	76,352,539	48,261,902	28,090,637	202,367	2,227,265	858,900	730,000	3,171,885	1,084,285
札幌市	483,322	460,273	318,657	141,616	0	9,199	0	0	643	13,207
仙台市	297,459	273,681	194,654	79,027	0	23,216	0	0	562	0
さいたま市	526,722	507,249	409,039	98,210	0	13,698	0	0	5,775	0
千葉市	363,240	242,975	218,036	24,939	0	28,902	0	0	91,279	84
東京都特別区	2,344,853	2,238,979	1,583,150	655,829	0	69,029	27,515	0	7,648	1,682
横浜市	605,195	564,390	465,370	99,020	0	22,411	4,507	0	13,832	55
川崎市	263,427	241,373	189,512	51,861	0	4,477	0	0	17,577	0
相模原市	262,991	209,894	157,202	52,692	0	2,034	0	0	1,138	49,925
新潟市	414,699	373,479	296,688	76,791	0	7,184	28,968	0	5,068	0
静岡市	230,428	210,763	172,016	38,747	0	14,184	0	0	5,309	172
浜松市	588,441	542,171	429,507	112,664	50	29,209	0	0	17,011	0
名古屋市	619,529	596,487	428,303	168,184	0	21,347	0	0	1,695	0
京都市	479,618	472,959	412,949	60,010	226	2,948	0	0	3,063	422
大阪市	511,311	485,414	293,359	192,055	0	17,893	1	0	6,351	1,652
堺市	1,017,119	1,003,401	150,049	853,352	0	5,133	0	0	8,344	241
神戸市	424,519	374,094	269,677	104,417	0	14,388	3,534	0	32,503	0
岡山市	303,345	296,746	177,380	119,366	543	3,661	243	0	2,152	0
広島市	512,295	389,000	198,795	190,205	410	16,648	0	0	106,237	0
北九州市	176,499	164,613	103,778	60,835	0	8,317	0	0	3,405	164
福岡市	126,658	120,497	90,291	30,206	0	1,500	1,615	0	2,816	230
熊本市	211,894	198,873	101,468	97,405	0	8,636	0	0	4,235	150
21 都市計	10,763,564	9,967,311	6,659,880	3,307,431	1,229	324,014	66,383	0	336,643	67,984

（注）21 都市計については都道府県計の内数。

附属資料 1-2-1　危険物施設数の推移

（各年３月 31 日現在）

製造所等の別 / 年	総計	製造所	貯蔵所 小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	取扱所 小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
昭和 34 年	95, 207	2, 523	63, 303	23, 566	19, 090	2, 048	5, 484	7, 237	3, 527	2, 351	29, 381	19, 937	1, 702			7, 742
昭和 42 年	213, 526	3, 008	140, 842	34, 163	48, 975	8, 863	23, 891	4, 648	15, 190	5, 112	69, 676	42, 347	2, 059			25, 270
昭和 43 年	246, 767	3, 164	157, 456	36, 523	53, 938	9, 993	28, 243	4, 731	17, 856	6, 172	86, 147	49, 041	2, 478			34, 628
昭和 44 年	279, 012	3, 309	175, 150	38, 880	59, 504	11, 172	33, 142	4, 793	20, 556	7, 103	100, 553	54, 060	2, 907			43, 586
昭和 45 年	308, 784	3, 459	192, 155	40, 709	64, 693	12, 334	38, 852	4, 767	22, 645	8, 155	113, 170	58, 096	3, 274			51, 800
昭和 46 年	346, 113	3, 684	213, 883	43, 254	71, 320	13, 611	45, 880	4, 849	25, 396	9, 573	128, 546	62, 749	3, 553			62, 244
昭和 47 年	377, 123	3, 789	231, 972	44, 872	76, 090	14, 667	52, 132	4, 805	28, 484	10, 922	141, 362	66, 638	3, 722	91		70, 911
昭和 48 年	410, 158	3, 929	251, 372	46, 769	81, 388	15, 575	58, 913	4, 748	32, 139	11, 840	154, 857	71, 049	3, 697	163		79, 948
昭和 49 年	461, 500	4, 037	288, 771	50, 253	91, 596	16, 840	68, 423	4, 774	36, 049	20, 836	168, 692	74, 697	3, 763	258		89, 974
昭和 50 年	495, 161	3, 961	312, 009	53, 239	97, 846	17, 534	75, 642	4, 578	39, 364	23, 806	179, 191	76, 879	3, 727	319	1, 148	97, 118
昭和 51 年	512, 675	4, 035	323, 827	55, 140	99, 401	17, 936	80, 906	4, 540	41, 909	23, 995	184, 813	78, 508	3, 717	374	1, 225	100, 989
昭和 52 年	527, 118	4, 104	333, 440	56, 772	99, 626	18, 236	85, 874	4, 496	44, 266	24, 170	189, 574	79, 998	3, 675	464	1, 229	104, 208
昭和 53 年	539, 532	4, 124	341, 341	57, 819	99, 456	18, 632	90, 734	4, 286	46, 333	24, 081	194, 067	81, 288	3, 626	513	1, 251	107, 389
昭和 54 年	552, 597	4, 184	349, 777	58, 528	98, 984	18, 929	95, 823	4, 194	49, 427	23, 892	198, 636	82, 900	3, 538	541	1, 316	110, 341
昭和 55 年	575, 376	4, 272	366, 356	60, 165	100, 373	19, 451	104, 193	4, 187	52, 350	25, 637	204, 748	84, 588	3, 462	604	1, 357	114, 737
昭和 56 年	587, 052	4, 346	373, 465	61, 554	97, 509	19, 923	109, 755	4, 076	54, 986	25, 662	209, 241	86, 056	3, 416	647	1, 366	117, 756
昭和 57 年	596, 575	4, 393	379, 752	62, 789	97, 007	20, 013	113, 398	3, 953	57, 126	25, 466	212, 430	86, 962	3, 351	667	1, 382	120, 068
昭和 58 年	601, 905	4, 435	382, 914	63, 440	96, 341	19, 955	115, 724	3, 871	58, 662	24, 921	214, 556	87, 678	3, 284	705	1, 380	121, 509
昭和 59 年	607, 040	4, 477	386, 406	63, 598	96, 057	19, 878	117, 715	3, 742	61, 019	24, 397	216, 157	88, 143	3, 221	729	1, 391	122, 673
昭和 60 年	613, 364	4, 560	390, 825	63, 878	95, 685	19, 831	119, 749	3, 638	64, 393	23, 651	217, 979	88, 582	3, 124	744	1, 400	124, 129
昭和 61 年	617, 540	4, 598	393, 419	64, 081	94, 998	19, 621	121, 254	3, 531	66, 998	22, 936	219, 523	88, 882	3, 040	739	1, 402	125, 460
昭和 62 年	620, 783	4, 657	395, 877	63, 980	94, 334	19, 465	122, 509	3, 435	69, 976	22, 178	220, 249	88, 890	2, 939	758	1, 397	126, 265
昭和 63 年	574, 720	4, 677	397, 687	63, 693	93, 497	19, 354	123, 402	3, 361	72, 957	21, 423	172, 356	89, 088	2, 845	766	1, 381	78, 276
平成元年	578, 881	4, 722	400, 597	63, 562	93, 105	19, 150	124, 374	3, 288	76, 451	20, 667	173, 562	89, 506	2, 768	765	1, 372	79, 151
平成２年	582, 911	4, 775	403, 577	63, 426	92, 778	18, 955	125, 630	3, 199	79, 308	20, 281	174, 559	89, 814	2, 696	776	1, 360	79, 913
平成３年	561, 184	4, 774	385, 975	61, 350	87, 950	17, 999	125, 874	2, 354	71, 596	18, 852	170, 435	89, 388	2, 630	657	1, 373	76, 387
平成４年	562, 980	4, 917	387, 019	61, 522	87, 550	17, 710	126, 599	2, 266	73, 111	18, 261	171, 044	89, 616	2, 554	640	1, 369	76, 865
平成５年	562, 250	4, 975	386, 022	61, 285	87, 038	17, 459	126, 706	2, 212	73, 699	17, 623	171, 253	89, 996	2, 464	652	1, 377	76, 764
平成６年	560, 790	5, 013	383, 979	60, 862	86, 272	17, 168	126, 543	2, 169	73, 704	17, 261	171, 798	90, 647	2, 395	647	1, 380	76, 729
平成７年	561, 295	5, 046	383, 683	60, 304	85, 764	16, 880	126, 533	2, 089	75, 307	16, 806	172, 566	91, 418	2, 321	647	1, 382	76, 798
平成８年	561, 094	5, 071	382, 941	59, 824	85, 114	16, 598	126, 552	2, 040	76, 575	16, 238	173, 082	92, 037	2, 256	660	1, 378	76, 751
平成９年	560, 108	5, 126	382, 409	59, 221	84, 553	16, 315	126, 617	1, 965	77, 881	15, 857	172, 573	91, 583	2, 196	652	1, 365	76, 777
平成 10 年	556, 647	5, 159	380, 337	58, 697	83, 902	16, 133	126, 218	1, 906	78, 184	15, 297	171, 151	90, 226	2, 146	641	1, 359	76, 779
平成 11 年	551, 371	5, 156	377, 229	58, 073	82, 877	15, 848	125, 481	1, 828	78, 404	14, 718	168, 986	88, 382	2, 075	645	1, 350	76, 534
平成 12 年	546, 043	5, 145	374, 034	57, 246	81, 646	15, 497	124, 558	1, 768	79, 027	14, 292	166, 864	86, 616	2, 017	638	1, 343	76, 250
平成 13 年	542, 068	5, 160	371, 351	56, 722	80, 260	15, 311	123, 964	1, 703	79, 802	13, 589	165, 557	85, 182	1, 963	631	1, 331	76, 450
平成 14 年	537, 825	5, 183	368, 561	56, 010	79, 264	15, 022	123, 096	1, 646	80, 356	13, 167	164, 081	83, 869	1, 876	625	1, 322	76, 389
平成 15 年	530, 484	5, 085	363, 829	55, 178	77, 631	14, 709	121, 795	1, 586	80, 194	12, 736	161, 570	82, 371	1, 807	618	1, 288	75, 486
平成 16 年	523, 341	5, 076	358, 786	54, 577	76, 147	14, 368	119, 988	1, 514	79, 804	12, 388	159, 479	80, 814	1, 737	611	1, 262	75, 055
平成 17 年	514, 990	5, 050	352, 872	54, 337	74, 724	14, 086	117, 491	1, 446	78, 683	12, 105	157, 068	79, 104	1, 681	600	1, 250	74, 433
平成 18 年	506, 245	5, 058	346, 532	53, 770	73, 428	13, 803	114, 564	1, 384	77, 630	11, 953	154, 655	77, 642	1, 632	591	1, 241	73, 549
平成 19 年	496, 789	5, 107	339, 728	53, 720	72, 213	13, 363	111, 204	1, 307	76, 262	11, 659	151, 954	76, 310	1, 584	583	1, 226	72, 251
平成 20 年	486, 812	5, 121	332, 859	53, 473	70, 898	12, 965	108, 292	1, 247	74, 513	11, 471	148, 832	74, 388	1, 523	567	1, 215	71, 139
平成 21 年	475, 989	5, 154	325, 590	53, 182	69, 756	12, 574	105, 206	1, 204	72, 387	11, 281	145, 245	72, 121	1, 480	554	1, 208	69, 882
平成 22 年	465, 685	5, 164	318, 562	52, 637	68, 606	12, 287	102, 417	1, 170	70, 232	11, 213	141, 959	70, 005	1, 428	551	1, 190	68, 785
平成 23 年	455, 829	5, 152	311, 996	52, 219	67, 470	11, 923	99, 383	1, 141	68, 746	11, 114	138, 681	67, 990	1, 381	542	1, 179	67, 589
平成 24 年	447, 277	5, 150	305, 975	51, 516	66, 294	11, 679	96, 120	1, 114	68, 299	10, 953	136, 152	66, 470	1, 333	537	1, 153	66, 659
平成 25 年	436, 918	5, 160	299, 142	51, 245	65, 330	11, 502	91, 255	1, 101	67, 916	10, 793	132, 616	64, 593	1, 293	538	1, 151	65, 041
平成 26 年	428, 541	5, 154	293, 544	50, 888	64, 206	11, 296	87, 831	1, 060	67, 665	10, 598	129, 843	63, 222	1, 245	529	1, 142	63, 705
平成 27 年	422, 029	5, 106	289, 034	50, 553	63, 093	11, 021	85, 499	1, 019	67, 498	10, 351	127, 889	62, 269	1, 209	518	1, 127	62, 766
平成 28 年	416, 234	5, 088	284, 849	50, 201	62, 120	10, 802	83, 341	1, 002	67, 170	10, 213	126, 297	61, 401	1, 178	510	1, 111	62, 097
平成 29 年	410, 651	5, 096	280, 863	50, 023	61, 124	10, 586	81, 417	986	66, 733	9, 994	124, 692	60, 585	1, 138	499	1, 098	61, 372
平成 30 年	405, 238	5, 093	276, 879	49, 811	60, 360	10, 386	79, 723	961	65, 806	9, 832	123, 266	59, 715	1, 107	493	1, 084	60, 867
平成 31 年	400, 639	5, 098	273, 641	49, 717	59, 699	10, 170	77, 988	940	65, 425	9, 702	121, 900	58, 865	1, 078	482	1, 077	60, 398

（備考）１　「危険物規制事務調査」により作成
２　昭和 34 年は９月 30 日現在である。
３　東日本大震災の影響により、平成 23 年、平成 24 年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成 22 年３月 31 日現在の件数で集計している。

附属資料 2-1-2　消防機関数と消防職団員数の推移

（各年４月１日現在）

区分 / 年	消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分団	消防団常備部	消防団員
	消防本部					消防団			
昭和 31 年　(1956 年)	383	6	465	713	31, 864	5, 332	－	101	1, 830, 222
32　(1957)	406	6	488	735	32, 745	4, 484	－	107	1, 737, 319
33　(1958)	429	6	507	778	33, 729	4, 304	－	104	1, 677, 555
34　(1959)	438	6	533	831	35, 168	4, 153	－	93	1, 633, 792
35　(1960)	445	3	562	833	36, 627	4, 016	－	102	1, 591, 053
36　(1961)	461	3	578	889	38, 489	3, 957	35, 463	96	1, 542, 406
37　(1962)	484	3	597	919	40, 948	3, 909	35, 377	100	1, 488, 495
38　(1963)	511	3	617	961	43, 169	3, 852	34, 323	116	1, 445, 508
39　(1964)	544	4	641	996	45, 357	3, 835	33, 825	117	1, 413, 285
40　(1965)	620	4	735	1, 024	48, 075	3, 826	31, 653	123	1, 330, 995
41　(1966)	640	4	755	1, 072	50, 806	3, 818	30, 940	125	1, 301, 702
42　(1967)	671	5	817	1, 110	53, 957	3, 764	29, 926	107	1, 283, 003
43　(1968)	700	9	851	1, 155	56, 681	3, 748	29, 451	94	1, 258, 277
44　(1969)	734	26	892	1, 242	60, 486	3, 743	28, 998	89	1, 234, 696
45　(1970)	756	58	937	1, 308	64, 230	3, 699	28, 482	71	1, 210, 839
46　(1971)	782	129	986	1, 470	70, 077	3, 682	27, 732	61	1, 189, 675
47　(1972)	805	221	1, 094	1, 769	79, 092	3, 659	27, 638	23	1, 166, 625
48　(1973)	829	304	1, 155	2, 120	88, 754	3, 696	27, 392	25	1, 148, 567
49　(1974)	848	359	1, 230	2, 407	98, 329	3, 682	27, 081	22	1, 131, 723
50　(1975)	859	378	1, 258	2, 590	105, 005	3, 668	26, 805	22	1, 118, 036
51　(1976)	869	387	1, 286	2, 665	107, 632	3, 673	26, 650	22	1, 105, 299
52　(1977)	878	398	1, 321	2, 742	110, 618	3, 669	26, 463	17	1, 094, 367
53　(1978)	887	408	1, 336	2, 771	114, 249	3, 669	26, 324	18	1, 087, 269
54　(1979)	895	419	1, 366	2, 840	117, 657	3, 666	26, 281	12	1, 078, 536
55　(1980)	906	427	1, 425	2, 883	120, 460	3, 641	26, 084	11	1, 069, 140
56　(1981)	914	435	1, 462	2, 930	123, 204	3, 645	25, 995	11	1, 063, 761
57　(1982)	923	441	1, 470	3, 001	125, 335	3, 656	26, 115	9	1, 057, 404
58　(1983)	927	445	1, 476	3, 063	126, 959	3, 653	26, 002	8	1, 050, 271
59　(1984)	932	451	1, 483	3, 111	128, 087	3, 658	25, 858	8	1, 042, 463
60　(1985)	933	454	1, 496	3, 132	128, 914	3, 641	25, 798	7	1, 033, 376
61　(1986)	933	454	1, 501	3, 151	129, 610	3, 650	25, 701	7	1, 026, 224
62　(1987)	931	455	1, 514	3, 152	130, 463	3, 648	25, 667	7	1, 017, 807
63　(1988)	930	456	1, 526	3, 170	131, 407	3, 649	25, 606	6	1, 008, 998
平成元 年　(1989)	931	458	1, 535	3, 160	132, 437	3, 649	25, 620	6	1, 002, 371
2　(1990)	933	464	1, 554	3, 166	133, 610	3, 654	25, 639	6	996, 743
3　(1991)	935	468	1, 589	3, 175	135, 157	3, 648	25, 559	2	991, 566
4　(1992)	935	467	1, 602	3, 181	137, 388	3, 642	25, 574	1	986, 996
5　(1993)	932	466	1, 618	3, 200	141, 403	3, 642	25, 575	1	983, 014
6　(1994)	931	465	1, 615	3, 207	144, 885	3, 641	25, 561	1	979, 737
7　(1995)	931	467	1, 631	3, 207	147, 016	3, 637	25, 506	－	975, 512
8　(1996)	925	470	1, 636	3, 219	148, 989	3, 636	25, 480	－	972, 078
9　(1997)	923	471	1, 654	3, 224	150, 626	3, 641	25, 455	－	968, 081
10　(1998)	920	473	1, 662	3, 232	151, 703	3, 643	25, 393	－	962, 625
11　(1999)	911	473	1, 670	3, 239	152, 464	3, 641	25, 351	－	957, 047
12　(2000)	907	472	1, 682	3, 230	153, 439	3, 639	25, 322	－	951, 069
13　(2001)	904	475	1, 687	3, 225	153, 952	3, 636	25, 268	－	944, 134
14　(2002)	900	475	1, 690	3, 226	154, 487	3, 627	25, 238	－	937, 169
15　(2003)	894	472	1, 696	3, 207	155, 016	3, 598	25, 064	－	928, 432
16　(2004)	886	459	1, 699	3, 207	155, 524	3, 524	24, 852	－	919, 105
17　(2005)	848	385	1, 704	3, 225	156, 082	2, 963	24, 384	－	908, 043
18　(2006)	811	329	1, 706	3, 221	156, 758	2, 584	23, 946	－	900, 007
19　(2007)	807	320	1, 705	3, 230	157, 396	2, 474	23, 605	－	892, 893
20　(2008)	807	316	1, 706	3, 218	157, 860	2, 380	23, 180	－	888, 900
21　(2009)	803	312	1, 710	3, 197	158, 327	2, 336	22, 997	－	885, 394
22　(2010)	802	305	1, 716	3, 180	158, 809	2, 275	22, 926	－	883, 698
23　(2011)	798	303	1, 711	3, 186	159, 354	2, 263	22, 839	－	879, 978
24　(2012)	791	305	1, 706	3, 184	159, 730	2, 234	22, 753	－	874, 193
25　(2013)	770	304	1, 700	3, 162	160, 392	2, 224	22, 578	－	868, 872
26　(2014)	752	296	1, 703	3, 153	161, 244	2, 221	22, 560	－	864, 347
27　(2015)	750	295	1, 709	3, 145	162, 124	2, 208	22, 549	－	859, 995
28　(2016)	733	291	1, 714	3, 130	163, 043	2, 211	22, 484	－	856, 278
29　(2017)	732	290	1, 718	3, 111	163, 814	2, 209	22, 458	－	850, 331
30　(2018)	728	289	1, 719	3, 117	164, 873	2, 209	22, 422	－	843, 667
31　(2019)	726	289	1, 719	3, 113	165, 438	2, 198	22, 388	－	831, 982

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成